

漁港区域清掃事業における清掃作業



No	119
該当箇所	2 自然景観の保全 (4) 散乱ごみ、油等の除去
該当箇所本文	海面、海浜等におけるごみ、油等の投棄を防止するため、啓発活動の充実、強化とともに、国、府、関係市町村及び民間団体が連携して実施している「大阪湾クリーン作戦」等の海面、海浜及び瀬戸内海に流入する河川流域における清掃事業を住民や民間団体と連携して推進を図る。
施策名	大阪湾クリーン作戦等への参画
担当部局	大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課
施策の概要	大阪湾沿岸の23府県市町で構成する「大阪湾環境保全協議会」を通じた「大阪湾クリーン作戦」への参画、「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」(瀬戸内海沿岸域32府県市で構成)の主催する「3000万人瀬戸内海クリーン大作戦」への参画により、河川、海岸、海域へのごみ投棄の防止をPRするとともに、大阪湾内のごみの回収や海浜清掃を行い、大阪湾の環境保全に努めている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	120
該当箇所	2 自然景観の保全 (4)散乱ごみ、油等の除去
該当箇所本文	河川、海岸愛護県民運動等の民間清掃活動を含めて、河川及び海岸の清掃事業の促進に努めるものとする。
施策名	ひょうごアドプト
担当部局	兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課
施策の概要	<p>【目的】 兵庫県が管理する道路・河川・海岸などの公共物において、地域住民がボランティアで清掃美化活動を行い、快適な生活環境の創出に取り組むことにより、地域への愛着心を深めるとともに、新たなコミュニティの形成を促進し、いきいきとした地域づくりを目指す。</p> <p>【概要】 ①県が管理する公共物において、一定区間毎に、清掃美化活動などを行う参加団体(住民や企業など)を募集。 ②管理者と参加団体が、合意書を締結(「養子縁組(アドプト)」)。 ③参加団体は担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などを行い、県は活動団体などを表示する看板の設置や、地域の状況に応じて、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給等の支援。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>①芦屋港(芦屋沖地区) 活動場所:緑地、ビーチ 活動内容:清掃、美化 活動回数:3回/年 参加団体:企業 参加人数:60人</p> <p>②坂越港 活動場所:海岸保全施設敷、緑地敷 活動内容:清掃、美化、除草、草刈、灌水 活動回数:5回/年 参加団体:自治会 参加人数:500人</p> <p>③明石港(西外港) 活動場所:護岸施設周辺 活動内容:清掃、美化、除草、草刈 活動回数:5回/年 参加団体:NPO法人 参加人数:82人</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	121
該当箇所	2 自然景観の保全 (4)散乱ごみ、油等の除去 3 浅海域の保全等 (2)自然海浜の保全等 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
該当箇所本文	2(4) 河川、海岸愛護県民運動等の民間清掃活動を含めて、河川及び海岸の清掃事業の促進に努めるものとする。 3(2) また、現在、海岸管理者と地元市町による海岸清掃事業を実施しており、今後とも、民間清掃活動を含めて海浜部の漂着ゴミ等を対象とした清掃事業を鋭意実施する。 14 このため、県民に対して、各種の広報手段を通じ、あるいは、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の環境保全についての正しい認識を高めるよう啓発活動の実施に努めるとともに、河川、海岸等へのごみの不法投棄の防止、台所から下水への生ゴミ流出の防止、浄化槽の維持管理の適正化を図るなど瀬戸内海の環境保全のための県民運動の推進に努めるものとする。
施策名	クリーンアップひょうごキャンペーンの実施
担当部局	兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課
施策の概要	<p>県民・事業者・行政が連携・協力して美しい地域景観の創出、魅力あふれる地域づくりを行うことにより、ひょうごのイメージアップ等を図るため、環境美化キャンペーン事業(クリーンアップひょうごキャンペーン)を実施している。</p> <p>平成21年度は、環境省が提唱する「ごみ・減量リサイクル推進週間」[5月30日(ごみゼロの日)から6月5日まで]を皮切りに、環境月間(6月)及び海、山開きシーズン(7月)中をキャンペーン期間とし、県内各地で環境美化統一キャンペーンを展開した。</p> <p>1 期間 平成21年5月30日(土)～7月31日(金)</p> <p>2 事業内容 県内の各種団体に広く協力を呼びかけ、県内各地で団体、地域住民、行政(県・市町)等が連携して、清掃等環境美化活動やキャンペーンを展開した。</p> <p>3 実施団体 兵庫県、市町、(財)ひょうご環境創造協会、(財)兵庫県環境クリエイトセンター、(社)兵庫県水質保全センター、(社)兵庫県産業廃棄物協会、(社)瀬戸内海環境保全協会、兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会、(財)兵庫県園芸・公園協会、(社)兵庫県自然保護協会、(社)兵庫ビルメンテナンス協会、(社)食品容器環境美化協会 等</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	※ 別添報告書のとおり
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

平成21年度クリーンアップひょうごキャンペーン事業実施結果

(瀬戸内海関係地域での実施)

実施内容 (事業名称)	実施日	実施主体	実施場所	参加団体	参加人数 (人)	ごみ回収量 (トン)
休暇村 南淡路 地域清掃活動	5月20日	南あわじ市 観光協会	なないろ館周 辺	観光協会役員	15	0.1
休暇村 南淡路 地域清掃活動	6月17日	南あわじ市 観光協会	丸山海水浴場	観光協会役員	19	0.4
休暇村 南淡路 地域清掃活動	5月20日	南あわじ市 観光協会	阿万海岸	観光協会役員	21	0.3
休暇村 南淡路 地域清掃活動	5月20日	南あわじ市 観光協会	慶野松原 海水浴場	観光協会役員	18	0.4
休暇村 南淡路 地域清掃活動	5月20日	南あわじ市 観光協会	南あわじ市 海釣り公園	観光協会役員	15	0.2
海岸漂着ごみク リーンアップ	7月14日	淡路県民局、洲 本市、洲本市老 人大学おのころ 学園	大浜公園(洲 本市)	淡路県民局、洲本 市、洲本市老人大 学おのころ学園、 淡路島里海保全隊	約60	1
合計					148	2.4

(注) ごみの回収量について、トン数が不明の場合は、ごみ袋大=0.045トン、中=0.030トン、小=0.015トンで換算していません。

No	122【終了】
該当箇所	2 自然景観の保全(4) 散乱ごみ、油等の除去
該当箇所本文	<p>海上に浮遊するごみ、油等を回収するため、広島港等に配備されている清掃船及び油回収作業船を積極的に活用するとともに、今後もその整備を図るものとする。</p> <p>また、海域環境保全のため、沈廃船の処理を広島港等において実施するとともに、漁場環境保全創造事業(堆積物除去)を推進するものとする。</p> <p>一方、海面、海浜等におけるごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制の徹底と監視、指導の強化を図るとともに、海浜等を清浄に保つため、「リフレッシュ瀬戸内」運動や「クリーン太田川」など住民等の参加による地域環境保全活動を含めた河川、海岸等の清掃事業の促進に努めるものとする。</p>
施策名	沈廃船処理及び清港活動について
担当部局	広島県空港港湾部

施策の概要	<p>【沈廃船の処理】</p> <p>港湾法第34条で準用する港湾法第12条第1項第2号に基づき、港湾管理上支障となる所有者不明の沈廃船の処理を行っている。</p>
	<p>【清港活動について】</p> <p>一方、海面、海浜等におけるごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制の徹底と監視、指導の強化を図るとともに、海浜等を清浄に保つため、「リフレッシュ瀬戸内」運動や「クリーン太田川」など住民等の参加による地域環境保全活動を含めた河川、海岸等の清掃事業の促進に努めるものとする。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>【廃船の処理】</p> <p>上記に基づき、次のとおり廃船処理を行っている。</p> <p>◇直近3か年の廃船処理状況</p> <p>平成16年 34隻 平成17年 50隻 平成18年 52隻</p>
	<p>【清港活動について】</p> <p>年間 211日稼働</p> <p>広島港及びその周辺海域において清港活動を実施し、次のとおり浮遊ごみを回収している。</p> <p>平成18年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般ごみ 138立法メートル ・流木 306本 ・流竹 354本 ・発泡スチロール 949個 ・古タイヤ 32個 ・古牡蠣筏 1台 ・木株 79個 など

進捗状況を示すデータ														
項目1	直近3か年の廃船処理状況(県実施分)								単位	隻				
年度	H15	H16	H17	H18										
	81	34	50	52										
項目2									単位					
項目3									単位					

No	124																		
該当箇所	2 自然景観の保全 (4)散乱ごみ、油等の除去																		
該当箇所本文	<p>海上に浮遊し、あるいは海浜に漂着するごみ、油等については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法(昭和39年法律第167号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく規制の徹底と監視及び取締りの強化を図るとともに、河川、海岸愛護活動等の民間清掃活動を含め河川及び海岸の清掃事業の促進に努めるものとする。</p> <p>さらに、平成18年度に設置された「瀬戸内海海ごみ対策検討会」等により、漂流ごみ、漂着ごみ及び海底ごみの実態把握、回収処理体制の確立及び発生抑制対策の実施に努めるものとする。</p> <p>また、沿岸漁場における海底堆積物の除去等のため、漁場環境保全創造事業を推進するとともに、清掃船により海面におけるごみ等の回収を行う海洋環境整備事業を実施するものとする。</p>																		
施策名	NPOと協働で実施している瀬戸内海の環境保全のための事業																		
担当部局	徳島県農林水産部ブランド戦略総局水産課																		
施策の概要	<p>県民との協働による美しい海岸づくりを通じて、それを誇りに思う郷土愛や海岸への愛着心を醸成することを目的に、以下の事業を実施。</p> <p>「蒲生田岬クリーンアップ作戦」 徳島県阿南市椿町の蒲生田岬周辺海岸において、県や漁業関係者、NPO法人会員等との協働により、漂着ごみの回収等を行う。</p> <p>「海をキレイに支隊応援事業」 徳島県漁港漁場協会および全日本漁港建設協会徳島県支部が経費等を負担し、県はホームページによる参加者募集や実績の紹介、地元調整のための協議、実施団体名入りのサインボードの設置等を執行することにより、海岸清掃活動を行うNPO等ボランティア団体への支援を行う。</p>																		
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>「蒲生田岬クリーンアップ作戦」 平成13～18年度は、青壮年漁業者活動等促進事業の一部を活用し、ごみ袋等、ごみ回収に必要な資材の購入に対する支援を実施。平成19～20年度は、清掃対象となる海岸が工事中のため一時活動を休止していたが、工事の完了に伴い、H21年度は、「海をキレイに支隊応援事業」等により実施。</p> <p>「海をキレイに支隊応援事業」 平成20年度は、鳴門市瀬戸町大島田地区ほか1箇所で開催し、合計参加者数は約80人。 平成21年度は、12月末現在、鳴門市鳴門町土佐泊地区ほか4箇所で開催し、合計参加者数は約390人。</p>																		
進捗状況を示すデータ																			
項目1	参加者数	単位	人																
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21										
	240	168	135	320	363	402	休止	78	388										
項目2	単位																		
項目3	単位																		

・美しくいきいきした海岸づくり事業（海岸愛護事業）
昨年度の様子



・さぬき瀬戸クリーンリレー2008 活動風景



No	128										
該当箇所	2 自然環境の保全 (5)その他の措置										
該当箇所本文	<p>自然景観の保全のため上記の施策を推進するほか、開発等の実施に当たっては、海岸の景観の保全について十分配慮し、また、海面及び沿岸部等において施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するとともに、これまで失われた自然海岸の回復についても配慮するものとする。</p> <p>さらに景観の形成等に関する条例による景観形成地区等の指定により自然景観と調和した良好な景観形成に努めるとともに、プレジャーボートの放置についても、適正な管理の促進に努めるものとする。</p>										
施策名	景観形成地区等指定調査の実施										
担当部局	兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課										
施策の概要	<p>1)「美しい兵庫」の実現を目指し、景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区や風景形成地域について、歴史的なまちなみ、まちなかや主要幹線沿道などの地区の特性に対応した地区指定を行い、建築物等が地域の景観特性に見合ったものとなるよう、事業者に対して指導・助言を行う。</p> <p>2)また、地域の景観形成に重要な役割を果たしている建築物又は樹木を景観形成重要建築物又は樹木(以下「景観形成重要建築物等」という)に指定し、当該物件を核として、優れた景観の創造又は保全を図るとともに、地域住民への景観への意識の高揚や景観形成への取組の促進を図る。</p> <p>3)このため、景観形成地区、風景形成地域の指定に向け、事前に景観現況調査、現況調査分析、景観形成計画について調査を実施するとともに、景観形成重要建築物等の指定に向けた現況調査、保存計画の策定に係る調査を実施する。</p>										
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1)景観形成地区の指定 優れた景観の創造又は保全を図る必要がある区域を景観形成地区に指定し、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定めます。 地区内では、建築物等の新築・増改築、広告物等の表示、屋外自動販売機の設置などの行為について必要な指導、助言を行っている。</p> <table border="0"> <tr> <td>(指定地区名)</td> <td>(景観形成の基本方針)</td> </tr> <tr> <td>洲本市古茂江海岸地区</td> <td>海岸リゾート地らしい景観形成</td> </tr> <tr> <td>たつの市室津地区</td> <td>伝統的な港の町家の景観形成</td> </tr> </table> <p>(2)風景形成地域の指定 良好な自然の風景を有するなど、広がりのある優れた景観を創造又は保全する必要がある地域を指定し、地域の目指すべき風景に応じた風景形成基準を定めます。 地域内では、大規模建築物等の新築・増改築などの行為について必要な指導、助言を行っている。</p> <table border="0"> <tr> <td>(指定地域名)</td> <td>(景観形成の基本方針)</td> </tr> <tr> <td>西播磨海岸地域</td> <td>美しい沈降型自然海岸と点在する島々を意識した風景形成</td> </tr> </table>	(指定地区名)	(景観形成の基本方針)	洲本市古茂江海岸地区	海岸リゾート地らしい景観形成	たつの市室津地区	伝統的な港の町家の景観形成	(指定地域名)	(景観形成の基本方針)	西播磨海岸地域	美しい沈降型自然海岸と点在する島々を意識した風景形成
(指定地区名)	(景観形成の基本方針)										
洲本市古茂江海岸地区	海岸リゾート地らしい景観形成										
たつの市室津地区	伝統的な港の町家の景観形成										
(指定地域名)	(景観形成の基本方針)										
西播磨海岸地域	美しい沈降型自然海岸と点在する島々を意識した風景形成										
進捗状況を示すデータ											
項目1	単位										
項目2	単位										
項目3	単位										

No	129
該当箇所	2 自然環境の保全 (5)その他の措置
該当箇所本文	<p>自然景観の保全のため上記の施策を推進するほか、開発等の実施に当たっては、海岸の景観の保全について十分配慮し、また、海面及び沿岸部において施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するとともに、これまで失われた自然海岸の回復についても配慮するものとする。</p> <p>さらに景観の形成等に関する条例による景観形成地区等の指定により自然景観と調和した良好な景観形成に努めるとともに、プレジャーボートの放置についても、適正な管理の促進に努めるものとする。</p>
施策名	景観の形成等に関する条例の施行(景観影響評価制度)
担当部局	兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

施策の概要	<p>1) 制度の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観の形成等に関する条例(以下「景観条例」という。)の規定に基づき、景観形成地区内における建築物等に係る新築等の行為について届出の義務を課し、景観形成基準等に基づいて当該行為を行う者に対する指導、助言等を行うことにより、景観の形成を図ってきた。 ・しかしながら、その規模や用途から景観の形成等を大きく阻害する建築物等をめぐり、当該建築物等の周辺住民との係争を生じる等の問題が生じていることから、このような建築物等の新築等の行為については、あらかじめ調査、予測又は評価を実施させるとともに、その結果を踏まえ、知事との協議、周辺住民への説明を求める景観影響評価制度を創設した。 ・平成20年12月に条例を改正し、条例に特定建築物等景観基準を位置づけて景観上守るべき基準を明確化するとともに、手続の強化及び充実を行い、より良好な景観の誘導を図っている。 <p>2) 対象行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の新築、改築、増築又は移転 ・建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え ・建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更 <p>3) 対象建築物等(特定建築物等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館等(延べ面積500㎡以上又は10室以上) ・ぱちんこ店(延べ面積200㎡以上又はぱちんこ台等が100台以上) (上記については風営法施行条例第2条に定める第4種地域以外の区域) ・発電用風力設備(高さ31m超) ・観覧車(高さ31m超)
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	(平成18年9月23日施行、平成21年4月1日改正施行)
----------------	------------------------------

進捗状況を示すデータ												
項目1									単位			
項目2									単位			
項目3									単位			

No	130
該当箇所	2 自然景観の保全 (5) その他の措置 ア 総合的な景観形成の推進
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の景観の保全を図るため、ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく地域指定及び届出指導等により、自然と調和のとれた適正な開発が行われるようにするとともに、平成16年に制定された景観法に基づく景観計画を策定して、地域の特色ある景観行政を推進できるよう努める。</p> <p>公共事業の実施に当たっては、生態系等への影響を考慮するとともに、自然を身近に感じられる多工法を採用するなどして、周囲の自然景観との調和に配慮する。</p> <p>また、自然景観と一体をなす町並み等の文化的な景観については、伝統的建造物群保存地区の指定等により保全を図る。</p> <p>このほか、瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力の下に、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のみとまりのある内海景観を保全・創造していくものとする。</p>
施策名	総合的な景観形成の推進
担当部局	広島県環境県民局環境部
施策の概要	<p>(1) ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく総合的な景観形成の推進</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法等に基づく指定地域 ・広島県を代表する景勝地 ・地域を代表する歴史的建造物等のランドマークのある地域 <p>について、「景観指定地域」及び「大規模行為届出対象地域」を定め、届出指導等により展望地からの眺望、行為地の選定等に特に配慮を求めている。</p> <p>中でも「景観指定地域」については、周囲の景観との調和等に最大限の配慮を求めている。</p> <p>「景観指定地域」における瀬戸内海関連地域としては、「宮島・大野景観指定地域」・「安芸灘架橋景観指定地域」・「西瀬戸自動車道景観指定地域」を定めている。</p> <p>公共事業の実施に当たっては、「広島県公共事業等景観形成指針」において、法面・擁壁・護岸・防護策・舗装・駐車場・標識・照明施設・緑の保全と緑化等の指針を定めている。特に港湾・漁港、海岸の整備等においては、瀬戸内海の良好な景観に配慮して進めるため、整備の考え方・設計等の配慮事項について示し、事業に反映するよう要請している。</p> <p>(2) 景観法に基づく景観行政団体への移行</p> <p>瀬戸内海の自然景観等、地域の自然的・社会的特性を活用した独自の景観計画を策定することにより、地域に密着したきめ細やかな景観施策の実現を図るため、市町の景観行政団体への移行を促進する。</p> <p>【景観行政団体】 平成21年12月末現在 6団体 【景観計画策定中】 平成21年12月末現在 2団体</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	132
該当箇所	2 自然景観の保全 (5)その他の措置 ウ海域等の適正利用の推進
該当箇所本文	港湾法及び「広島海の管理に関する条例」に基づき、海域の適正な利用等に努める。 海域や河川における放置艇については、漁港漁場整備法、河川法、港湾法及び「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、広島湾における放置艇等の禁止区域を拡大するとともに、係留保管場所の整備や沈没船の適正処理を推進する。とりわけ、高強度で処理が困難なうえ、処理費用が高いため不法投棄が社会問題化しているFRP廃船については、「FRP船リサイクルシステム」等を活用し、効率的な撤去・処理を推進する。
施策名	水域の適正利用・放置艇対策・廃船リサイクルの推進
担当部局	広島県土木局空港港湾部

施策の概要	<p>【水域の適正利用について】</p> <p>○ 港湾区域内においては、港湾法に基づく占用許可制度、その他一般海域については、「広島海の管理に関する条例」に基づく占用許可制度を設け、海域の適正利用を担保している。</p> <p>【放置艇対策について】</p> <p>○ 放置集積が高い地域から、順次「係留・保管計画」を策定し、段階的に係留・保管施設を整備している。</p> <p>○ 上記施設整備の進捗に合わせて、港湾法(以下「法」という。)又は「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、重点放置等禁止区域を設定し、放置艇の取締を強化し、問題の解消を図る。</p> <p>○ 平成19年10月1日には、広島市中区吉島地区において、PFI手法を用いた「ポートパーク広島(第1期516隻収容)」を供用開始すると同時に、広島湾地域において、法等により放置等禁止区域等を指定拡大し、放置艇の撤去指導を行っている。</p> <p>【廃船のリサイクルについて】</p> <p>○ 平成17年度に、(社)日本舟艇工業会が構築した「FRP船リサイクルシステム」を利用した廃船処理を行うとともに、中国運輸局を中心とし県、市及び関係団体から成る廃船処理協議会を設け、同システムの広報活動等の支援を行っている。</p>
	<p>【水域の適正利用について】</p> <p>○ 港湾区域内においては、法に基づく占用許可制度、その他一般海域については、条例に基づく占用許可制度を設け、海域の適正利用を担保している。</p> <p>【放置艇対策について】</p> <p>○ 係留・保管計画の策定 平成10年3月 「広島港地域プレジャーボート係留・保管モデル計画」 平成18年3月 「福山港地域プレジャーボート係留保管計画」</p> <p>○ 公的係留施設の整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島港 6施設2,393隻収容可能 ・ 尾道系崎港 1施設51隻収容可能 ・ 須波港 1施設48隻収容可能 <p>○ 重点放置等禁止区域等の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法に基づく指定 五日市海老山地区等22箇所 ・ 条例に基づく指定 廿日市貯木場地区等 8箇所 ・ 河川法に基づく指定 太田川放水路等 11箇所 ・ 漁港漁場整備法に基づく指定 五日市漁港地区等 4箇所 <p>【廃船のリサイクルについて】</p> <p>○ 県関係建設事務所等及び沿岸部の市町に対しPRパンフレット等配布</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>【水域の適正利用について】</p> <p>○ 港湾区域内においては、法に基づく占用許可制度、その他一般海域については、条例に基づく占用許可制度を設け、海域の適正利用を担保している。</p> <p>【放置艇対策について】</p> <p>○ 係留・保管計画の策定 平成10年3月 「広島港地域プレジャーボート係留・保管モデル計画」 平成18年3月 「福山港地域プレジャーボート係留保管計画」</p> <p>○ 公的係留施設の整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島港 6施設2,393隻収容可能 ・ 尾道系崎港 1施設51隻収容可能 ・ 須波港 1施設48隻収容可能 <p>○ 重点放置等禁止区域等の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法に基づく指定 五日市海老山地区等22箇所 ・ 条例に基づく指定 廿日市貯木場地区等 8箇所 ・ 河川法に基づく指定 太田川放水路等 11箇所 ・ 漁港漁場整備法に基づく指定 五日市漁港地区等 4箇所 <p>【廃船のリサイクルについて】</p> <p>○ 県関係建設事務所等及び沿岸部の市町に対しPRパンフレット等配布</p>
	<p>【水域の適正利用について】</p> <p>○ 港湾区域内においては、法に基づく占用許可制度、その他一般海域については、条例に基づく占用許可制度を設け、海域の適正利用を担保している。</p> <p>【放置艇対策について】</p> <p>○ 係留・保管計画の策定 平成10年3月 「広島港地域プレジャーボート係留・保管モデル計画」 平成18年3月 「福山港地域プレジャーボート係留保管計画」</p> <p>○ 公的係留施設の整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島港 6施設2,393隻収容可能 ・ 尾道系崎港 1施設51隻収容可能 ・ 須波港 1施設48隻収容可能 <p>○ 重点放置等禁止区域等の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法に基づく指定 五日市海老山地区等22箇所 ・ 条例に基づく指定 廿日市貯木場地区等 8箇所 ・ 河川法に基づく指定 太田川放水路等 11箇所 ・ 漁港漁場整備法に基づく指定 五日市漁港地区等 4箇所 <p>【廃船のリサイクルについて】</p> <p>○ 県関係建設事務所等及び沿岸部の市町に対しPRパンフレット等配布</p>

進捗状況を示すデータ														
項目1	廃船処理状況(県実施分)							単位	隻					
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20								
	81	34	50	52	16	24								
項目2								単位						
項目3								単位						

No	133
該当箇所	2自然景観の保全 (5)その他の措置 ウ海域等の適正利用の推進
該当箇所本文	海域や河川における放置艇については、漁港漁場整備法、河川法、港湾法及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、広島湾における放置艇等の禁止区域を拡大するとともに、係留保管場所の整備や沈没船の適正処理を推進する。とりわけ、高強度で処理が困難なうえ、処理費用が高いため不法投棄が社会問題化しているFRP廃船については、「FRP船リサイクルシステム」等を活用し、効率的な撤去・処理を推進する。
施策名	河川における放置艇対策事業
担当部局	広島県土木局

施策の概要
 放置艇対策は、近年全国的に大きな社会問題となっており、河川法においても平成9年6月に一部改正され、放置艇の監督処分及び処分等の取扱いについて整理がなされた。当県においては、平成10年10月に施行された「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、港湾・漁港区域内に重点撤去禁止区域を、河川区域内に重点的撤去区域を指定して、不法係留艇に対する指導、撤去を実施する。
 また、平成19年10月にポートパーク広島が開業したことに伴い、重点的撤去区域を京橋川・猿猴川の全区間にまで拡大したことから、今後は、他の水域管理者と連携しながら、行政代執行の実施を視野に入れた厳正かつ計画的な対策を講じる。

瀬戸内海関係地域での実施事例
 平成10年10月に第1次(京橋川の上流端～栄橋)、平成13年1月に第2次(猿猴川の栄橋～大正橋)、平成17年8月に第3次(猿猴川の大正橋～仁保橋)の重点的撤去区域を指定し、放置艇対策を計画的かつ段階的に実施。

進捗状況を示すデータ														
項目1											単位			
項目2											単位			
項目3											単位			

保全活動の実施状況



漁業者によるアサリ生息状況調査



ボランティアダイバーによる生物調査状況



逆さ保全竹の設置状況



アマモ苗の移植状況(苗は小学生が育成)



No	137
該当箇所	3 浅海域の保全等 (1) 藻場及び干潟の保全等
該当箇所本文	藻場及び干潟等についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場として重要な役割を果たしていることから、できるだけ保全するようつとめるものとするともに、これまで失われた藻場及び干潟については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。
施策名	徳島小松島港赤石地区整備事業
担当部局	徳島県 県土整備部 港湾空港企画課
施策の概要	徳島小松島港赤石地区整備事業は、平成6年度に着工されているが、事業にあたっては埋立面積約61haと、当時の運輸省大臣通達「運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価実施要領」(昭和60年4月26日付運環第25号)に基づく環境評価実施要件である50haを超えていたため、同実施要領に基づき環境影響評価の手続きが進められた。この中で、環境庁(当時)からの意見として、埋め立て区域内に分布するアマモ場の保全対策が求められ、公有水面埋立免許においても、アマモ場の保全に努めることが免許要件の一つとして盛り込まれた。
瀬戸内海関係地域での実施事例	事業実施前に埋立事業により消失するアマモ場の代替措置を実施することを前提に、藻場の現状把握、移植実験、計画検討を行い、平成5～6年度に和田島地区への移植を実施した。 その後、平成6年度から現在までモニタリングを実施し、経過調査を行っている。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	140
該当箇所	3 浅海域の保全等 (1) 藻場及び干潟等の保全等 ・水産資源保護法
該当箇所本文	そこで、水産資源保護法に基づき保護水面に指定されている八幡地先(宇佐市)水域のほか10か所の水域、瀬戸内海漁業取締規則により藻場等ひき網漁業禁止区域に指定されている琵琶崎地先(国東市)水域のほか5か所の水域及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、特別保護地区に指定されている関崎鳥獣保護区(大分市)及び鶴御崎鳥獣保護区(佐伯市)の海岸においては、法令に基づく規制措置の適切な運用により藻場及び干潟の保全を図るとともに、適宜これら地域指定の見直しを行い、必要に応じ新たな指定又は指定区域の変更を行うと
施策名	水産資源保護対策事業
担当部局	大分県農林水産部水産振興課

施策の概要	<p>1)「保護水面」とは、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であつて、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。(水産資源保護法第14条)</p> <p>2) 県内には干潟保護水面が3か所、藻場保護水面が8か所、河川保護水面が3か所、合計14か所の保護水面がある。</p> <p>3) 藻場及び干潟等の保全のための保護水面の管理委託 県漁協、地元河川漁協と管理委託契約を締結して保護水面の管理を委託する。</p> <p>4) 保護水面の適正な管理指導 県は、巡回、指導及び取締等を実施し、関係者に保護水面の意義、規定等を徹底する。</p> <p>5) 調査(～16年度) 干潟保護水面・・・保護水面内のハマグリ分布調査を行い、保護水面設置による事業効果等の確認を行う。 藻場保護水面・・・保護水面内の動植物相調査及び環境調査を行い、保護水面の現況を把握し、維持管理のための参考資料とする。</p>
-------	---

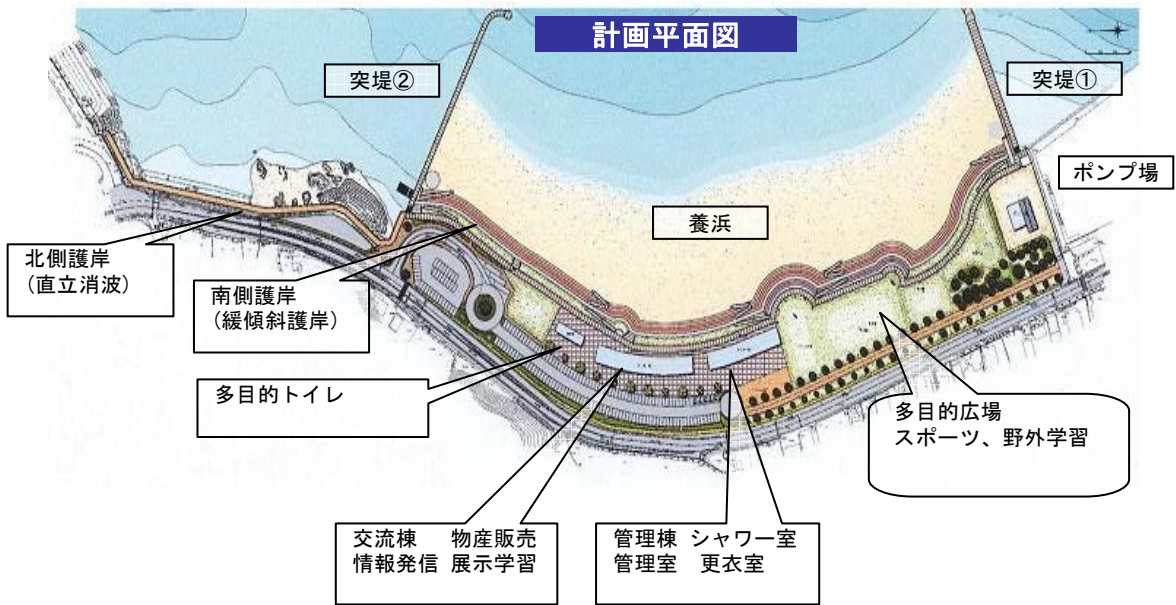
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海関係地域での保護水面</p> <p>(1) 干潟保護水面3か所 (宇佐市四日市町地先、宇佐市柳ヶ浦地先、宇佐市和間地先)</p> <p>(2) 藻場保護水面8か所 (国東市国見町両崎地先、東国東郡姫島村地先、国東市安岐町・武蔵町地先、速見郡日出町地先、大分市佐賀閑地先、津久見市仙水地先、津久見市保戸島地先、佐伯市上浦地先)</p> <p>干潟保護水面調査(～16年度)</p> <p>(1) 二枚貝生息量調査 保護水面内のハマグリ資源量を把握するため、坪刈調査を実施する。</p> <p>(2) 環境調査 海洋観測手法により保護水面近辺の水温・塩分等について調査する。</p> <p>藻場保護水面調査(～16年度)</p> <p>(1) 植物相調査 保護水面内における藻場の繁茂状況を把握するため、植物の組成と成育状況を潜水及び船上目視観察により調査する。</p> <p>(2) 動物相調査 保護水面内における魚類をはじめとする水産動物の生息状況を把握するため、刺網による調査を行う。</p> <p>(3) 環境調査 保護水面内の水温・塩分・栄養塩等について調査する。</p> <p>県漁協関係支店への保護水面管理委託</p> <p>(1) 保護水面内の巡回、指導、監視</p> <p>関係者への保護水面の適正な管理指導等</p> <p>(1) 水産資源の保護培養に関する事項の指導及び法令の励行に関する事項の啓発・普及</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ																			
項目1											単位								
項目2											単位								
項目3											単位								

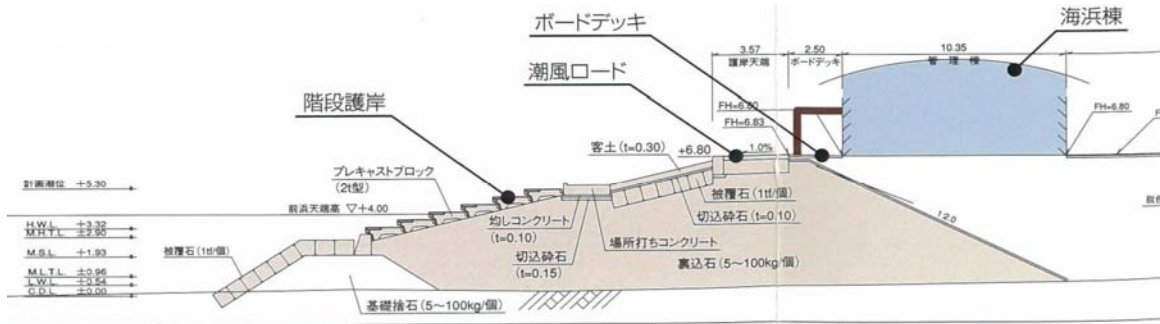
No	142
該当箇所	3 浅海域の保全等 (2)自然海浜の保全等 イ 養浜等による海浜環境の整備
該当箇所本文	自然海岸を利用に好適な状態で保全するため、住民や民間団体が実施する清掃作業を含め、海浜部に漂着しているごみ、油等を対象とした清掃事業の推進を図るとともに、海岸美化運動を行う。
施策名	自然海浜保全地区の清掃
担当部局	大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課
施策の概要	<p>府内に残されている貴重な自然海浜を保全し、その適切な利用を図るため、大阪府自然海浜保全地区条例第5条第1項の規定により、昭和58年11月に岬町の長松自然海浜保全地区及び小島自然海浜保全地区を指定している。</p> <p>[長松自然海浜保全地区] 位置：泉南郡岬町淡輪、深日 面積：約8.7ha（幅約100m、延長約850m）</p> <p>[小島自然海浜保全地区] 位置：泉南郡岬町多奈川谷川、多奈川小島 面積：約13ha（幅約100m、延長約1,320m）</p> <p>この自然海浜保全地区の良好な環境の保持と府民の利用環境の整備等を図るため、岬町が行う清掃の実施について、補助金を交付している。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	145
該当箇所	第3-3-(2)-7
該当箇所本文	山口県自然海浜保全地区条例(昭和56年条例第23号)に基づき指定されている、長浦ほか7地区の自然海浜保全地区の適切な保全を図る。 また、そのほか県下の貴重な自然海浜が自然公園法、山口県立自然公園条例(昭和35年条例第25号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)及び森林法(昭和26年法律第249号)に基づく各種の指定地区に指定されているので、これらの指定地区においては、当該法令に基づく適切な運用を図ることにより、自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努める。
施策名	自然海浜の保全の取組
担当部局	山口県環境生活部自然保護課
施策の概要	瀬戸内海においては、各種の開発等によって自然海浜の減少が著しいことから、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全することが緊要の課題となっていた。 このため、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7によって関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの又は海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるものについて、自然海浜保全地区として指定できる旨規定された。 自然海浜保全地区では、工作物の新築等に関して届出制が採用され、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、山口県自然海浜保全地区条例(昭和56年山口県条例第23号)を制定した。 昭和58年の長浦自然海浜保全地区指定を始めとして、これまでに8地区を自然海浜保全地区として指定した。 自然海浜保全地区では、工作物の新築、土地の形質変更、鉱物の掘採、土石の採取その他の行為を行う場合には届出を要することとし、自然海浜が保全されるよう努める。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

計画平面図



緩傾斜護岸標準断面図



No	148
該当箇所	3 浅海域の保全等 (2)自然海浜の保全等
該当箇所本文	「第4回自然環境保全基礎調査海岸調査」(平成6年3月環境庁調査)によると、平成5年度調査において、自然海岸は約42%、半自然海岸約26%、人工海岸約31%、河口部は約1%である。これら自然海岸及び半自然海岸のうち、海水浴場として梅津寺、唐子浜等で年間推定約98万人の利用者があるほか、潮干狩場として、高須海岸、岩松川河口等があり、魚つり場として県下の沿岸一帯で多くの場所が利用されている。このように自然海浜は、海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場として、年間を通じて多くの人々に利用され、県民の健康で文化的な生活の確保に大きく寄与しているところであるが、近年これらの自然海浜が減少する傾向にあることから、できるだけその利用に好適な状態で保全されるよう、施策を講じるものとする。
施策名	自然環境保全行政費(うち自然海浜保全地区管理指導事務)
担当部局	愛媛県県民環境部環境局自然保護課
施策の概要	条例に基づき指定した自然海浜保全地区(23地区)において、各種行為の届出等を実施させるとともに、自然海浜保全指導員を設置し、監視及び適正な利用指導を実施することにより、良好な自然環境を保全し、将来にわたって県民の健康で文化的な生活の確保を図るものである。
瀬戸内海関係地域での実施事例	(1)自然海浜保全地区における各種行為の届出、協議 (2)指導員による利用者指導や、違反行為に対する指導等 対象23地区 <ul style="list-style-type: none"> ・余木崎海岸 ・寒川海岸 ・津波島海岸 ・盛五反田海岸 ・戸板海岸 ・出走海岸 ・宗方海岸 ・肥海篠浜潮干狩場 ・高野川海岸 ・灘町海岸 ・沖浦海岸 ・ねずみ島海岸 ・三机須賀の森海岸 ・川之浜海岸 ・大久海岸 ・塩成海岸 ・横ハエ海岸 ・宮之串海岸 ・白浦海岸 ・赤松海岸 ・田の浜海岸 ・岩松川河口 ・元越海岸
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	151
該当箇所	3 浅海域の保全等 (2)自然海浜の保全等
該当箇所本文	<p>(2) 自然海浜の保全等</p> <p>第4回自然環境保全基礎調査海岸調査(環境庁)によると、平成5年度調査において、本県下の瀬戸内海の海岸線のうち自然海岸は14.8%、半自然海岸は6.8%、人工海岸は78.0%、河口部は0.4%となっている。</p> <p>これらの自然海岸及び半自然海岸は、海水浴場、潮干狩場及び魚つり場として利用されている。海水浴場としては脇田、長井浜、葦島等の海岸があり年間約10万人、潮干狩場としては白石、長井、松江、三毛門、吉富等の海岸があり年間約3万人の利用者がある。また、魚つり場としては脇田、藍島周辺があり多くの人々に利用されている。このように自然海岸は、海水浴場、潮干狩り場等の自然とのふれあいの場として、また海辺の自然観察の場として多くの人々に利用されているが、近年、これらの自然海浜が減少する傾向にあることにかんがみ、できるだけその利用に好適な状態で保全されるよう以下の施策を講ずるものとする。</p> <p>ア 規制の徹底と指導取締りの強化</p> <p>自然海岸の保全のため、瀬戸内海環境保全特別措置法に規定された自然海浜保全地区として、福岡県自然海浜保全地区条例により、3地区の自然海浜保全地区を指定しているところであり、今後とも条例の適切な運用を図るものとする。</p> <p>また、自然公園法、都市計画法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、森林法に基づく各種指定地区に指定されている自然海浜については、当該法律に基づく適切な運用を図ることにより、自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努めるものとする。</p> <p>自然海浜保全地区 喜多久自然海浜保全地区(北九州市) 三毛門自然海浜保全地区(豊前市) 松江浦自然海浜保全地区(豊前市)</p>
施策名	自然海浜保全地区清掃美化
担当部局	福岡県 環境部 自然環境課 自然公園係
施策の概要	1. 瀬戸内海関係地域で優れた海浜については、自然海浜保全地区に指定し、自然環境の保全に努めることとしている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	1. 自然海浜保全地区に指定している地域については、自然環境の保全のため、市町村に委託し、清掃美化を実施している。 <p>[保全地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喜多久自然海浜保全地区(北九州市) ・三毛門自然海浜保全地区(豊前市) ・松江浦自然海浜保全地区(豊前市)
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	153
該当箇所	4 海砂利採取への対応
該当箇所本文	本県では、水産資源の保護培養や自然環境の保全の観点から、平成10年2月16日に県内の海砂利採取を全面禁止しており、今後も採取禁止の措置を堅持する。 海砂利採取全面禁止後の海域環境・水産資源の回復・修復状況を把握するため、平成12年度に策定した「海砂利採取環境調査実施計画」に基づき、フォローアップ環境調査を継続して実施する。また、採取跡地周辺における水産資源を増大させるため、魚礁設置や増殖場の造成等を推進する。
施策名	海砂利採取に係る海域環境フォローアップ調査
担当部局	広島県土木局空港港湾部

施策の概要	<p>○ 平成10年2月16日以来、県内海砂採取全面禁止措置を堅持している。</p> <p>○ 海砂利採取禁止直後の平成10年～11年度に海域環境における現況を把握するため、基礎調査を実施し、平成12年度には、海砂採取による瀬戸内海の環境の変化等を調査するために、学識経験者の意見を聴いた上で、海砂利採取環境調査実施計画を策定した。</p> <p>【調査計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査目的 海域環境及び水産資源の修復過程の把握・修復 ● 調査実施時期 平成16・17（21年度以降は未定） <p>○ 修復への一定の方向性が確認できれば本調査の目的は達成できたものと考え、本調査を終了する。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○ 上記計画に基づき、基礎調査から5年が経過した平成16～17年度の2か年について、底質、卵・稚仔、底生生物、イナカゴ、魚介類について、環境フォローアップ調査を実施した。</p> <p>【調査結果】</p> <p>1 底質 海砂利採取禁止前から比べて、シルト分が減少し、礫分が増加した。清浄な底質へと変化している。</p> <p>2 底生生物 上記の環境変化に伴い、多毛類主体→二枚貝主体に変化</p> <p>3 イカナゴ 過年度に比べ、減少傾向が見られる。長期的モニタリングを行い評価することが必要</p> <p>4 魚介類 過年度と同様の傾向をしめた。長期的モニタリングを行い評価することが必要</p> <p>5 魚卵、稚仔 過年度から大きな変化はない。長期的モニタリングを行い評価することが必要</p> <p>6 藻場 調査条件の違いにより藻場の回復状況についての確認はできなかった。長期的モニタリングを行い評価することが必要</p> <p>7 総合評価 底質の清浄化は見られたが、水産資源に明らかな回復傾向は見られなかった。調査を継続的に行い、長期的なスパンでその推移を見守っていく必要がある。</p>

進捗状況を示すデータ																			
項目1											単位								
項目2											単位								
項目3											単位								

No	156
該当箇所	4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮
該当箇所本文	<p>海砂利採取については、代替材(山砂利・陸砂利)の確保の過程で、自然環境への影響が生ずるおそれがあること等から、採取が当面避けられない状況にあるが、採取に当たっては、当該及び周辺海域の環境等への影響が相対的に小さい海域での最小限の採取に留めるものとする。</p> <p>このため、本県では海岸、漁場環境等への影響を把握するため、海浜海底影響調査及び漁業影響調査を実施することとしている。</p> <p>本県における海砂利採取の許可区域は、筑前海海域に限られ、当該海域中でも、瀬戸内海区域は北九州市沖の響灘の一部と、極めて限定されているが、当該区域における採取を検討する場合にも、海砂利の需要動向や代替材の供給状況を踏まえ、最小限の採取量に留めるものとする。</p> <p>また、採取に当たっては、環境等に及ぼす影響が少なくなるような位置、面積、期間及び方法等とするよう努めるとともに、採取後の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>なお、河口域の砂利採取にあっても、動植物の生息・生育環境等の保全及び海岸の侵食防止等に十分留意するものとする。</p>
施策名	砂利採石法に基づく砂利採取業者の登録
担当部局	福岡県商工部工業保安課
施策の概要	<p>(1)登録制度 砂利採取に伴う災害を未然に防ぐため、採石業を行おうとする者の資質面を審査するものである。 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	該当なし(担当する施策が業者の登録のみのため)
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	157
該当箇所	4 海砂利採取にあたっての環境保全に対する配慮
該当箇所本文	海砂利の採取が当面避けられない状況にあるが、採取にあたっては、当該及び周辺海域の環境等への影響が相対的に小さい海域での最小限の採取に努めるものとする。
施策名	大分県海砂利採取計画認可要綱
担当部局	大分県土木建築部 河川課
施策の概要	<p>海砂利採取申請にあたって、適正な採取を行うための事前指導を行う。</p> <p>平成14年度から庁内関係課で構成する海砂利採取規制検討会の最終結果として、平成19年11月に採取禁止で合意し、同年12月に関係課長会議で大分県として、禁止する旨の合意に至った。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>大分県では、平成10年度に「大分県海砂利採取計画認可要綱」を制定したが、制定以来瀬戸内海区域での砂利採取は、一部を除きほとんど採取実績がなかった。しかし、瀬戸内各県が、H18. 4の愛媛県を最後に全域で海砂利採取が禁止されたため、本県で採取の動きが活発となっていた。当初の要綱は、採取区域を漁業権設定区域内を想定していたが、漁業権区域外での採取が想定されるため、平成18年10月に要綱を改正し、採取に際して一定の規制を行うこととした。しかし、要綱は、あくまで採取認可に対する規制であり、平成20年6月に策定された「瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画」で航路、港湾区域の維持管理に必要と認められる浚渫及び漁場等の環境改善対策事業の一環として行う浚渫に伴う海砂利採取以外は禁止となった。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	159
該当箇所	第3-5
該当箇所本文	山口県の区域における公有水面埋立法(大正10法律第57号)第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第2項の規定に基づき、瀬戸内海環境保全審議会が答申した同条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮するものとする。また、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び山口県環境影響評価条例(平成10年条例第37号)に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。 これらの検討に際しては、特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。
施策名	埋立に当たっての環境保全に対する配慮の取組
担当部局	山口県土木建築部港湾課、山口県環境生活部環境政策課
施策の概要	(1)本県の区域における公有水面埋立法に基づく免許等に際しては、瀬戸内海の埋立に当たっての環境保全に対する環境配慮について、埋立の「基本方針」への適合性を審査した上で免許等を行うものとする。 (2)環境影響評価法、条例に基づく環境アセスの対象事業となる埋立案件については、環境アセス手続きにおいて、事業者による代替措置を含む適切な環境保全措置が講じられるよう審査を行うものとする。
瀬戸内海関係地域での実施事例	(1)平成21年1月から同年12月の間に、本県区域における埋立免許等については、該当案件なし。 (2)環境影響評価法、条例に基づく環境アセス対象の埋立については、該当案件なし。なお、岩国基地沖合移設に伴う埋立事業については、H20.5月に公有水面埋立を竣工しているが、本事業に伴う藻場・干潟回復事業については、事業者(中国四国防衛局)において、学識者による藻場・干潟回復調査委員会の指導・助言のもと、計画的に藻場・干潟の回復事業が進められている。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	160
該当箇所	5 埋立にあたっての環境保全に対する配慮
該当箇所本文	環境影響評価法及び県の環境影響評価条例に基づく環境影響評価にあたっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。
施策名	マリンピア沖洲第二期事業
担当部局	徳島県 県土整備部 港湾空港企画課
施策の概要	<p>自然環境の保全と調和を図るため、マリンピア沖洲第2期事業では、徳島県環境影響評価条例に基づき、住民の方々の意見を十分に踏まえ、自然環境に与える影響をより一層、回避、低減するため、必要な調査を追加するとともに、学識者や専門家の意見を踏まえながら検討を重ね、環境影響評価を実施した上で、環境配慮型の整備を基本に据え整備方針を決定した。この結果、埋立地の存在に伴い消失する海岸を主たる生息環境とする昆虫に与える環境影響が、極めて小さいと判断できず、損なわれる環境が有する価値を代償するため、新たに人工海浜を造成し、昆虫の移動を行うこととした。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>平成17年2月に公有水面埋立免許を取得し、平成17年9月より工事に着手し、現在、整備段階であるが、工事中の周辺環境への影響を考慮し、モニタリングを同時に実施しながら整備を行っている。また、学識経験者等の意見を聞きながら、調査方法等の具体的な内容を定めた事後調査計画を策定し、必要に応じて追加調査等を行い、適切な措置を講ずることとしている。</p> <p>平成20年夏に、代償措置として整備した人工海浜において自然移動したルイスハンミョウの繁殖が確認され、平成20年秋から埋め立て区域内の個体の人為移動を開始した。</p> <p>平成21年度、幼虫の人為移動個体についても、う化が確認された。年度内に、ルイスハンミョウ保全と人の利用の調和を図るための人工海浜利用ルールを策定のうえ、平成22年度春に供用開始予定としている。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	162
該当箇所	5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の本県海域における公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って環境保全に十分配慮するものとする。</p> <p>また、環境影響評価法及び香川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。</p> <p>これらの検討に際しては特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。</p>
施策名	環境影響評価
担当部局	香川県 環境森林部 環境政策課
施策の概要	<p>環境影響評価とは、大規模事業の実施に際し、事前に事業が環境に与える影響を調査、予測、評価することにより、事業者による適切な環境配慮を促す制度である。</p> <p>香川県では、昭和58年に「香川県環境影響評価実施要綱」を制定し、平成11年にはそれまでの要綱に変わる「香川県環境影響評価条例」を制定している。この条例と「環境影響評価法」に基づき、環境影響評価制度を適切に運用している。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	法、条例及び要綱に基づき、環境影響評価手続きを行った公有水面埋立事業は、2件ある。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	164
該当箇所	5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
該当箇所本文	<p>埋立てについては、未利用地や既存施設の有効活用、廃棄物の発生抑制・再生利用等を通じた循環型社会の構築を図ることにより、瀬戸内海区域における埋立ての抑制に努めるものとする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により、本県の瀬戸内海区域において公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項に基づく承認を行う場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとする。</p> <p>また、環境影響評価法及び福岡県環境影響評価条例等に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。</p> <p>これらの検討に際しては特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。</p>
施策名	埋立に当たっての環境保全
担当部局	福岡県 環境部 自然環境課 環境影響審査係
施策の概要	<p>1. 一定規模以上の水面の埋立て及び干拓並びに埋立処分場の設置及び構造・規模の変更については、環境影響評価法又は福岡県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価を行う必要がある。その際、事業者は、環境への影響の回避・低減を検討し、それが困難な場合は必要に応じ適切な代償措置を検討するものとされている。また、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水面の埋立及び干拓 <ul style="list-style-type: none"> (法) 面積50ha超 (条例) 面積25ha以上50ha以下 ○埋立処分場 <ul style="list-style-type: none"> (法) 面積30ha以上 (条例) 面積15ha以上30ha未満
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1. 環境影響評価法の施行日(平成11年6月12日)以降、瀬戸内海関係地域での環境影響評価の実施事例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新門司南地区公有水面埋立事業(約49ha)
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	165
該当箇所	5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
該当箇所本文	<p>埋立てについては、未利用地や既存施設の有効活用、廃棄物の発生抑制・再生利用等を通じた循環型社会の構築を図ることにより、瀬戸内海区域における埋立ての抑制に努めるものとする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により、本県の瀬戸内海区域において公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項に基づく承認を行う場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとする。</p> <p>また、環境影響評価法及び福岡県環境影響評価条例等に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。</p> <p>これらの検討に際しては特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。</p>
施策名	埋立に当たっての環境保全に係る代償措置
担当部局	北九州市環境局廃棄物事業部施設課(窓口:北九州市環境局環境監視部環境保全課)
施策の概要	環境保全措置が必要な護岸については、緩傾斜護岸を採用し、海藻の育成が促され藻場等が形成しやすくなるような環境を生成する。
瀬戸内海関係地域での実施事例	(実施事例) 計画中の新門司南地区公有水面埋立地では、緩傾斜護岸を採用。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	167																			
該当箇所	2. 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 (1)廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用																			
該当箇所本文	このため、県では第二次奈良県廃棄物処理計画(平成二十年三月策定)に基づき、具体的な減量化目標値を設定し、廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルの推進、環境に安全な廃棄物の処理の推進並びに廃棄物処理施設の確保を図るものとする。																			
施策名	廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の取り組み																			
担当部署	奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課																			
施策の概要	<p>平成12年3月に、これまでの基本計画を見直し、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理の観点から、資源循環型社会の構築を目指す「第三次産業廃棄物処理基本計画」を策定した。</p> <p>策定当初の本計画の期間は、平成12年度から平成21年度までの10年間としたが、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、また廃棄物処理法が改正になり都道府県は国が策定する基本計画に基づき、廃棄物処理計画を定めることになった。</p> <p>このことから、平成15年3月に「奈良県循環型社会構築構想」を策定すると共に、「第三次産業廃棄物処理基本計画」に一般廃棄物処理も含めた「奈良県廃棄物処理計画」を、平成20年3月には「第2次奈良県廃棄物処理計画」を策定し、現在、構想、処理計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用に向けた施策を展開している。</p>																			
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>事業者に対する指導・支援としての実施事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物処理法」及び「奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要領」に基づき、多量排出事業者に産業廃棄物減量化計画の作成指導を強化すると共に、毎年度の処理状況、減量化目標達成状況の報告を求める。また、事業所への立ち入り調査等により処理計画の実行を促す。 ・排出事業者が自ら廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルが十分になされているかを評価し、改善するためのガイドラインとして「奈良県廃棄物排出事業者自己評価ガイドライン」を作成し、排出事業者の減量化等の取り組みのための支援を行った。 ・排出事業者の発生抑制・減量化・リサイクルの推進のための技術的な取り組みに対し支援を行うため「廃棄物減量化マニュアル」を作成した。平成17年度には、小規模事業所においても取り組みの参考となる「廃棄物循環利用と適正利用のための手引き書」を作成した。 ・平成16年度からは、税制度においても、減量化等を推進するため「産業廃棄物税」を導入し、この税収を財源として、事業者が取り組む減量化等に向けた研究開発への補助や、個々の事業者に対する専門家の派遣、ゼロエミッションに向けたセミナーの開催などを実施している。 																			
進捗状況を示すデータ																				
項目1	廃棄物処理計画を提出した多量排出事業者数の推移																			
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	単位	者									
	282	242	228	200	216	207	297	202	311											
項目2																				
項目3																				

No	168
該当箇所	2. 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 (2)処理施設の整備
該当箇所本文	<p>県の瀬戸内海関係区域の平成十七年度末ごみ処理施設の整備状況は、奈良市をはじめ二十三市町村でごみ処理施設二十四箇所(処理能力二千三百七十四t/日)及び粗大ごみ処理施設十一箇所(処理能力三百一t/日)が整備されており、現在これらの施設により処理を行っている。</p> <p>今後は、再生利用のための中間処理施設の整備及び広域的な施設整備を推進していく。</p> <p>また、産業廃棄物については、排出事業者責任を徹底するとともに、優良な産業廃棄物処理事業者を育成し、適正処理の推進を図るものとする。</p>
施策名	廃棄物の処理施設の整備及び廃棄物の不法投棄等の監視
担当部署	奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課
施策の概要	<p>廃棄物処理法が改定されたことにより、平成15年3月に、従来の産業廃棄物処理基本計画に加え、一般廃棄物の処理も含めた「奈良県廃棄物処理計画」を策定し、また、平成20年3月には「第2次奈良県廃棄物処理計画」を策定した。その中で引き続き環境に配慮した施設を設置することとしている。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1)市町村の処理施設の整備 平成19年度末における県内のごみ焼却施設は、25市町村で27施設が稼働(処理能力(2.321t/日)、ごみ燃料化施設1施設(処理能力35t/日)、粗大ごみ処理施設11施設(処理能力301t/日)が整備された。</p> <p>(2)監視の徹底 平成13年度より、産業廃棄物監視センターを設置、平成21年度には、それまでの各保健所の環境保全業務を集約し、景観・環境保全センターへと組織替を行い、市町村、県ほか関係機関との連携を図りながら不法投棄等の不適正処理の未然防止、早期発見のためのパトロールを実施している。 保全センター職員及び民間委託によるパトロール体制を強化し、土・日・祝や早朝・夜間、最終処分場周辺など目的別にきめの細かいパトロールを行っている。 平成18年度からは、ヘリコプターによる空からの監視を行い、通常人目につかない場所への不法投棄に加え最終処分場の空からの監視を行っている。</p> <p>(3)不法投棄をさせない環境づくり 平成17年度から、県民総監視による不法投棄をさせない環境づくりを目指して、不法投棄等通報のためのフリーダイヤルの設置、マス・メディアも活用した広報、県内事業所と連携した「不法投棄ゼロ作戦」などを推進実施している。</p> <p>(4)産業廃棄物処理施設の検討 地方公共団体が関与する産業廃棄物処理施設の建設については、適地の情報等については、地元市町村の協力無しには実現はあり得ないため県下市町村に対して条件を示し適地の情報を求めるアンケートを実施した。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	169
該当箇所	2. 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
該当箇所本文	<p>県の瀬戸内海関係区域においては、平成十七年度末において、一般廃棄物の最終処分場九箇所、処分業者の産業廃棄物の最終処分場十三箇所が確保されている。</p> <p>廃棄物の最終処分量は、減少傾向にあるが、今後、廃棄物の再生利用のための中間処理施設の整備を推進し、最終処分量の減少を図るとともに、関係機関と協力して、大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス計画)を推進し、処分地の確保に努めるものとする。</p>
施策名	廃棄物の処分地の確保
担当部署	奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課
施策の概要	<p>平成20年3月に策定された「第2次奈良県廃棄物処理計画」に基づき事業を推進する。</p> <p>処分地の確保については、本県も参画している大阪湾フェニックス計画で、平成18年3月に県内の受け入れ市町村数が25から34に拡大されると共に、受け入れ期間も平成22年度から平成33年度にまで延長された。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1)最終処分場適地調査 最終処分場の公共関与については今後も重要な課題であり、県下市町村に対し、設置候補となる場所の要件を示し、適地の有無についてのアンケート調査を実施し、情報の提供を求めた。</p> <p>(2)フェニックスにおける受け入れ対象地域の拡大 中間処理技術の向上や産業廃棄物税の導入、排出事業者の廃棄物の発生抑制・再生利用への取り組みが実施されている一方、大阪湾フェニックスでの受け入れ期間が延長され、県下の受け入れ対象市町村も拡大されたことから、今後既存の県内最終処分場と併用してフェニックスの利用促進を図る。</p> <p>(3)減量化等の取り組み 最終処分量を減少させるために、排出事業者に対して、減量化等の研究開発に対する補助、組織的に取り組むセミナーの開催、各事業者への専門家の派遣等を行っている。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	170【終了】
該当箇所	6.廃棄物処理施設の整備及び処分地の確保 (1)処理施設の整備
該当箇所本文	(1) 処理施設の整備 本県の瀬戸内海区域の平成19年度末における、ごみ処理施設の整備状況は、13カ所(処理能力1,348t/日)が整備されており、現在これらの施設により処理を行う一方、平成9年1月に策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に従い、将来の本県におけるごみ処理体制の基本的な考え方を示した「和歌山県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理施設の整備を実施するものとする。
施策名	市町村が実施するダイオキシン対策のための施設整備事業に対する県費補助(H15で終了)
担当課室	和歌山県環境生活部循環型社会推進課
施策の概要	平成14年12月から実施されているごみ焼却施設ダイオキシン排出濃度新基準に適合するために必要な市町村のごみ処理施設の改良に対し、県単独の補助を実施した。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ○補助事業名:ごみ焼却施設ダイオキシン削減特別対策事業 ○補助率:国庫補助対象外経費の1/4(上限30,000千円) ○平成14年度実績:98,470千円(4カ所)、平成15年実績:30,000千円(1カ所)
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	171
該当箇所	6.廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 (1)処理施設の整備
該当箇所本文	本県の瀬戸内海区域の平成18年度におけるごみ処理施設の整備状況は、14ヶ所(処理能力1,378t/日)が整備されており、現在これらの施設により処理を行う一方、平成9年1月に国が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に従い、将来の本県におけるごみ処理体制の基本的な考え方を示した「和歌山県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理施設の整備を実施するものとする。 産業廃棄物については、適正処理を確保するため、排出事業者及び処理業者に対しての監視指導を徹底する。
施策名	排出事業者、処理業者に対しての監視指導
担当課室	和歌山県 環境生活部 環境政策局 廃棄物対策課
施策の概要	適正処理を確保するために、処理業者や排出事業者に対して立入検査の実施を行い、監視指導を行っていくとともに、処理業者や排出事業者に対し、産業廃棄物の適正処理に係る法令、専門知識等を修得させるための研修会や、排出事業者を対象に産業廃棄物管理票の交付等について、個別に点検・確認を行うなど、和歌山県産業廃棄物協会委託事業として実施している。また、20年度より義務化された産業廃棄物管理票交付等状況報告書により、排出事業者への指導や監視等体制を強化している。
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	173
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び最終処分場の確保 (1) 廃棄物の3Rの促進等
該当箇所本文	大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会からの転換を図るため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rの促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての最終処分量の減少等を図るものとする。
施策名	ごみ減量化推進対策事業
担当部局	岡山県生活環境部循環型社会推進課
施策の概要	<p>リサイクル推進等県民運動</p> <p>(1) ごみゼロ社会プロジェクト推進会議 再生品の利用促進、マイバッグ持参運動の推進等の実践的な取り組みを推進する。</p> <p>(2) 「エコフェスタおかやま」の開催や各種広報媒体を活用した啓発 テレビ、ラジオ、新聞等による啓発やポスターコンクールなど、全県的なPR活動を実施する。</p> <p>(3) おかやま・もったいない運動推進事業 「もったいない」をキーワードとして、3R(発生抑制・再使用・再生利用)についての県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、「おかやま・もったいない運動」推進やごみゼロコンテスト等を実施する。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	上記と同じ
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	174
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び最終処分場の確保 (1) 廃棄物の3Rの促進等
該当箇所本文	大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会からの転換を図るため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rの促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少等を図るものとする。
施策名	岡山エコタウン推進事業
担当部局	岡山県生活環境部循環型社会推進課
施策の概要	<p>岡山エコタウン推進事業</p> <p>(1) エコタウン事業推進組織の運営 エコタウン事業全体の推進、事業展開を行う上で助言を行う「事業推進委員会」を運営し、各分野の事業の発展的な取り組みを促進する。</p> <p>(2) エコタウンソフト事業 県内3カ所で巡回展示を行うとともに、パンフレット等の活用により、「岡山エコタウンプラン」を県民等へ広く周知する。</p> <p>(3) 岡山エコタウン関係施設巡回見学受入事業 エコタウンプランのハード事業により支援した資源循環型施設を県民の環境学習の場として有効に活用するため、視察受入れの推進・支援を行う。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	上記と同じ
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	175
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び最終処分場の確保 (1)廃棄物の3Rの促進等
該当箇所本文	大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会からの転換を図るため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rの促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少等を図るものとする。
施策名	循環型社会形成推進事業
担当部局	岡山県生活環境部循環型社会推進課
施策の概要	<p>循環型社会形成推進条例に掲げる施策</p> <p>(1) 再生品使用促進事業 リサイクル製品の需要を喚起するため、再生品の使用促進に関する指針の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品の認定及びPR事業を実施する。</p> <p>(2) 環境にやさしい企業づくり事業 環境にやさしい企業づくりを促進するため、「岡山エコ事業所」の認定及びPR事業を実施する。</p> <p>(3) 循環資源情報提供システム整備事業 循環資源の需要と供給をインターネットでマッチングするシステムを運用している。</p> <p>(4) グリーン調達推進 県の率先行動として、グリーン調達(環境に配慮した製品やサービスの調達)を推進する。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	上記と同じ
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	176
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び最終処分場の確保 (3)最終処分場の確保
該当箇所本文	<p>今後は発生量の抑制と減量化・資源化を一層推進することにより、最終処分量の削減を図るものとする。また、本県では、民間における計画的整備が困難になっている状況から、事業者処理責任の原則を堅持しつつ民間処理を補完する立場から「第2次岡山県廃棄物処理計画」に基づき、公共関与によるモデル的な最終処分場を整備することとし、特に現在整備を進めている公共関与の最終処分場計画の着実な進捗を図るものとする。なお、特に海面埋立処分を行う場合には、瀬戸内海的环境保全と廃棄物の適正な処理の両面に十分配慮するものとする。</p>
施策名	公共関与臨海部新処分場建設推進事業
担当部局	岡山県生活環境部循環型社会推進課
施策の概要	<p>県内の産業廃棄物最終処分場のひっ迫状況を解消するため、公共関与による産業廃棄物最終処分場を倉敷市水島地区に整備する。施設整備は、(財)岡山県環境保全事業団が事業主体となり、平成18年度に各種法手続を終了。工事着手し、平成21年4月に竣工・埋立開始。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	上記と同じ
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	177
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 (1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用
該当箇所本文	循環型社会の構築に向けた先進的なモデルケースとして、備後地域を対象とした「びんごエコタウン構想」の具体化を図るため、びんごエコタウンモデル地区に企業用地を整備し、リサイクル関連企業の立地を促進する。 「びんごエコタウン構想」の中核として、可燃ごみを加工した固形化燃料(RDF)による発電や灰溶融による資源化を図る「福山リサイクル発電事業」を実施しており、ごみ焼却に係るダイオキシン問題、最終処分場の逼迫、一般廃棄物処理の広域化といった課題に対応するため、引き続き、この事業を推進する。 また容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、使用済自動車の再資源化に関する法律に基づき、消費者、行政、事業者がそれぞれの役割と責任を分担し、リサイクルシステムを適切に運用する。
施策名	びんごエコタウン構想の推進
担当部局	広島県環境県民局環境部
施策の概要	1) 備後地域を対象に平成12年に「びんごエコタウン構想」を、平成13年度に構想を実現するための「実行計画」を策定し、この計画に沿って循環型施設の集積に向けて取り組んでいる。 2) また、実行計画でモデル地区に設定した福山市箕沖地区については、平成18年度から平成19年度で企業用地を整備し、リサイクル施設の集積を図ることとしており、団地整備を完了した。平成20年度から企業用地の分譲を開始している。 3) 容器包装リサイクル法に基づき、分別収集の徹底に向けた市町の取組を支援していくとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知している。
瀬戸内海関係地域での実施事例	(1)「びんごエコタウン構想」対象地域の主な循環型施設 ①福山リサイクル発電事業【福山リサイクル発電㈱】：県内市町参画の広域RDF発電の事業化 ②廃プラスチックの高炉原料化【JFE環境㈱】：一般廃棄物の高炉原料化 ③フロン回収、再生・処理【イネオスケミカル㈱】：全国初のフロン回収、再生・処理 ④発泡スチロールトレーリサイクル【㈱エフピコ】：食品トレーの再生と回収システムの確立 ⑤ポリエステル混紡衣料品リサイクル【㈱エコログ・リサイクリング・ジャパン】：ポリエステル繊維の再生
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	178
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 (2) 処理施設の整備等
該当箇所本文	<p>本県の瀬戸内海関係区域における平成18年度末の一般廃棄物処理施設の整備状況は、次のとおりである。 (施設整備状況は図表のため、省略)</p> <p>現在、これらの施設により処理を行うほか、循環型社会形成推進交付金事業により廃棄物のリサイクル及びエネルギー回収に重点を置いた施設の整備が進められており、今後とも、こうした施設の整備を推進する。</p>
施策名	産業廃棄物の適正処理の推進
担当部局	広島県環境県民局環境部
施策の概要	<p>広域的・組織的な不法投棄の未然防止、早期発見、早期是正を図るため、次の施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立入検査等による監視、改善指導等の強化 ○ 排出事業者における廃棄物の管理の徹底 ○ 優良産業廃棄物処理業者の育成 ○ 違反行為の是正促進及び悪質業者に対する厳正な行政処分の実施 ○ 関係機関、団体及び県民による監視・通報体制の拡充・強化 ○ 監視・パトロールや不法投棄対策班の設置による不法投棄防止対策の推進
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○シーパトロールの実施 海上保安部、政令市等と連携して、船舶による島嶼部、沿岸部における不法投棄を監視するシーパトロールを定期的(4海域年2回)に実施している。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	180																																						
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 (3) 埋立処分地の確保等																																						
該当箇所本文	本県の瀬戸内海関係区域における平成19年度末の埋立処分地の整備状況は、一般廃棄物の最終処分場については29箇所(建設中、廃止分及び埋立完了施設を除く。残余容量231万 ³ m ³)、産業廃棄物の最終処分場については57箇所(残余容量678万 ³ m ³)となっている。平成15年度から実施している産業廃棄物埋立税の導入等により、近年、廃棄物の排出量、埋立処分量は減少に転じているものの、適正処理の推進には埋立処分が必要となるため、新たな処分地の確保も重要な課題である。廃棄物の最終処分が海面埋立によらざるを得ない場合においては、瀬戸内海の環境保全に十分配慮したうえで、循環型社会形成推進交付金事業(最終処分場)及び廃棄物処理施設整備事業(産業廃棄物埋立護岸)を活用し、埋立処分地の確保に努める。																																						
施策名	最終処分場の整備																																						
担当部局	広島県環境県民局環境部																																						
施策の概要	<p>【一般廃棄物最終処分場】 平成19年度末において一般廃棄物の最終処分場29箇所(建設中、廃止分及び埋立完了施設を除く。残余容量231万³m³)となっている。</p> <p>【産業廃棄物最終処分場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物最終処分場の残余容量は逼迫した状況にあることから、新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要がある。 ○ 最終処分場の残余年数は、約7年しかない。 ○ 民間事業者による処分場設置が進まない中、公共関与による新規の管理型埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要がある。 																																						
瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島地域(出島地区)に、公共関与による産業廃棄物最終処分場を新規整備する。 ・出島地区:埋立面積18.0万²m²、埋立容量190.0万³m³ 																																						
進捗状況を示すデータ																																							
項目1	産業廃棄物最終処分場残余容量																																						
年度末	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th colspan="11">万³m³</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>978</td> <td>843</td> <td>892</td> <td>924</td> <td>822</td> <td>718</td> <td>877</td> <td>1,034</td> <td>1,083</td> <td>826</td> <td>750</td> <td>682</td> </tr> </tbody> </table>	単位	万 ³ m ³												H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		978	843	892	924	822	718	877	1,034	1,083	826	750	682
単位	万 ³ m ³																																						
	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18																											
	978	843	892	924	822	718	877	1,034	1,083	826	750	682																											
項目2	一般廃棄物最終処分場残余容量																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th colspan="10">万³m³</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>256</td> <td>373</td> <td>342</td> <td>281</td> <td>246</td> <td>232</td> <td>221</td> <td>239</td> <td>239</td> <td>231</td> </tr> </tbody> </table>	単位	万 ³ m ³											H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19		256	373	342	281	246	232	221	239	239	231					
単位	万 ³ m ³																																						
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19																													
	256	373	342	281	246	232	221	239	239	231																													
項目3																																							

No	181【終了】
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 (3) 処分地の確保等
該当箇所本文	本県の瀬戸内海関係区域においては、平成11年度末において一般廃棄物の最終処分場25箇所(建設中、廃止分及び埋立完了施設を除く。残余容量361万m3)、産業廃棄物の最終処分場74箇所(残余容量822万m3)が確保されているが、廃棄物は量的に増大、質的に多様化、複雑化しており、新たな処分地の確保も重要な課題である。廃棄物の最終処分が海面埋立によらざるを得ない場合においては、瀬戸内海の環境保全に十分配慮したうえで廃棄物処理施設整備事業(最終処分場)及び港湾整備事業(廃棄物埋立護岸)を実施し、処分地の確保に努める。
施策名	廃棄物対策事業
担当部局	広島県環境部環境対策局
施策の概要	本県の瀬戸内海関係区域においては、平成16年度末において一般廃棄物の最終処分場28箇所(建設中、廃止分及び埋立完了施設を除く。残余容量210万m3)となっている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	184
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 (2)処理施設等の整備
該当箇所本文	<p>本県の関係区域の平成18年度末における一般廃棄物のごみ処理施設の整備状況は、ごみ焼却施設21箇所(処理能力1,846t/日)、粗大ゴミ処理施設16箇所(処理能力323t/日)、再利用施設(リサイクルプラザ・センター)6箇所(処理能力93t/日)となっており、現在これらの施設により処理を行う一方、循環型社会形成推進交付金事業により、松山市、新居浜市、西条市及び上島町において施設の整備が進められているところである。</p> <p>現在、周辺施設との集約化及び廃焼却炉の早期解体に努めているところであり、今後とも処理施設の整備等の総合的施策を推進するものとする。</p> <p>また産業廃棄物については、事業所及び処分業者に対する指導及び監視を徹底するとともに、愛媛県廃棄物処理計画(平成18年3月策定)に基づき、適正な処理体制の整備を図るものとする。</p>
施策名	愛媛県廃棄物処理計画(平成18年度～22年度)
担当部局	愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課
施策の概要	<p>近年の社会システムにおいて、様々な環境問題が引き起こされており、生活に関わりの深い廃棄物処理においても、排出量の増加や多様化、不法投棄の増大、廃棄物焼却炉からのダイオキシン発生など、様々な問題が生じている。</p> <p>このため、国においても、廃棄物処理法の数次にわたる改正による規制効果、リサイクル関連法制定などの対応を推進していることを踏まえ、本県においても、廃棄物処理問題に適切に対処するため、廃棄物処理の現状や課題、減量化の目標や行政施策の方向を明らかにし、県民並びに事業者の理解と協力を求めるため、「愛媛県廃棄物処理計画」を策定した。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○基本方針と各種施策</p> <p>1. 3R施策の展開</p> <p>(1) 排出抑制 一般廃棄物: 環境意識の高揚、経済的手法の導入 産業廃棄物: 多量排出事業者による排出抑制の推進と指導の徹底、環境マネジメントシステム導入の促進、廃棄物削減工程導入への支援、発生・排出抑制技術の研究開発</p> <p>(2) 再使用 一般廃棄物: 消費者意識・行動の転換・誘導、回収・再生事業者への支援 産業廃棄物: 製造業者等による再利用(リユース)の促進</p> <p>(3) 再生利用 一般廃棄物: えひめエコランド構想の推進、リサイクル関連法取組支援、広域連携、焼却施設等の熱回収 等 産業廃棄物: 資源循環優良モデル認定制度充実、産業廃棄物再生利用指定制度の活用促進、グリーン調達促進、廃棄物リサイクルの推進、利用技術研究開発助成 等</p> <p>2. 適正処理の確保</p> <p>(1) 適正処理の確保と不適正処理の防止 一般廃棄物: 処理施設の整備促進、ごみ処理広域化計画の推進 等 産業廃棄物: 監視指導体制の拡充・強化、不適正処理の防止(マニフェスト徹底、土砂埋立て規制の厳正運用 等) 優良処理業者の育成(評価制度の導入・支援育成)、有害物質対策(ダイオキシン、PCB等の対策推進)</p> <p>(2) 適正な処理施設の確保 一般廃棄物: し尿処理施設の整備、最終処分場の延命対策、埋立物の中間処理の実施 産業廃棄物: 処理施設整備の促進(民間事業に対する融資制度、廃棄物処理センター処理事業の推進 等)</p> <p>3. 産業廃棄物税の導入・活用 廃棄物の減量等に関する研究開発助成、環境ビジネスの振興、優良処理業者の育成。監視指導体制の強化</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	187
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
該当箇所本文	<p>(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るためには、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することが必要である。</p> <p>このため本県では、容器包装廃棄物については、市町村において分別収集計画を策定し分別収集に取り組んでいるところであり、県においても、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう福岡県分別収集促進計画を策定するとともに、ごみ減量化・リサイクルに関する普及啓発のための各種事業を実施している。</p> <p>また、再資源化技術や社会システムを一体的に開発し、その実践支援を行うためリサイクル総合研究センターを設立し産学官民の連携協力のもとに共同研究を実施しているところであり、今後も循環型社会の構築を推進するものとする。</p>
施策名	ごみ減量化の推進
担当部局	福岡県環境部循環型社会推進課
施策の概要	<p>○廃棄物の3R推進を図るため、啓発活動等やリサイクル製品普及等を実施する。</p> <p>○エコタウン事業を展開。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○廃棄物の3R推進を図るため、啓発活動等やリサイクル製品普及等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロふくおか行動指針の普及、3Rの達人派遣事業の実施 ・ポスターコンクール、マイバッグキャンペーン、施設見学会の開催 ・リサイクル社会構築のための研究開発やアドバイス ・リサイクル製品認定制度によるリサイクル製品の利用推進 <p>○エコタウン事業を展開(北九州市)</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	188【終了】
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
該当箇所本文	<p>(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るためには、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することが必要である。</p> <p>このため本県では、容器包装廃棄物については、市町村において分別収集計画を策定し分別収集に取り組んでいるところであり、県においても、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう福岡県分別収集促進計画を策定するとともに、ごみ減量化・リサイクルに関する普及啓発のための各種事業を実施している。</p> <p>また、再資源化技術や社会システムを一体的に開発し、その実践支援を行うためリサイクル総合研究センターを設立し産学官民の連携協力のもとに共同研究を実施しているところであり、今後も循環型社会の構築を推進するものとする。</p>
施策名	ごみ減量化の推進
担当部局	北九州市環境局環境政策部計画課(窓口:北九州市環境局環境監視部環境保全課)
施策の概要	ごみ減量化を推進するため、平成18年7月から「家庭ごみの指定袋料金の改定」や「プラスチック製容器包装の分別収集」などを実施。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>制度見直し説明会の実施(H17年5月～H18年7月) (1, 376回:約46,300人の市民参加)</p> <p>市民と市職員の協働によるごみ出しマナーアップ運動の展開(H18年7月) (市民分別協協力員は約11,700人、市職員は1,550人参加)</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	189
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
該当箇所本文	<p>(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るためには、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することが必要である。</p> <p>このため本県では、容器包装廃棄物については、市町村において分別収集計画を策定し分別収集に取り組んでいるところであり、県においても、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう福岡県分別収集促進計画を策定するとともに、ごみ減量化・リサイクルに関する普及啓発のための各種事業を実施している。</p> <p>また、再資源化技術や社会システムを一体的に開発し、その実践支援を行うためリサイクル総合研究センターを設立し産学官民の連携協力のもとに共同研究を実施しているところであり、今後も循環型社会の構築を推進するものとする。</p>
施策名	ごみ減量化の推進
担当部局	北九州市環境局環境政策部 環境首都政策課(窓口:北九州市環境局環境監視部環境保全課)
施策の概要	H18.7実施。「分別・リサイクルの仕組みの充実」と「手数料の見直しによる減量意識の向上」という2つの施策で取り組み、具体的には、「資源化物を含めた指定袋料金の改定」や「プラスチック製容器包装や小物金属の分別収集開始」など。
瀬戸内海関係地域での実施事例	全市実施
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	190
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
該当箇所本文	<p>(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るためには、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することが必要である。</p> <p>このため本県では、容器包装廃棄物については、市町村において分別収集計画を策定し分別収集に取り組んでいるところであり、県においても、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう福岡県分別収集促進計画を策定するとともに、ごみ減量化・リサイクルに関する普及啓発のための各種事業を実施している。</p> <p>また、再資源化技術や社会システムを一体的に開発し、その実践支援を行うためリサイクル総合研究センターを設立し産学官民の連携協力のもとに共同研究を実施しているところであり、今後も循環型社会の構築を推進するものとする。</p>
施策名	容器包装廃棄物の分別収集
担当部局	北九州市環境局環境政策部 環境首都政策課(窓口:北九州市環境局環境監視部環境保全課)
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○かん・びん分別収集(ステーション回収) (H5年～) ○PETボトル分別収集(ステーション回収) (H9年～) ○紙/パック・食品トレイ分別収集(拠点回収) (H14年～) ○プラスチック製容器包装分別収集(ステーション回収)(H18年～)
瀬戸内海関係地域での実施事例	全市実施
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	191
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
該当箇所本文	<p>(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るためには、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、<u>廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することが必要である。</u> このため本県では、容器包装廃棄物については、市町村において分別収集計画を策定し分別収集に取り組んでいるところであり、県においても、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう福岡県分別収集促進計画を策定するとともに、ごみ減量化・リサイクルに関する普及啓発のための各種事業を実施している。 また、再資源化技術や社会システムを一体的に開発し、その実践支援を行うためリサイクル総合研究センターを設立し産学官民の連携協力のもとに共同研究を実施しているところであり、今後も循環型社会の構築を推進するものとする。</p>
施策名	地域における古紙集団資源回収の支援
担当部局	北九州市環境局環境政策部 環境首都政策課(窓口:北九州市環境局環境監視部環境保全課)
施策の概要	<p>○古紙集団資源回収奨励金の見直し(拠点回収:7円/kg 軒先回収:5円/kg) (H16年～) ○市民センターへの保管庫設置 市民が古紙を持ち込む保管庫を設置。H9年から随時設置し、設置不可能な3市民センターを除き、H21.11に126箇所の市民センターへ設置完了。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	全市実施
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	192
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
該当箇所本文	<p>(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るためには、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、<u>廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することが必要である。</u> このため本県では、容器包装廃棄物については、市町村において分別収集計画を策定し分別収集に取り組んでいるところであり、県においても、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう福岡県分別収集促進計画を策定するとともに、<u>ごみ減量化・リサイクルに関する普及啓発のための各種事業を実施している。</u> また、<u>再資源化技術や社会システムを一体的に開発し、その実践支援を行うためリサイクル総合研究センターを設立し産学官民の連携協力のもとに共同研究を実施しているところであり、今後も循環型社会の構築を推進するものとする。</u></p>
施策名	生ごみコンポスト化容器・電気式生ごみ処理機購入助成制度
担当部局	北九州市環境局環境政策部 環境首都政策課(窓口:北九州市環境局環境監視部環境保全課)
施策の概要	<p>○生ごみコンポスト化容器購入助成制度:1台あたり3,000円の助成 (H4年～) ○電気式生ごみ処理機購入助成制度 :購入価格の半額で20,000円を上限 (H12年～)</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	全市実施
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	193
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
該当箇所本文	<p>(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るためには、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、<u>廃棄物の発生抑制</u>、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することが必要である。</p> <p>このため本県では、容器包装廃棄物については、市町村において分別収集計画を策定し分別収集に取り組んでいるところであり、県においても、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう福岡県分別収集促進計画を策定するとともに、ごみ減量化・リサイクルに関する普及啓発のための各種事業を実施している。</p> <p>また、再資源化技術や社会システムを一体的に開発し、その実践支援を行うためリサイクル総合研究センターを設立し産学官民の連携協力のもとに共同研究を実施しているところであり、今後も循環型社会の構築を推進するものとする。</p>
施策名	全市共通ノーレジ袋ポイント事業の実施
担当部局	北九州市環境局環境政策部 環境首都政策課(窓口:北九州市環境局環境監視部環境保全課)
施策の概要	<p>○レジ袋をもらわない消費者に全市共通のポイントシールを配布し、ポイントがたまれば事業参加店共通の割引シールとして利用できるもの。</p> <p>○行政は運営支援、事業参加店はポイントシールの原資を負担。</p> <p>○H18.12実施。H21.12現在のレジ袋お断り率は、21.0%</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	全市実施
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	194
該当箇所	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 (2) 処理施設等の整備
該当箇所本文	今後は、これらごみ処理施設についての新增設、改造、更新など計画的な整備の促進を図っていくとともに、積極的にごみの減量化・再生利用の促進を図るため、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設等の整備を進めている。
施策名	3R推進交付金(循環型社会形成推進交付金)制度
担当部局	大分県生活環境部廃棄物対策課

施策の概要	<p>廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とし、市町村が作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される事業の費用について交付される。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置整備事業(津久見市 工期18-22) ・浄化槽設置整備事業(別府市他2市町 工期19-25) ・マテリアルリサイクル施設(佐伯市 工期19)
----------------	--

進捗状況を示すデータ														
項目1									単位	施設数				
年度														
項目2									単位					
項目3									単位					

No	195
該当箇所	3 健全な水循環機能の維持・回復 8 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
該当箇所本文(変更素案)	<p>3 健全な水循環機能の維持・回復 特に、森林の保全・整備等については、地球環境の保全や子供達の未来を育むための公共事業と位置づけ、「緑の公共事業アクションプラン」(平成17年策定)に基づき、放置森林や放置竹林の再生、間伐の促進など、水源地域となる森林整備の推進に努める。</p> <p>8 環境保全意識の普及及び住民参加の推進 また、水源地域となる森林を守り育てていく諸活動の実践に当たっては、「緑の公共事業アクションプラン」で掲げるモデルフォレスト運動を推進し、地域住民、NPO、企業など多様な主体の参加と連携の徹底を図るものとする。</p>
施策名	緑の公共事業アクションプラン
担当部局	京都府農林水産部林務課
施策の概要	<p>京都府では、緑の象徴である森林の保全・整備等を地球環境の保全や子供達の未来を育むための公共事業と位置付け、「緑の公共事業アクションプラン」を策定して、放置森林を針広混交林に再生する取組や京都の文化に貢献する森林づくり、間伐材の利活用等を推進しています。</p> <p>しかしながら、こうした行政中心の取組だけで森林を守り育てていくことは難しいことから、これまでの緑の公共事業の取組と併せて、モデルフォレスト(利害関係者の総参加による森林を核とした環境保全運動)の理念の下で、多様な主体の参加と連携により持続可能な森林づくりの取組を推進していくこととしました。</p> <p>平成21年度も、この府民協働の取組を具体的に展開していくための施策の方向について、大学の研究者や現場で活躍されている方々などで構成する政策検討会議で議論し、新しいアクションプランとしてとりまとめ、このアクションプランに基づき、施策を推進しています。</p> <p>※モデルフォレスト…1992年の地球サミットの際に、日本の主催で開催された森林関係会合の席でカナダが提唱し各国で取組がスタート。モデルフォレストとは、流域森林を単位として利害関係者の総参加のもとに行われるスケールの大きな地域住民参加の環境保全活動全体のことで、巨木からなる森林や美しい森林そのものを指すものではありません。現在、世界13カ国で取り組まれています。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1 緑の公共事業 豊かな水の森整備事業 (1)事業の趣旨/内容 山村集落の生活用水等を供給する水源山地の森林を対象として、荒廃森林の整備や治山施設の設置を一体的に実施することにより、良質で安定的な水を供給します。また、川及び海への養分の供給源である沿岸背後の森林整備を通じて豊かな海づくりに貢献します。 (2)事業内容 取水機能を備えた治山ダムの整備、親水森林空間の整備、環境に優しい木製治山施設の設置</p> <p>2 緑の公共事業 いのちと環境の森づくり事業 (1)事業の趣旨/内容 放置された人工林等を対象に、森林所有者との協定により一定期間の伐採利用禁止等の措置を講じながら、環境保全の視点から針葉樹と広葉樹が適度に混在した森への再生を促進します。 なお、この事業には、次の3つのメニューがあります。 (2)事業内容 ①森林機能回復整備事業:造林未済地における広葉樹の植栽や放置森林での強度の間伐等の実施 ②森林適正整備推進事業:水源かん養等の機能を高度に発揮するため、国庫補助対象とならない8齢級(36年生～40年生)から12齢級(56年生～60年生)の高齢級の間伐と間伐材の搬出、及びこれに伴う施業路開設の実施 ③放置竹林拡大防止事業:放置されたことにより森林に侵入した竹林の伐採整理の実施</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	197
該当箇所	7 健全な水循環機能の維持・回復 (2) 陸域 ウ 都市域
該当箇所本文	学校や公園敷地内等での雨水の一時貯留を検討するほか、一定面積以上の開発に対して雨水貯留施設の設置の指導を行う等、雨水の貯留浸透を推進するとともに、雨水の流出抑制を図り、河川や水路の負担を軽減する。 また、家庭や地域における雨水利用を推進するとともに、雨水及び下水道、浄化槽処理排水の植栽への散水、便器洗浄水等への利用等、水の効率的利活用に努める。
施策名	おおさかレインボウぶろじょくと！
担当部署	大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課
施策の概要	<p>本府ではレインは雨、ボウは宝を意味し、「雨を宝」として大切に使う社会づくりや水とみどりが豊かなまちづくりを目指すため、平成17年度から雨水利用の取組みを「おおさかレインボウぶろじょくと！」として推進しています。</p> <p>(平成17年度の取組み) <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の協力を得て、府域16か所に雨水タンクを設置。地域の方々による雨水モニター活動を実施。 </p> <p>(平成18年度の取組み) <ul style="list-style-type: none"> ・地域の方々による雨水モニター活動の実施 ・打ち水イベントの実施 ・「雨水と地下水を活かした水循環シンポジウム」の開催 </p> <p>(平成19年度の取組み) <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立花の文化園での雨水利用の導入 ・雨水利用技術セミナー「やってみよう雨水利用！」の開催 ・雨水利用啓発用パッケージの作成 ・簡易雨水利用診断ソフトの作成 </p> <p>(平成20年度の取組み) <ul style="list-style-type: none"> ・門真ロータリークラブ及び雨水利用を促進するNPO(関西雨水市民の会)と連携して、地域の雨水利用の拠点となるように門真市内の6小学校へ雨水タンクを設置 ・雨水利用啓発用パッケージの貸し出し 3団体 </p> <p>(平成21年度の取組み) <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度の継続事業として、雨水タンクを設置した門真市内6小学校へ水循環に関する環境学習を実施 ・新たに門真市内4小学校及び1保育園へ雨水タンクの設置及び環境学習を実施 ・雨水利用啓発用パッケージの貸し出し 3団体(のべ5回) </p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

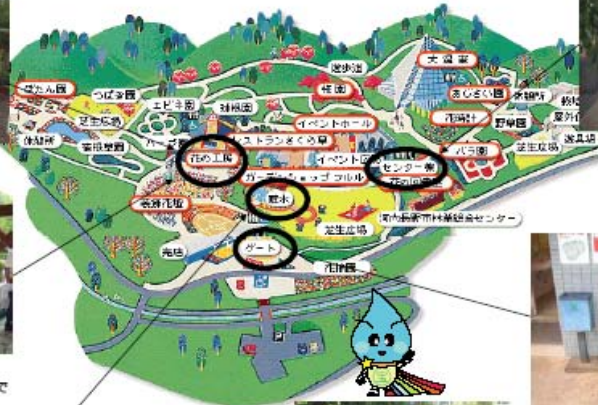
○大阪府立花の文化園における雨水利用の取組み



雨水タンク 250L (花の工房)



展示コーナー (花の工房)
※平成 19 年 10 月 14 日まで



雨水タンク 200L (センター棟)



雨水タンク 250L (ゲート)



散水の一場面



- ・園内に降る雨が集まる噴水池の水を有効活用した散水システムの導入
- ・家庭でできる雨水利用をPRするための小型雨水タンク(容量250リットル程度)の設置(ゲート、花の工房、センター棟の3か所)

○雨水利用技術セミナーの開催



※平成19年12月1日に開催。約40名の参加者に雨水利用についての講座を行った。

○雨水利用啓発パッケージの作成



※府民、NPO等に環境フェスティバルでの展示や出前講座用に貸出を実施

○小学校への雨水タンクの設置と環境学習



※小学校へ設置した雨水タンク利用風景



※環境学習風景

No	198
該当箇所	7 健全な水循環機能の維持・回復
該当箇所本文	海域と陸域の連続性に留意して、健全な水循環機能の維持・回復を図ることとする。
施策名	ひょうご水ビジョンの推進(水資源対策の総合的推進)
担当部局	兵庫県企画県民部政策室ビジョン担当課
施策の概要	<p>「ひょうご水ビジョン」で示された目指すべき姿～水の美しい循環～の実現に向けて、県をはじめとして、県民一人ひとりまで、水を利用するあらゆる主体が「蓄え、上手に使う」「はぐくみ・ゆっくり流す」「きれいに保つ」「安全を高める」「親しみ・楽しむ」「学び・伝える」の6つの方向に即して実践活動へと展開していくため、ひょうご水ビジョンの普及、啓発活動を実施している。</p> <p>また、リーフレット「水循環の手引き」を作成し、県民意識高揚のために配布している。</p> <p>水に関する総合的な情報発信基地として、また県民との情報の共有を図るためにホームページ「ひょうご水ステーション」を開設し、情報の提供に努めている。</p> <p>(参考)</p> <p>本県では、平成16年度に「ひょうご水ビジョン」を策定し、「21世紀兵庫長期ビジョン」が示す環境優先社会を実現するため、これまでの取り組みや成果を踏まえながら、水をめぐる様々な課題を見据え、兵庫の水が県土の自然、県民の生活、地域の文化をはぐくみながら美しく循環するための総合的な指針とした。</p> <p>また、「ひょうご水ビジョン」では水の美しい循環を損なう様々な課題に向き合い、水が美しく循環するための水とのかかわりや水利用などの実践活動に関する誘導指針としての役割を担っており、実践活動に繋げるための普及啓発活動及び情報発信を行っている。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○普及啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政、小中学校、NPOを対象に「ひょうご水ビジョン」の普及、啓発活動を実施しており、平成16年度は17回、平成17年度は7回実施した。 ・平成18年度は、県民の参画と協働により水を大切に使う暮らしを实践する事業(節水道場)を実施し、終了した家族を「節水名人」に認定した。 ・平成19年度は、節水名人が作成された「節水カルタ」をホームページ上で紹介し、節水への取り組みについて啓発を行った。 ・次代を担う中学生を対象に、毎年度「兵庫県中学生水の作文コンクール」を実施している。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	202
該当箇所	7 健全な水循環機能の維持・回復
該当箇所本文	健全な水循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、海域においては藻場・干潟等の浅海域の保全及び自然浄化能力の回復に資する人工干潟等の適切な整備を図るものとする。陸域においては森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当っては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。
施策名	地下水の保全と有効活用
担当部局	香川県 政策部 水資源対策課
施策の概要	昭和57年に、国(整備局・経産局)、県、市町(高松・丸亀・坂出・善通寺・多度津・宇多津の4市2町)及び当該地域の地下水ユーザー(平成20年度末、28企業)が一体となり、香川中央地域地下水利用対策協議会を組織し、取水の自主規制を行うとともに、高松地域・中讃地域で地下水水位を継続観測し、地下水の適正かつ合理的な利用の促進を図っている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	【地下水利用者間で揚水量の自主規制】 ⇒ 高松地域 700m ³ /日・井、中讃地域 800m ³ /日・井 【地下水水位の継続観測】 ⇒ 高松地域4か所、中讃地域4か所
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	203
該当箇所	7 健全な水循環機能の維持・回復 (2)陸域 ア 森林域
該当箇所本文	森林センターの活用やどんぐり銀行活動等支援事業を実施し、苗木の植栽、森林の手入れなど、県民による森づくりの参加の機会と場所の提供に努める。
施策名	水源の森づくり・県植樹祭
担当部局	香川県 環境森林部 みどり整備課
施策の概要	<p>○水源の森づくり 山火事などで失われたみどりを取り戻すことを目的に、ボランティアの協力のもと、本島、直島、小豆島などで植樹行事を実施する。</p> <p>○県植樹祭 緑の大切さ、重要性について県民が理解を深め、緑化思想の高揚を図るため、県民参加の緑づくりの一環として開催する。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○水源の森づくり (直島) 平成16年度～ (本島) 平成15～18年度 (小豆島) 平成6年度～ (東かがわ市) 平成12～17年度</p> <p>○県植樹祭 平成15年度 本島山火事跡地 平成16 直島山火事跡地 平成17 屋島(源平屋島の森) 平成18年度 直島山火事跡地 平成20 直島山火事跡地 平成21 香川用水調整池 宝山湖</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	207
該当箇所	7 健全な水循環機能の維持・回復
該当箇所本文	健全な水循環機能の維持・回復を図るため、流域を単位とした関係者間の連携に努めつつ、各地域で以下の施策を実施する。 (1) 海域 海域と陸域の連続性に留意して、藻場・干潟・自然海岸等の浅海域の保全を推進するとともに、自然浄化能力の回復に資するよう海岸環境整備事業等により、人口干潟の適切な整備を図るものとする。 (2) 陸域 森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。
施策名	森林環境税(H17.4～)の導入(※H22.4～拡充・継続)
担当部局	愛媛県農林水産部森林局森林整備課・総務部管理局税務課
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・納入方式 県民税均等割上乘せ課税方式(法定普通税) ・納入者 県内に住所・事業所などを有する個人・法人(個人県民税・法人県民税均等割の納税義務者) ・納入額 個人:500円(※H22年度から700円) 法人:県税条例で定める県民税均等割額の5%上乘せ(※H22年4月1日以降に開始する事業年度分から7%上乘せ) ・税収の規模 約17.9億円(H17年度からH21年度税収実績(見込))、約27億円(H22年度からH26年度税収見込) ・納入方法 給与所得者・公的年金受給者:特別徴収(天引き) 事業所得者:普通徴収 法人:申告納付
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>基金の設置 森林環境税は、森林環境保全基金に積立て、目的とする事業に充当する。</p> <p>基金運営委員会の設置 知事が委員を委嘱し、森林環境税を活用した事業や基金に関する調査・審議を実施する。</p> <p>森林環境税を活用する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県指定事業:県が用途を定めて実施しようとするもの <ul style="list-style-type: none"> ・森をつくる活動事業 県民共有の財産である森林の環境保全を目指し、水源涵養等、公益的機能の高い森林など、県民の暮らしと深く関わる森林の整備・保全 ・木をつかう活動事業 健康で快適な生活環境の創造を目指し、森林から生まれ、人にやさしく、地域の環境保全に貢献する木材を利用する事業 ・森とくらす活動事業 県民と森林が共生する豊かな暮らしの実現のため、森林との出会いやふれあい等を通じて森林を知り、森林を身近に感じる契機となる事業 ○公募事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県民施策提案公募事業 県民から森林環境税を財源として実施すべき事業案を募集するもの ・県民活動提案公募事業 県民の豊かな発想や自発的な活動により実施される事業を募集するもの
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	212
該当箇所	8 失われた良好な環境の回復等
該当箇所本文	瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い消失、劣化した藻場、干潟、自然海浜等の良好な環境を回復し、望ましい環境を創り出すための施策の展開を図るものとする。 このため、先導的なプロジェクトとして、「尾崎21世紀の森構想」における沿岸域の環境創造や、播磨灘西部沿岸域における里海づくりを推進する。 これらの施策の推進に当たっては、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、県民及び民間団体との参画と協働による取組に努めるものとする。 なお、施策の実施に当たっては、計画的な取組に努めるものとする。
施策名	播磨灘西部沿岸域における里海づくり
担当部局	兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課

施策の概要	<p>1 事業目的 開発等により、干潟など海浜自然の消失や劣化などが進んできた播磨灘西部沿岸域において里海づくりに取り組む。また、瀬戸内海の保全と再生を総合的に推進するための新たな法整備を主唱する県として、モデル的な実践を行い、近隣府県とも連携した取組成果を瀬戸内沿岸府県に波及させていく。</p> <p>2 事業内容 播磨灘西部沿岸域の環境現況等を調査し、里海づくりの考え方や進め方等を検討するとともに、適地を選定の上、モデル的な取り組みを参画と協働により推進する。</p> <p>(1) 詳細調査の実施 千種川河口(赤穂市)及び相生湾(赤穂市)をモデル区域として選定し、水質調査や植生調査等の詳細調査を実施した。</p> <p>(2) 播磨灘里海づくり専門委員会の設置 沿岸域の自然再生等に造詣の深い学識者等による専門委員会を設置し、里海づくりの考え方・進め方等を検討するとともに、モデル区域における詳細調査、再生方策・適用可能技術や具体的な取組内容の検討、提案等を行った。</p> <p>(3) 懇談会等の開催 モデル区域(相生、赤穂)において、行政連絡会議を開催するとともに、漁協、保全活動団体、企業等が参加する懇談会を開催し、今後の里海づくりの取組や中長期的なビジョンについて意見交換を行っている。今後は、懇談会を発展させた里海づくり協議会を設置し、具体的な構想を策定し、事業・取組みを推進していく。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ																					
項目1													単位								
項目2													単位								
項目3													単位								

No	213
該当箇所	8 失われた良好な環境の回復
該当箇所本文	瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い既に失われた藻場及び干潟等の浅海域並びに自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとする。海砂利採取跡地については、埋戻しも含めてその環境回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。これらの施策の推進に当たっては、開発等に伴いかつての良好な自然環境が消失した地域を対象とすることを基本とし、国及び県が先導的役割を果たしつつ、事業者、住民及び民間団体と連携した取組に努めるものとする。なお、施策の実施に当たっては、環境調査等を併行して実施し、工事等に反映させるなど、順応的に進めるものとする。
施策名	養浜等による海浜環境の整備
担当部局	岡山県土木部港湾課
施策の概要	<p>1 児島港 唐琴地区</p> <p>・当該地区は、児島港東端の瀬戸内海国立公園に位置し、背後には王子ヶ岳がそびえ、前面には備讃瀬戸や瀬戸大橋が望める風光明媚なところである。また、当該地区の一部区域は県の自然海浜保全条例に基づく自然海浜保全地区「唐琴の浦」として指定され、自然海浜の保全が図られている。</p> <p>・当該地区では近年砂浜が後退し、既設護岸の老朽化や台風波浪による越波被害がたびたび生じ、早急な対策が求められていた。また、古くは和歌にも詠まれた白砂青松の美しい海岸として知られ、海水浴場として利用されていたが、砂浜の後退と併せ駐車場等の利便施設の不足と相まって利用者が激減し、海浜の荒廃が進んでいる。このため、面的防護による保全施設の向上とあわせて、景観や自然環境に配慮しつつ付近住民だけでなく他の地域の人々にも海辺に親しめ、利用しやすい潤い豊かな海辺の再生を図ることが必要となっている。</p> <p>・当該計画地は、約2.7haのアマモ場(平成7年度調査)が確認されているが、平成元年調査と比べると約6haの減少となっており、藻場等引き網禁止区域に当該地区内も指定され、藻場の保全が図られている。このため、海岸保全施設整備に併せて、減少傾向であるアマモ場の保全が必要となっている。</p> <p>・当該地区が瀬戸内海国立公園内であることや、計画地内は県の自然海浜保全地区「唐琴の浦」に指定されており、海浜の保全、周辺環境との調和、保持等について規定され、自然海浜の保全と適正な利用が図られている。このため、周辺の自然環境との調和に十分配慮した整備を行い、海浜の保全と快適な利用の確保を図る必要がある。</p> <p>2 水島港・沙美海岸 海岸環境整備事業</p> <p>1880年以来、長い間海水浴場として市民に親しまれてきた沙美海岸は、潮流等の影響を受けて一部の海岸浸食により砂浜が後退し、背後地では越波による被害が発生したことから、白砂青松と詠われる瀬戸内特有の海浜の復元・創出及び人々が使いやすい海辺となるよう、緑地、駐車場、休憩所を配置し多目的な海岸環境整備事業として整備した。</p> <p>(事業概要)</p> <p>延長L=950m、砂浜A=122,600㎡ 緑地等 A=19,650㎡</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	同上
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

児島港 唐琴地区 事業期間 平成6年～平成21年



水島港 沙美地区 事業期間 昭和56年～平成元年

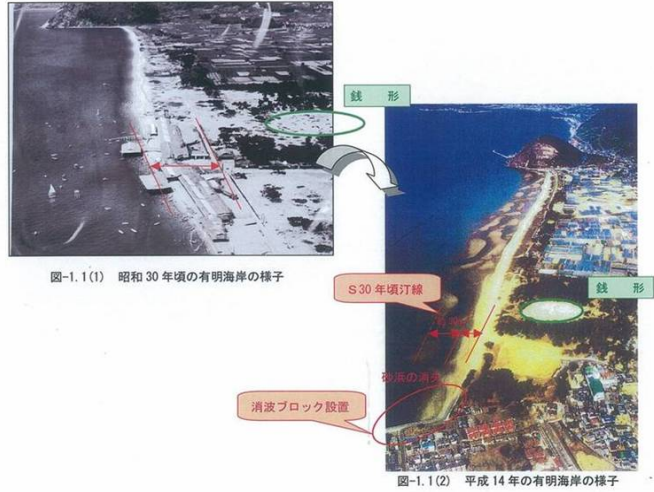


No	215
該当箇所	8.失われた良好な環境の創出
該当箇所本文	瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い既に失われた藻場、干潟、自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとする。 これらの施策の推進に当たっては、開発等に伴いかつての良好な自然環境が消失した地域を対象とすることを基本とし、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、住民及び民間団体と連携した取組に努めるものとする。 なお、施策の実施に当たっては、計画的な取組に努めるものとする。
施策名	観音寺港海岸侵食対策事業(有明地区)
担当部局	香川県 土木部 港湾課
施策の概要	良好な自然環境を積極的に保全、回復する必要の高い海岸において、高潮、津波、侵食等の自然災害から海岸を防護することと合わせ、生態系や自然環境等周辺の自然環境に配慮した海岸の形成に努め、自然と共生する海岸を整備する。
瀬戸内海関係地域での実施事例	○観音寺港海岸侵食対策事業(有明地区) (1)有明海岸の現況 当海岸は、香川県西部の観音寺市に位置する南北2kmあまりの白砂青松の海岸で、県内では東部の津田の松原と並び海水浴場としても賑わっており、また背後には寛永通宝の砂絵で有名な琴弾公園があり、多くの観光客で賑わいをみせている。しかし、近年侵食により砂浜が後退しており、貴重な白砂青松海岸の消失、さらに背後地への越波による浸水被害が生じている。(平成16年台風16号では、同地区を中心に床上浸水84戸、床下浸水227戸の被害) また、当海岸は名勝や国立公園特別地域の指定箇所であり、自然環境や景観に配慮する必要もある。 (2)事業概要 上記のことから、事業策定にあたって、有明海岸に係わりの深い地元の関係者、学識経験者及び行政担当者等で構成する「有明海岸の考える会」を設置し、有明海岸の保全のあり方及び美しく豊かな海岸へ回復させるための方策について検討を行い、平成17年度より現地着手、平成20年度に完成を図ることとしている。 また、養浜については、備讃瀬戸航路の浚渫砂を再利用することで、瀬戸内海の自然環境や景観にも配慮している。 施設規模 潜堤 N=3基、L=360m 養浜 V=約200,000m ³ (昭和30年代の有明海岸の復元) 護岸(嵩上) L=445m
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

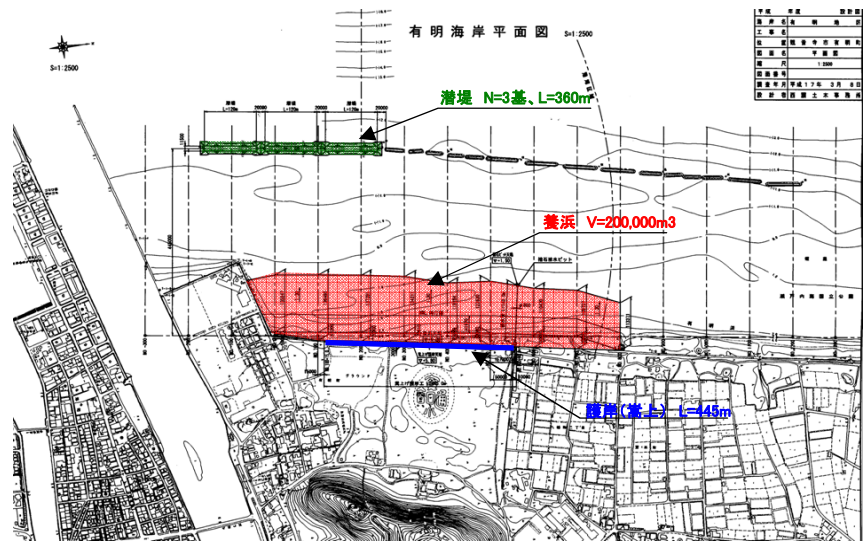
1. 有明海岸に関する新聞記事



2. 有明海岸の汀線後退(昭和30年頃と平成14年の比較)



3. 観音寺港海岸侵食対策事業(有明地区)事業計画図



4. イメージパース(現況と事業完了後の比較)



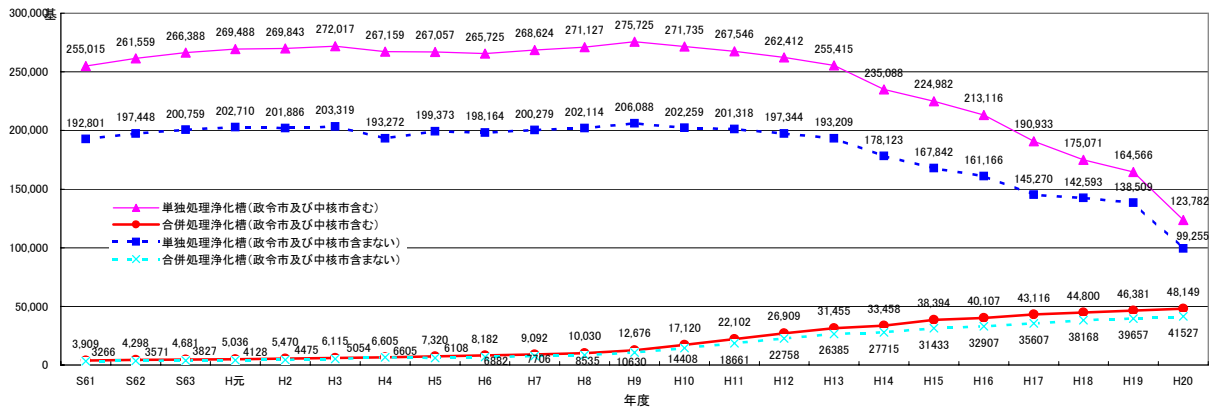
No	216
該当箇所	9 島しょ部の環境の保全
該当箇所本文	<p>本県の瀬戸内海には有人・無人合わせて138の島がある。これらの地域は、内海航路の要衝として栄えるなど豊かな歴史・文化を持ち、柑橘栽培等の農業や漁業、造船業等が営まれてきたが、近年、過疎化、高齢化の進行、基幹産業の低迷等、島しょ部の活力の低下が懸念されている。その一方で、豊かな自然環境が随所に残されており、とりわけ、これら自然環境や島々がつくり出す瀬戸内海らしい多島美の景観等は、極めて貴重な財産となっている。このため、これら自然環境、景観を守りつつ、地域の活性化を図っていく必要がある。</p> <p>また、貴重な自然環境を適切に保全・活用する観点から、自然公園区域の指定等により適切な保全を図るとともに、自然とのふれあいを促進させる施設整備やそれらを有効に生かすソフト面の施策を総合的に推進する。</p>
施策名	自然公園等の保全・管理
担当部局	広島県環境県民局環境部
施策の概要	優れた自然の風景を有する地域や貴重な動植物の生息する地域を自然公園や県自然環境保全地域等として指定し、その保全・管理に努める。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>H21. 4. 1現在</p> <p>瀬戸内海国立公園 10,681ha(陸域)</p> <p>県自然環境保全地域 2箇所(当木島・釜戸岬、柏島) 42ha</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	217															
該当箇所	9. 島しょ部の環境の保全															
該当箇所本文	<p>本県には、116の島があり、うち24島が有人島であり、平成17年度国勢調査において島しょ部における人口は、40,752人である。</p> <p>島しょ部は、豊かで美しい瀬戸内海地域の自然景観の維持、創出の役割を果たしているが、限られた環境資源を利用した生活が営まれていることから、その環境保全は住民や社会経済のあり方に直結する課題である。</p> <p>そのため、環境容量の小さな島しょにおいては、特に環境保全の取組が重要であり、下水道施設が整備されている直島や農業・漁業集落排水施設が整備されている粟島があるが、今後とも島しょ部の環境保全施設の整備促進に努めるものとする。</p>															
施策名	直島町の下水道整備の取り組み															
担当部局	香川県 土木部 下水道課															
施策の概要	瀬戸内海の特徴等にかんがみ、水質総量規制制度の実施、富栄養化対策の推進等汚濁負荷量の削減の見地から特に重要な役割を有する下水道につき重点的な投資を図ること等により引き続きその整備の促進に努めるものとする。															
瀬戸内海関係地域での実施事例	直島町における下水道の整備状況は、平成20年度末において、公共下水道として直島町センターの終末処理場が稼働しており、処理人口は3,096人、処理人口普及率は92.8%である。															
進捗状況を示すデータ																
項目1	下水道普及率(直島町)										単位	%				
年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20					
	29.5	30.6	38.5	66.7	78.8	80.3	90.6	91.0	92.8	92.9	92.8					
項目2											単位					
項目3											単位					

No	220
該当箇所	9 島しょ部の環境の保全
該当箇所本文	本県には199の島があり、これら島しょ部では、限られた環境資源を利用した生活が営まれていることから、その環境保全は住民や社会経済のあり方に直結する課題であることに鑑み、環境容量の小さな島しょ部においては、特に環境保全の取組みが重要であり、ほぼ全島で下水道施設が整備されている魚島や生名島等のように、今後とも環境保全施設の整備促進に努めるものとする。
施策名	愛媛県離島振興計画
担当部署	愛媛県総務部新行政推進局市町振興課
施策の概要	<p>1 計画策定の趣旨 愛媛県には、離島振興法に基づいて指定を受けた離島振興対策実施地域が、魚島群島をはじめとして10地域(33有人島、47無人島)ある。これらの地域については、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、10年毎に離島振興計画を策定し、道路、水道、港湾などの生活・産業基盤の整備を積極的に推進してきた。しかしながら、離島をめぐる状況は、過疎化・高齢化の著しい進行、主要産業である農水産業の低迷のほか、高度情報化・市町村合併等の新たな課題等も生じており、一層厳しいものとなっている。こうした状況を改善するとともに、離島地域の自立的発展を促進するため、今後10年間の振興の基本方針となる離島振興計画を策定する。</p> <p>2 整備方針の概要 ・住む人々が元気に暮らせる島づくり ・訪れる人々が元気になる島づくり ・本土と連携し地域全体が元気になる島づくり を整備の基本方針とし各分野における施策の充実を図る。</p> <p>生活環境の整備に関する事項としては、 ・水道未整備地区の改善 ・安全な飲料水の確保(水源開発・海水淡水化装置) ・生活排水の適正な処理対策の推進 ・廃棄物の資源化・減量化の推進 ・廃棄物の広域処理体制・資源循環システムの構築 を整備方針とし、各種施策に取り組んでいる。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	愛媛県離島振興計画に基づき、水道施設や汚水処理施設の整備、ごみ焼却施設の建設促進を図っている。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	221
該当箇所	9 生活排水処理施設等の整備の促進 (2)浄化槽の整備
該当箇所本文	<p>下水道の整備が相当期間見込めない地域や下水道整備予定区域外においては、生活排水対策として、浄化槽の整備が重要な施策である。</p> <p>本府においては、生活排水の100%適正処理を目標に、効率的・計画的な施設の整備を推進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底を図る。</p> <p>市町村が各戸に浄化槽を設置して、管理・運営する「浄化槽市町村整備推進事業」について、技術的支援を行うとともに、府費補助制度の活用等により、その導入を促進するなど、一層の普及促進に努める。</p> <p>また、規模の大きな浄化槽については、窒素、リンの除去等高度処理浄化槽の設置を指導する。</p> <p>さらに、既設の単独処理浄化槽についても、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。</p> <p>なお、浄化槽については、「浄化槽法(昭和58年5月制定)」、「建築基準法(昭和25年5月制定)」等に基づき、浄化槽の適正な設置、維持管理及び水質に関する検査の徹底等浄化槽対策の一層の推進に努める。</p>
施策名	合併処理浄化槽の整備促進
担当部局	大阪府健康医療部環境衛生課
施策の概要	<p>1) 合併処理浄化槽の普及促進を図るため、個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を国と地方(都道府県・市町村)が助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型・点整備)」が昭和62年に創設され、平成4年度から大阪府においても和泉市を皮切りに事業が実施され、平成21年度では12市町村が実施している。</p> <p>2) 合併処理浄化槽のさらなる普及促進を図るため、市町村が主体となって地域単位で各戸に浄化槽を設置し、使用者から使用料を徴収して管理運営する事業である「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型・面整備)」が平成6年国により創設された。本府においても、平成17年度より府費による上乗せ補助制度を設けるなど、当該事業の早期導入を促進している。平成21年度は富田林市、枚方市、大東市、河内長野市の4市が事業を実施している。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1) 浄化槽整備事業 「浄化槽設置整備事業」及び「浄化槽市町村整備推進事業」を実施する市町村に対し、府費補助金を交付した。なお、浄化槽市町村整備推進事業については、高度処理型の合併処理浄化槽(窒素又はりん除去型、窒素及びりん除去型)による整備を対象とした浄化槽設置整備事業は平成21年度現在、7市4町1村の計12市町村が実施。浄化槽市町村整備推進事業は平成21年度現在、富田林市、河内長野市、大東市、枚方市の計4市が実施。</p> <p>2) 浄化槽の適正管理指導 浄化槽の所期性能を担保し、生活排水処理施設としての信頼性確保を図るため、保健所による立入等による維持管理指導を行っている(平成20年度では2,677件)。 また、浄化槽法第7条に基づく「設置後の水質検査」については、100%の受検を担保している。同法第11条に基づく「定期検査」については受検率は低いため、重点事項として現地訪問、ダイレクトメールによる受検啓発に取り組んでいる。 平成16年度からは浄化槽法第11条に基づく定期検査の水質検査項目に「BOD」を追加し、浄化槽の機能を化学的にも評価できるようにした。</p> <p>3) 調査研究 ア) PFIによる浄化槽市町村整備推進事業の導入にあたっての技術的支援として「大阪府版浄化槽PFI事業導入ガイドライン」及び「PFIと公設公営事業費試算ソフト」を作成した。 イ) 単独処理浄化槽設置状況調査 平成13年度の浄化槽法改正により単独処理浄化槽の新設は不可となったが、それ以前の既設単独処理浄化槽は10万基を超えている。これらの単独処理浄化槽の設置状況を正確に把握し、適正な維持管理の啓発及び合併処理浄化槽への転換の促進を図るため、平成18・19年度で調査を実施した。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

1 平成20年度までの浄化槽設置基数



2 浄化槽整備事業

ア) 浄化槽設置整備事業

年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20		
実施市町村	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市	和泉市		
	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市	
		堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	
		東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	東大阪市	
		大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	
		富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市	
		貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	貝塚市	
		阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	阪南市	
		八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	八尾市	
		千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村	千早赤阪村
		島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町
		熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町	熊取町
																	柏原市	柏原市	
		実施市町村数	1	2	3	6	12	14	16	16	16	15	14	14	13	12	11	12	12
		府補助額 (千円)	1,595	3,329	14,622	37,500	75,199	141,550	173,531	133,881	134,455	122,050	114,573	92,077	63,116	30,226	24,416	24,512	25,323
		設置基数	8	13	62	128	330	600	1,183	997	1,013	956	907	729	502	235	190	191	199

イ) 浄化槽市町村整備推進事業

年度	H17	H18	H19	H20
実施市町村	富田林市	富田林市	富田林市	富田林市
	河内長野市	河内長野市	河内長野市	河内長野市
		大東市	大東市	大東市
		枚方市	枚方市	枚方市
実施市町村数	1	4	4	4
府補助額 (千円)	570	4,420	3,610	2,310
設置基数	30	205	153	100

No	223
該当箇所	9 生活排水処理施設等の整備の促進 (4) し尿処理施設の整備
該当箇所本文	府域の平成17年度末のし尿処理施設(下水道に投入するため、希釈処理等を行う施設を含む)の整備状況は、23市町5組合において整備されており、その処理能力は5,000kL/日である。 今後は、市町村の生活排水処理施設の整備状況、また排出されるし尿、浄化槽汚泥量についての確に把握した上で、広域的処理も含めた効率的で安定的な処理体制の構築に努める。
施策名	し尿処理施設等の整備促進及び維持管理
担当部局	大阪府健康医療部環境衛生課
施策の概要	1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という)に基づき、各市町村では一般廃棄物(し尿関係)を処理するし尿処理施設が設置されている。 平成20年度末現在 23施設(処理能力計3,635.5kL/日) 2) 各施設では、老朽化が進んでおり、特に泉州ブロックでは施設の更新時期を迎えているが、地方財政の悪化により困難となっている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	1) 維持管理指導 市町村等が設置している既存施設について維持管理が適正に実施されるよう、保健所の環境衛生指導員が立入指導を行うとともに、日常の管理状況を把握するために各施設から月間報告書を徴収した。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	225
該当箇所	10.下水道等の整備の促進
該当箇所本文	下水道の整備は、瀬戸内海の水質保全を図るうえで特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から、現在事業実施中の児島湖流域下水道事業のほか26市町村1事務組合で、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について鋭意その整備の促進に努めるものとする。
施策名	公共下水道建設事業費補助制度
担当部局	岡山県土木部都市局下水道課
施策の概要	県内の新規に下水道事業に着手する市町村を対象に、市町村が実施する単独管渠に補助を行い、下水道の普及率向上と早急な整備促進を図る。
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	補助対象市町村数
年度	H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21
	23 18 21 11 9 6 5 4
項目2	単位
項目3	単位

農業集落排水施設実施状況(地区別調書)

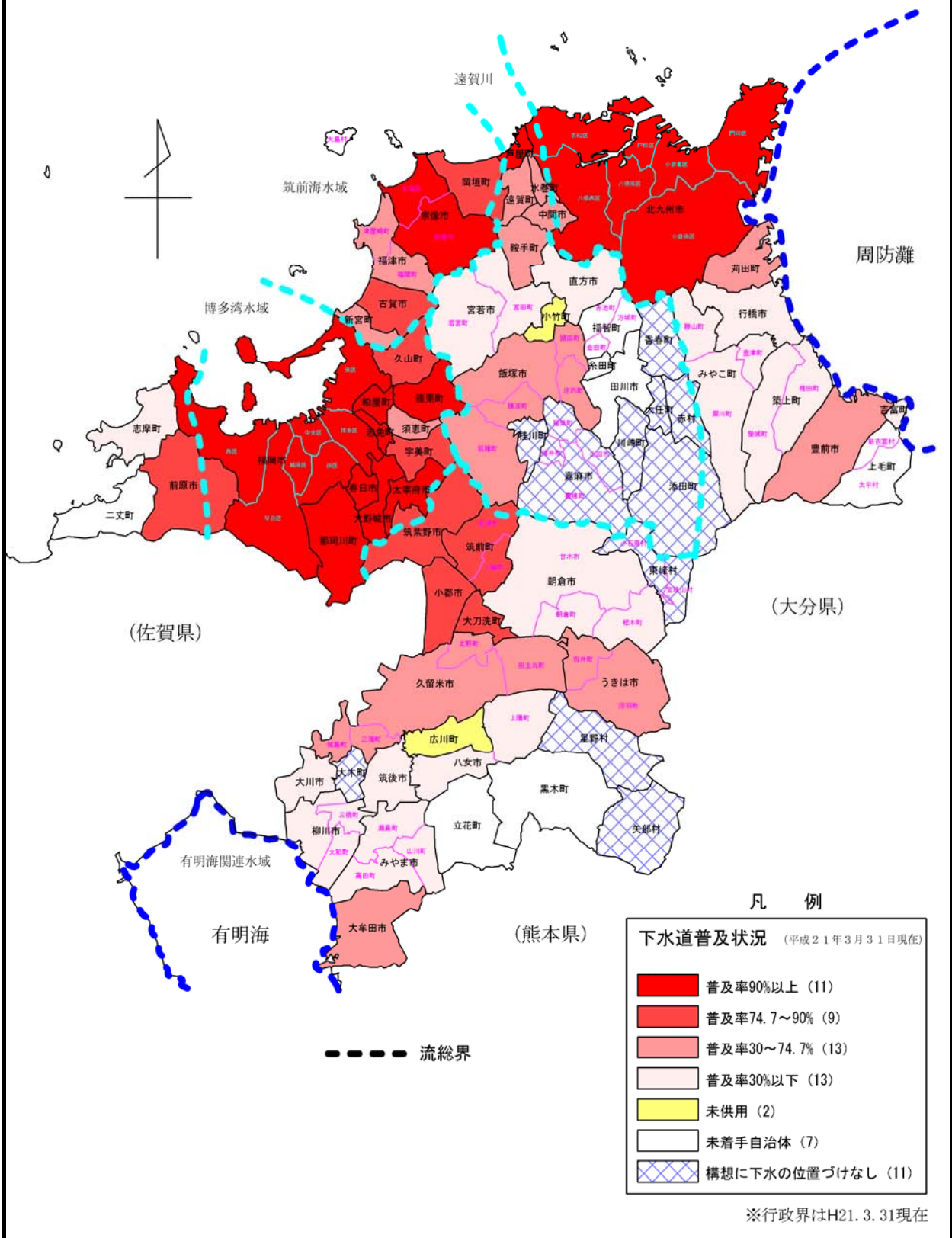
市町村名	地区名	処理人口	工期	市町村名	地区名	処理人口	工期
広島市	井原	1,410人	平02 ~ 平07	東広島市	志和掘	1,400人	平04 ~ 平09
広島市	小河内	730人	平03 ~ 平07	東広島市	板城	1,920人	平09 ~ 平13
広島市	三田	930人	平04 ~ 平08	東広島市	保田	870人	平16 ~ 平20
広島市	上三田	1,310人	平05 ~ 平09	東広島市	大内原	210人	平08 ~ 平12
広島市	市川	1,890人	平05 ~ 平11	廿日市市	浅原中央	930人	平13 ~ 平18
広島市	下三田	1,750人	平07 ~ 平13	安芸高田市	長田	710人	平06 ~ 平11
広島市	阿戸	4,350人	平08 ~ 平13	安芸高田市	坂上	470人	平03 ~ 平07
広島市	須沢	2,080人	平09 ~ 平16	安芸高田市	向井原	950人	平14 ~ 平17
広島市	井原高南	3,100人	平13 ~ 平19	江田島市	大須	410人	平10 ~ 平14
広島市	桐	600人	平06 ~ 平10	江田島市	沖	2,560人	平07 ~ 平12
広島市	太田部	830人	平10 ~ 平15	江田島市	三高	2,630人	平14 ~ 平19
広島市	鹿ノ道	140人	平16 ~ 平20	安芸太田町	殿賀	600人	平03 ~ 平07
広島市	戸山	2,550人	平20 ~ 平27	安芸太田町	井仁	100人	平06 ~ 平08
呉市	下島	1,530人	平03 ~ 平11	安芸太田町	坂原	100人	平06 ~ 平08
呉市	三之瀬	2,490人	平06 ~ 平14	安芸太田町	田之尻	120人	平07 ~ 平09
呉市	向	1,240人	平16 ~ 平21	安芸太田町	戸河内本郷	2,320人	平08 ~ 平14
呉市	野路西	360人	平09 ~ 平13	北広島町	川小田	910人	平07 ~ 平14
呉市	立花	130人	平06 ~ 平08	北広島町	琴庄	890人	平08 ~ 平13
呉市	大浜	400人	平08 ~ 平13	大崎上島町	大串	1,010人	平10 ~ 平15
呉市	沖友	360人	平11 ~ 平15	神石高原町	市場	1,620人	平05 ~ 平10
呉市	久比	830人	平16 ~ 平21	神石高原町	福永	1,450人	平09 ~ 平13
三原市	下徳良	3,300人	平5 ~ 平9	神石高原町	四日市	960人	平03 ~ 平07
三原市	萩原	710人	平06 ~ 平13	神石高原町	小畠	1,520人	平03 ~ 平08
尾道市	御寺宝池	790人	平03 ~ 平08	神石高原町	高蓋	1,130人	平04 ~ 平09
福山市	服部	2,140人	平08 ~ 平14	神石高原町	井関	740人	平06 ~ 平13
大竹市	栗谷	710人	平06 ~ 平10				

継続地区

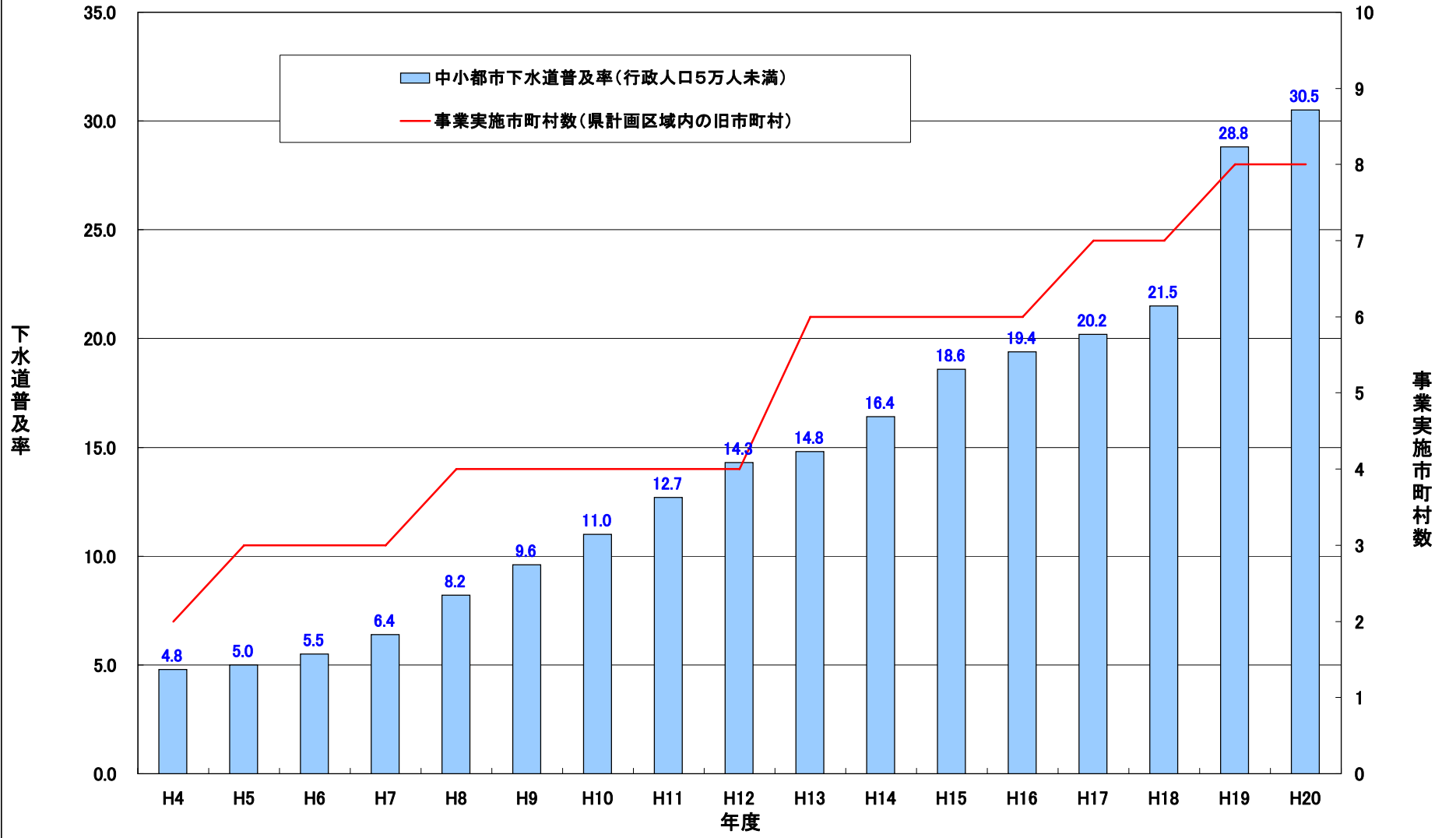
No	228
該当箇所	10 下水道等の整備の促進 (4) し尿処理施設の整備
該当箇所本文	本県の瀬戸内海関係区域におけるし尿処理施設は、平成19年度末で31施設が整備され、処理能力は2,562kl/日である。 今後とも、公共下水道等の整備の進捗状況に配慮しながら、施設の老朽化等に対応して、施設の新増設又は更新を行うとともに、必要に応じて高度処理の導入に努める。
施策名	廃棄物対策事業
担当部局	広島県環境県民局環境部
施策の概要	(1) 瀬戸内海関係区域におけるし尿処理施設の平成19年度末整備状況は、31施設で処理能力2,562kl/日である。 (2) 循環型社会形成推進交付金を活用し、施設の新増設及び更新を実施よう市町等に指導等を行っている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	234																										
該当箇所	10. 下水道等の整備の確保 (1)下水道等の整備																										
該当箇所本文	<p>(1) 下水道の整備 瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策としての下水道の整備は、極めて重要な施策である。 本県の瀬戸内海区域における下水道の整備は、北九州市等において進められており、平成20年度末において北九州市の日明浄化センターほか10か所の終末処理場が供用され、処理人口は1,015千人、その処理人口普及率は北九州市99.8%となっており、区域全体では87.1%となっている。 今後においても瀬戸内海の水質保全を図るうえで下水道の整備が特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から、下水道整備7箇年計画との整合性を図りつつ、整備区域の拡大及び処理人口の増加に努めるものとし、現在事業実施中の北九州市等における公共下水道事業についても、引き続きその整備を促進し、その他の区域については、現在流域別下水道整備総合計画を策定中であり、この計画をもとに関係市町村と協議を進め、下水道整備の早期実現に努めるものとする。 下水道事業実施計画 (継続) 北九州市、行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、築上町</p>																										
施策名	下水道の整備促進																										
担当部局	福岡県建築都市部下水道課																										
施策の概要	<p>1) 公共用水域の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策としての下水道の整備は極めて重要な施策である。福岡県では「福岡県汚水処理構想」に基づき、計画的で効率的な下水道の整備促進を図っているところである。</p> <p>2) 県内では、66市町村において48市町で整備実施中である。(平成20年度末現在)</p> <p>3) 下水道が公共用水域の水質保全を資するため、河川その他公共用水域に放流される水の水質基準を定めており、そのため、終末処理場で処理することが困難な汚濁の程度の著しい下水は、工場等個々の発生源で事前に処理した上で下水道に排除することが、下水道法及び市町村の下水道条例により定めるところである。</p>																										
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>§ 瀬戸内海関係地域での実施事例と平成20年度末時点での下水道処理人口普及率。</p> <table border="0"> <tr> <td>行橋市(S5年着手)</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>豊前市(H2年着手)</td> <td>34.1%</td> </tr> <tr> <td>苅田町(H6年着手)</td> <td>31.0%</td> </tr> <tr> <td>吉富町(H9年着手)</td> <td>24.1%</td> </tr> <tr> <td>築上町(H13年着手)</td> <td>10.8%</td> </tr> <tr> <td>みやこ町(H14年着手)</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td>(参考)北九州市</td> <td>99.8%</td> </tr> </table>													行橋市(S5年着手)	15.0%	豊前市(H2年着手)	34.1%	苅田町(H6年着手)	31.0%	吉富町(H9年着手)	24.1%	築上町(H13年着手)	10.8%	みやこ町(H14年着手)	7.4%	(参考)北九州市	99.8%
行橋市(S5年着手)	15.0%																										
豊前市(H2年着手)	34.1%																										
苅田町(H6年着手)	31.0%																										
吉富町(H9年着手)	24.1%																										
築上町(H13年着手)	10.8%																										
みやこ町(H14年着手)	7.4%																										
(参考)北九州市	99.8%																										
進捗状況を示すデータ																											
項目1	下水道処理人口普及率(福岡県全域)								単位	%																	
年度	H13末	H14末	H15末	H16末	H17末	H18末	H19末	H20末																			
	65.4	66.5	68.0	69.2	70.2	72.0	73.4	74.7																			
項目2	下水道処理人口普及率(瀬戸内水域:北九州市除く)								単位	%																	
年度	H13末	H14末	H15末	H16末	H17末	H18末	H19末	H20末																			
	7.5	9.3	11.2	12.5	14.9	16.2	17.7	19.8																			
項目3	下水道処理人口(瀬戸内水域:北九州市除く)								単位	千人																	
年度	H13末	H14末	H15末	H16末	H17末	H18末	H19末	H20末																			
	14.8	15.2	22.0	24.6	27.8	31.9	34.4	36.6																			

5 福岡県における下水道事業実施状況



中小都市下水道普及率と過疎代行事業実施市町村数



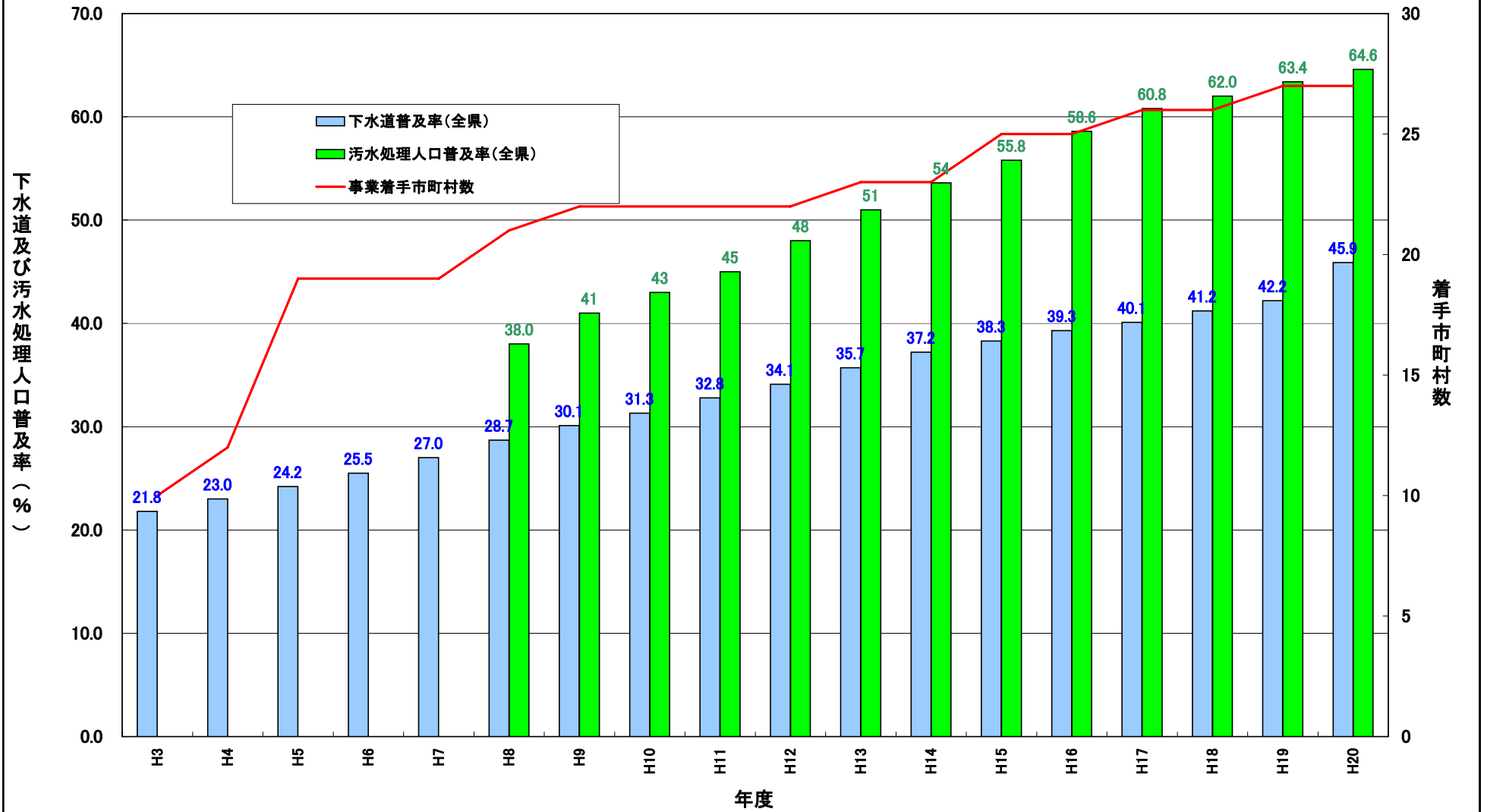
No	237
該当箇所	10 下水道等の整備の促進 (1)下水道の整備 (2)その他の生活排水処理施設
該当箇所本文	<p>今後は、下水道の整備が瀬戸内海の水質保全を図るうえで、特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から積極的に整備を推進するものとし、このため、現在、事業実施中の大分市ほか10市町の公共下水道事業については、鋭意その整備を促進するものとし、かつ未着手市町村の公共下水道事業について、できるだけ速やかに事業着手し、その整備を促進するものとする。</p> <p>浄化槽については、浄化槽法、建築基準法及び「大分県浄化槽指導要綱」に基づき、浄化槽の設置及び維持管理の適正化の徹底を図るよう指導している。</p> <p>また、新規に設置する浄化槽については、浄化槽法の改正により平成13年4月1日以降は原則として合併処理浄化槽とし、単独処理浄化槽の新設は廃止された。</p> <p>さらに、既設の単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換を図るものとする。</p> <p>農業集落排水施設については、平成20年度末において27市町村46施設が整備されており、今後も農業集落排水整備事業により整備・促進するものとする。</p> <p>漁業集落排水施設については、平成20年度末において9市19施設で整備されており、引き続き漁業集落環境整備事業及び漁港漁村総合整備事業により整備を促進するものとする。</p>
施策名	生活排水処理施設整備推進事業
担当部局	大分県土木建築部公園・生活排水課

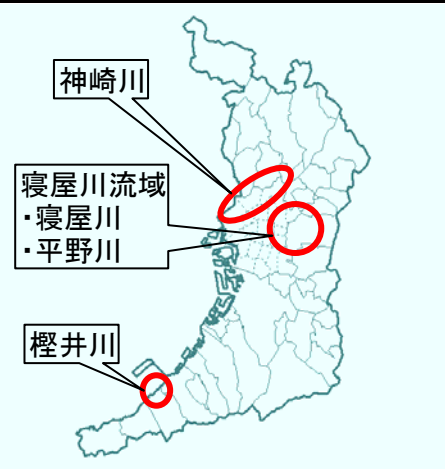
施策の概要
 県内市町村の生活排水処理施設整備事業への取り組みが遅れている最大原因は財政面にある。
 そこで、公共下水道事業、農業集落排水施設整備事業、漁業集落排水施設整備事業、浄化槽市町村整備推進事業のそれぞれに県費交付金事業が設けられていた。
 平成17年度より、各生活排水処理施設整備事業の一層の推進と効率的な予算執行を図るため、県費交付金事業を統合し、市町村へ一括して交付している。
 交付金の額は、市町村の地域特性(財政力、生活排水処理施設の整備状況)を考慮の上、実質負担額の2分の1を超えない範囲を12+0年分割としている。

瀬戸内海関係地域での実施事例
 公共下水道事業に関しては、平成3年度に県費交付金事業を創設して以来、事業着手市町村数が着実に増加している。また、下水道普及率の年平均上昇率も制度の創設後に増加している。
 農業集落排水施設整備事業に対する県費交付金事業を平成9年度、漁業集落排水施設整備事業に対する県費交付金事業を平成11年度に創設したが、いずれの事業においても公共下水道事業と同様な効果が得られている。
 浄化槽市町村整備推進事業に対する県費交付金事業については、平成15年度に創設した。これにより市町村設置型浄化槽の基数が着実に増加し、また適切な維持管理が徹底されることとなった。

進捗状況を示すデータ																	別添グラフを参照			
項目1	事業着手市町村数(県計画区域内の旧市町村)																単位	市町村		
	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20		
	10	12	19	19	19	21	22	22	22	22	23	23	25	25	26	26	27	27		
項目2	下水道普及率(全県)																単位	%	%	
	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20		
	21.8	23.0	24.2	25.5	27.0	28.7	30.1	31.3	32.8	34.1	35.7	37.2	38.3	39.3	40.1	41.2	42.2	45.9		
項目3	汚水処理人口普及率(全県)																単位	%	%	
	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20		
						38.0	41	43	45	48	51	54	55.8	58.6	60.8	62.0	63.4	64.6		

普及率と着手市町村数の推移

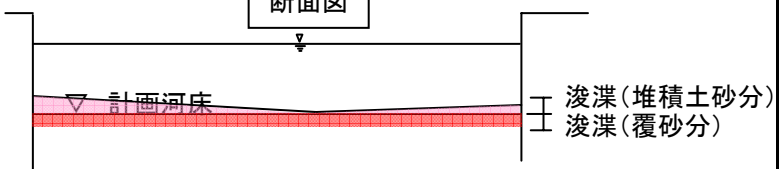




神崎川浄化浚渫

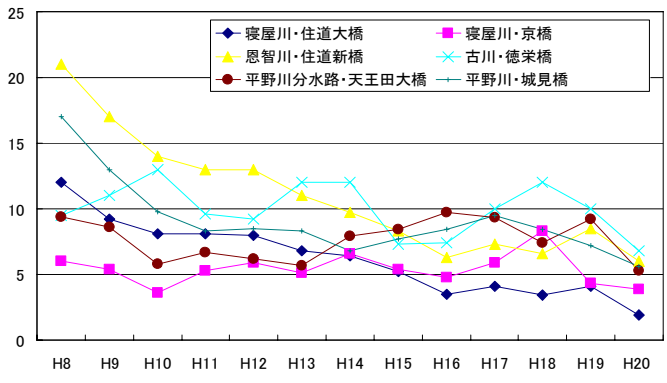


断面図



寝屋川流域 水環境改善緊急行動計画

BOD75%値 (mg/L)



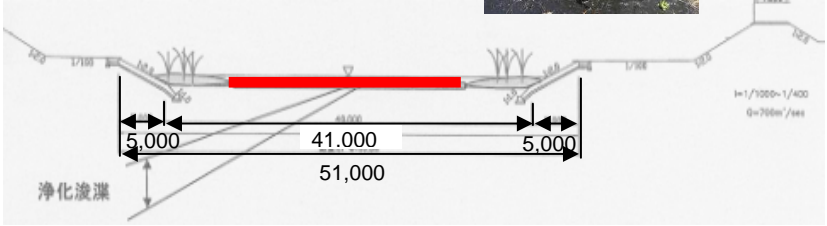
H17~: 平野川浄化浚渫



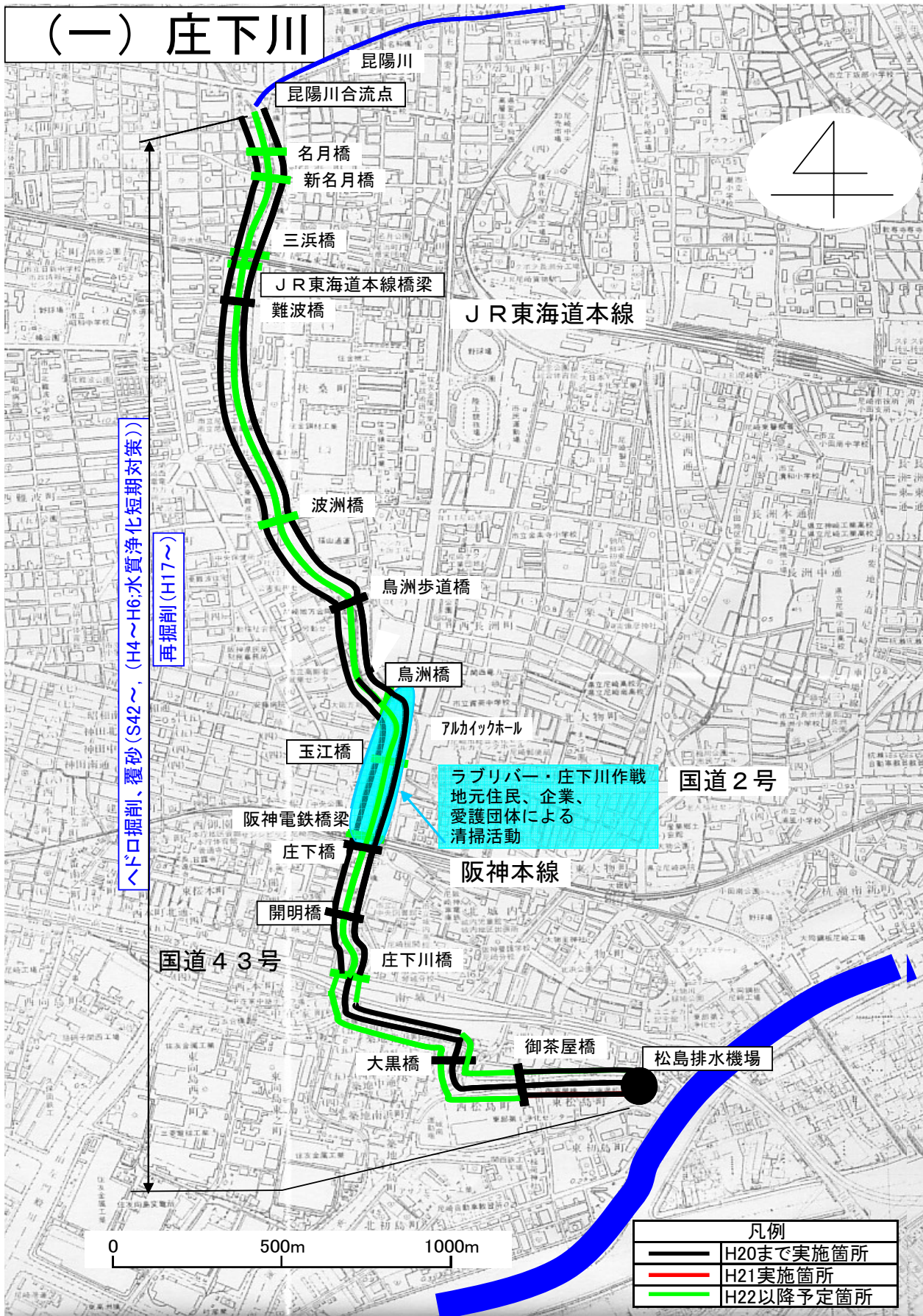
H17~: 寝屋川浄化浚渫



榎井川浄化浚渫



(一) 庄下川



凡例	
— (Black line)	H20まで実施箇所
— (Red line)	H21実施箇所
— (Green line)	H22以降予定箇所

No	241
該当箇所	11 水質等の監視測定
該当箇所本文	発生源については、「水質汚濁防止法」「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、工場・事業場に対して立入検査等を実施し、排水基準の遵守状況の監視に努めるとともに、総量規制の指定地域内事業場における汚濁負荷量の把握を行うため、水質自動計測器の設置等、効果的な監視体制の整備の促進を図る。
施策名	監視体制の整備
担当部局	大阪府環境農林水産部 環境管理室事業所指導課
施策の概要	電子申請システムを用いた指定地域内事業場による汚濁負荷量測定結果の報告方法を整備し、平成20年12月より実施。
瀬戸内海関係地域での実施事例	対象事業場数:234事業場内 電子申請は、93事業場
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	245
該当箇所	12. 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
該当箇所本文	<p>今後は、大阪府環境農林水産総合研究所等において、海域における富栄養化、内部生産機構の解明等に関する研究、有害化学物質等の水域環境汚濁に関する調査研究、貧酸素水塊の形成のメカニズムの解明及びそれらの防除技術の調査研究並びに自然環境の保全に関する基礎調査及び回復手法に関する調査研究等、瀬戸内海の環境保全に関する調査研究に鋭意努めるとともに、事業者・民間団体との情報交換等を行い有機的な連携を図ることにより、調査研究及び技術開発の効果的な実施を図る。</p> <p>また、環境省の環境技術実証モデル事業を活用し、閉鎖性海域の水環境改善に資する技術の普及促進を図る。さらに、府域における瀬戸内海に関する環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベースを整備し、情報の共有化、情報収集の効率化に努める。</p>
施策名	漁場環境調査ほか
担当部局	環境農林水産総合研究所(水産技術センター)

施策の概要	<p>海域における富栄養化に関する研究 ⇒ 漁場環境調査を従来から継続実施 貧酸素水塊の形成のメカニズムの解明及びそれらの防除技術の調査研究 ⇒ 貧酸素水塊の防除技術の調査研究(発生メカニズムについては解明済み、 H18から改善技術調査にも着手、環境技術実証モデル事業(受託事業) 回復手法に関する調査研究等 ⇒ 人工干潟の生物保育能調査(受託事業)を実施</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ														
項目1	漁場環境調査等								単位					
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21						
	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施						
項目2	環境技術実証モデル事業								単位					
年度	H18		H19	H20	H21									
	予備調査実施		実施	-	-									
項目3	人工干潟の生物保育能調査								単位					
年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21								
	実施	実施	実施	実施	実施	実施								

No	246
該当箇所	13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
該当箇所本文	本県においては、県立農林水産技術総合センターにおいて、赤潮発生機構の解明、その他環境保全に関する調査研究及び技術開発等を進めており、今後とも、国・市町等その他関係機関との協力により、これらの調査研究等の促進を図るとともに、瀬戸内海の環境保全に関する調査研究及び技術開発等の鋭意推進に努めるものとする。
施策名	県立農林水産技術総合センターにおける環境保全に関する調査研究、技術開発
担当部局	兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課

施策の概要	漁場環境の悪化に伴い、漁獲量、漁業生産額が減少傾向にあり、ノリの色落ち等の漁業被害の発生も相次いでいる。このため、水産資源の維持、増大のための技術や漁業被害防止技術等を開発することにより、瀬戸内海の環境の保全・再生を図る。
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>ひょうごの豊かな海と水産資源を再生する技術の開発</p> <ol style="list-style-type: none"> 漁場環境の再生と整備を進める技術開発 瀬戸内海における藻場・干潟など漁場改善及び環境修復技術等の開発 広域漁海況予報システムの構築と水産資源管理技術の開発 広域的な漁場環境データベース構築等、重要水産資源の管理技術の高度化と漁況予測の精度向上のための技術開発 地域漁業に密着した増養殖技術と漁業被害防止技術の開発 漁業団体と連携した魚介類の増養殖技術等の開発とノリの色落ち、有害赤潮及び魚病の蔓延防止など漁業被害防止対策技術等の開発
----------------	--

進捗状況を示すデータ												
項目1										単位		
項目2										単位		
項目3										単位		

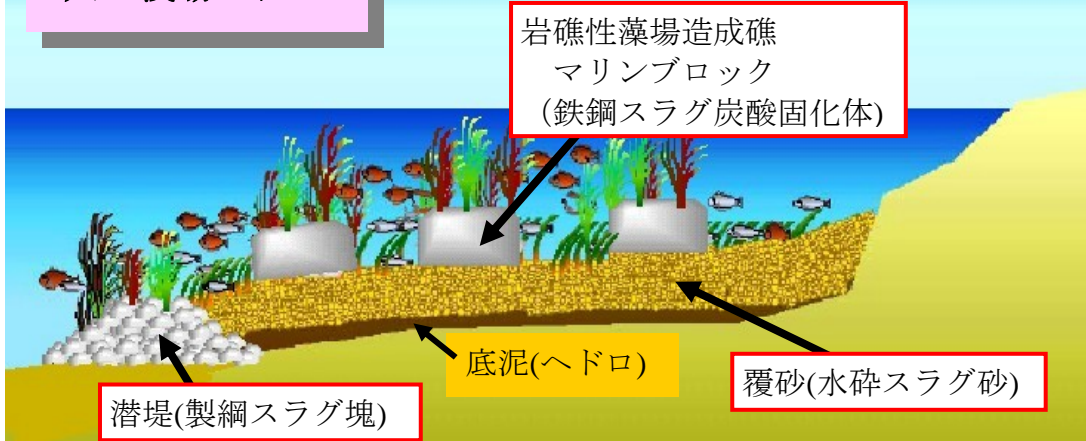
No	247【終了】
該当箇所	7. 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
該当箇所本文	県においては、保健環境研究センター、工業技術センター、畜産技術センター等で環境保全に資するための調査研究及び技術開発を進めてきたところであるが、今後も、河川汚濁機構説明調査及び河川等における窒素、りん等の挙動調査研究、さらに総量規制に対応した汚水処理技術に関する研究及び開発についても鋭意努めるものとする。 さらに、瀬戸内海に関する環境情報や調査研究、技術開発の成果等の情報収集に努めるものとする。
施策名	環境保全に関する調査研究
担当部局	奈良県保健環境研究センター
施策の概要	環境保全に関する調査研究を行う。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>研究発表 (吉野川(紀ノ川水系)水質解析事例) 奈良県の紀ノ川水系の吉野川の水質状況を把握するために、2007年6月から2008年12月まで概ね月一回の水質調査を実施した。(現状調査) また、1981年度から2006年度までの紀ノ川水系の水質結果をデータベース化し、解析を行った。(長期調査) 現状調査では次のことがわかった。①吉野川のBODはほとんどの調査地点で環境基準を下回っており、流下に伴って、その濃度は微増程度と良好であった。②CODは流下に伴い、濃度上昇が見られた。③全りんと全窒素は流下に伴い、濃度上昇が見られ、特に全りんは市街地において濃度上昇が顕著であった。長期調査では次のことがわかった。BODは1990年代後半に下流において濃度が上昇したが、2000年代には減少傾向が見られた。CODは1980年代後半に下流において濃度が上昇し、そのまま横ばい傾向が続いている。[第29回奈良県公衆衛生学会(2008)、第23回全国環境研協議会東海・近畿・北陸支部「支部研究会」(2009)]</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	249【終了】
該当箇所	13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
該当箇所本文	<p>本県においては、保健環境センター、水産試験場、工業技術センター等の県試験研究機関及び世界最大規模の瀬戸内海の大型水理模型を有する独立行政法人産業技術総合研究所中国センター、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所、広島大学等の他の試験研究機関、さらに民間企業も含めた幅広い連携の下に、広島湾における富栄養化機構の解明、悪化した底質環境の改善、干潟、藻場等の浅海域の環境保全と創生、廃棄物の有効利用に関する研究及び産業排水、畜産排水の処理等に関する各種の調査研究を実施するとともに、電子計算機を利用した水質情報管理システムの開発及び環境情報システムの検討等に努めてきたところである。</p> <p>今後も、関係機関の協力を得て、これらの調査研究を推進するほか、平成16年度を目途に水産試験場を再整備し、藻場、干潟等の浅海域の環境保全・修復技術や海洋生物資源の持続的利用に関する調査研究、広島かきなど養殖業の持続的発展のための技術開発等を重点研究課題として、それらに対応する施設整備を進める。このほか、自然環境保全基礎調査や生物指標等を用いた生態系に関する環境モニタリング調査等の調査研究を推進するとともに、環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベースなどを備え、情報の共有化や環境関連情報の収集の効率化等に資するシステムの開発及び人工衛星等を用いたリモートセンシングデータの利用技術の開発等環境保全に関する幅広い技術の開発等の推進に努めるものとする。</p>
施策名	水産海洋技術センター整備事業
担当部局	広島県政策企画部研究開発局
施策の概要	<p>旧水産試験場を、瀬戸内海の環境保全や水産資源の維持増大を図る技術開発など、海、河川に関する幅広い要請に応えられる水産・海洋技術開発の拠点として、再整備する。</p> <p>整備内容 建設場所 安芸郡音戸町波多見（現所在地） 施設内容 本館・生物実験棟、養殖技術開発棟、内水面実験棟・屋外飼育棟、海洋環境実験棟、浅海実験棟等 整備スケジュール 平成13年～16年</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>平成14年度 養殖技術開発棟、内水面実験棟、屋外飼育棟の整備に着手した。</p> <p>平成15年度 養殖技術開発棟、内水面実験棟、屋外飼育棟の整備が終了した。 本館・生物実験棟等の整備に着手した。</p> <p>平成16年度 本館・生物実験棟等の整備が終了した。 浅海実験棟、海洋環境実験棟等の整備を行った。</p> <p>平成17年度 水産海洋技術センターに名称変更を行った。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	250
該当箇所	13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
該当箇所本文	<p>今後も、関係機関の協力を得て、これらの調査研究を推進するほか、広島かきなど養殖業の持続的発展のための技術開発、自然環境保全基礎調査や生物指標等を用いた生態系に関する環境モニタリング調査等を推進する。また、環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベースなどを備え、情報の共有化や環境関連情報の収集の効率化等に資するシステムの開発及び人工衛星等を用いたリモートセンシングデータの利用技術等の環境保全に関する幅広い技術の開発等の推進に努める。</p>
施策名	総合技術研究所における研究開発
担当部局	広島県企画振興局研究開発部
施策の概要	総合技術研究所において、複雑化・多様化する環境問題に対応するため、分野を超えた融合的な研究等を推進するとともに、成果の利用促進を図る。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>研究課題： 【流域再生】 ○広島湾流域圏環境再生研究(H16～H18) ○森林類型による水源林の機能評価技術の確立(H16～H20)</p> <p>【環境保全】 ○光触媒を利用した環境浄化技術の開発(H12～H15) ○沿岸海域の窒素浄化機能に関する研究(H13～H15) ○湖沼における藻類の発生予測に関する研究(H13～H15) ○酸素透過膜を用いた省エネルギー型廃水処理技術開発に係る調査研究(H15～H17) ○湖沼等における水質環境改善技術の開発(H18～20) ○広島県独自の有機性資源循環システムの開発(H18～20) ○重大な水質汚染事故における迅速対応技術の開発(H19～20)</p> <p>【食品リサイクル】 ○酵母による食用廃油からの糖脂質生産技術の開発(H14～H15) ○乳酸菌利用による食品廃棄物リサイクル技術(H16～H17) ○食品廃棄物のエネルギー変換に関する技術開発(H16～H18)</p> <p>【漁場環境改善】 ○江田島湾におけるかき養殖適正化技術開発(H19～H21)</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	251
該当箇所	13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
該当箇所本文	<p>今後も、関係機関の協力を得て、これらの調査研究を推進するほか、広島かきなど養殖業の持続的発展のための技術開発、自然環境保全基礎調査や生物指標等を用いた生態系に関する環境モニタリング調査等を推進する。また、環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベースなどを備え、情報の共有化や環境関連情報の収集の効率化等に資するシステムの開発及び人工衛星等を用いたリモートセンシングデータの利用技術等の環境保全に関する幅広い技術の開発等の推進に努める。</p>
施策名	環境関連産業の創出(環境保全技術の開発)
担当部局	広島県商工労働局
施策の概要	<p>1) 広島県の技術集積や産業基盤を生かし、環境分野における産業創出を図るため、産学官で組織される「広島県環境関連産業創出推進協議会」(平成13年6月)を設置し、環境関連の技術開発や事業化の支援を行っている。</p> <p>2) また、技術開発に係る財政支援として、「ひろしま産業創生補助金」(商工労働局所管)等の活用を図るなどして、技術開発への支援を行っている。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1) 海洋浄化に係る研究開発 平成13年度の県補助金を活用し、JFEスチール(株)において「鉄鋼スラグによる沿岸環境修復技術」の研究開発を行い、尾道市因島の沿岸海域において、鉄鋼スラグのリサイクル材(マリブロック等)を用いた浅場を造成し、実証実験を行った。その結果、海藻類や底生生物の着生、魚類の回遊などが見られ、海域環境の修復効果が確認されている。</p> <p>2) 沿岸環境修復技術の普及 鉄鋼スラグのリサイクル材による沿岸環境修復技術については、その後も各地で実証試験等を行い、藻類・生物の着生などの効果が確認されていることから、広島県リサイクル製品登録制度を活用する等、瀬戸内海域での藻場・干潟の修復のため、その普及促進を図っているところである。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

人工浅场モデル



No	254
該当箇所	13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
該当箇所本文	<p>本県においては、環境保健研究センターを中心に水産試験場、畜産試験場等で、環境保全に関する調査研究及び技術開発を進めている。特に、燧灘東部海域等における負酸素水塊解消のための水質浄化対策、赤潮発生機構の解明については、国及び民間関係機関等との連携のもとに、調査研究を実施し、また、家畜排せつ物の処理技術、焼の処理方法の研究等も行ってきたところである。</p> <p>今後においても、関係方面の協力を得て、これらの調査研究の推進及び監視測定技術の向上を図るため環境保健研究センター等において水質測定機器及び測定技術に関する調査研究を行うとともに自然環境保全基礎調査の実施等瀬戸内海の環境保全に関する調査研究及び技術の開発に努めるものとする。</p>
施策名	新技術の研究・開発と試験研究体制の整備(水産試験場)
担当部局	香川県 農政水産部 水産課
施策の概要	<p>○多様化、高度化する漁業現場のニーズに対応するため、水産試験研究体制整備強化事業により、水産試験場の施設や設備の整備を推進する。</p> <p>○新しい水産増養殖対象種の開発と漁業現場への技術の定着を促進するため、増養殖技術研究開発事業により、タケノコメバルなどの種苗生産、飼育試験を行うとともに、漁業者に対する増養殖技術の指導を行なう。</p> <p>○赤潮研究事業により、赤潮生物に関する研究や赤潮発生状況の監視を行なうとともに、ノリ養殖研究高度化事業により、ノリの適正養殖に向けた手法の開発を行う。</p> <p>○新たな技術の普及・定着を促進するため、漁業の担い手確保・育成対策事業により、技術情報の提供や技術研修会を開催する。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	255
該当箇所	13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
該当箇所本文	本県においては、環境保健研究センターを中心に水産試験場、畜産試験場等で、環境保全に関する調査研究及び技術開発を進めている。特に、燧灘東部海域等における貧酸素水塊解消のための水質浄化対策、赤潮発生機構の解明については、国及び民間関係機関等との連携のもとに、調査研究を実施し、また、家畜排せつ物の処理技術の研究等も行ってきたところである。
施策名	環境保全に関する調査研究(畜産試験場)
担当部局	香川県 農政水産部 畜産課
施策の概要	家畜排せつ物の利用の促進を図っていくため、畜産試験場において高度処理技術の検討・開発や環境負荷の低減技術等に関する試験研究を実施し、得られた技術的成果等の普及・定着を通じて、地域環境の保全と健全な畜産の発展を推進している。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>22年度試験研究計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産排水からのリン資源回収利用試験(H22～24) ・フミン物質の飲水給与が家畜の生産性等に及ぼす影響(H21～22) <p>21年度試験研究実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性プラスチックバックを利用した堆肥生産方式の確立(H19～21) ・竹材を利用した良質堆肥生産試験(H19～21) ・フミン物質の飲水給与が家畜の生産性等に及ぼす影響(H21～22) <p>20年度試験研究実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性プラスチックバックを利用した堆肥生産方式の確立(H19～21) ・竹材を利用した良質堆肥生産試験(H19～21) <p>19年度試験研究実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性プラスチックバックを利用した堆肥生産方式の確立(H19～21) ・竹材を利用した良質堆肥生産試験(H19～21)
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	261
該当箇所	14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
該当箇所本文	環境保全施策の策定及び推進に当たっては、県民の参画と協働により進めるものとする。
施策名	〇ひょうごボランティア基金「行政・NPO協働事業助成」
担当部局	兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課
施策の概要	<p>〇ひょうごボランティア基金「行政・NPO協働事業助成」</p> <p>(目的) NPO法人等が、行政と対等の立場で協働することを通じて、より高い効果を得ることができる事業を推進し、地域の課題解決又は活性化を図る。</p> <p>(対象事業) NPO法人等が自ら提案したもので、行政と協働して実施することで効果的な事業展開が見込まれるもの</p> <p>(助成額等) 第1年次(企画)30万円以内、第2年次(計画)60万円以内、第3年次(実施)100万円以内</p> <p>(開始年度) 平成14年度～</p> <p>(実施主体) ひょうごボランティアプラザ((社福)兵庫県社会福祉協議会)</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	現時点では、実施事例なし。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位 件数
年度	
項目2	単位
項目3	単位

No	262
該当箇所	14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
該当箇所本文	環境保全施策の策定及び推進に当たっては、県民の参画と協働により進めるものとする。
施策名	ひょうごの森・川・海再生プランの推進
担当部局	兵庫県農政環境部環境管理局水質課
施策の概要	<p>ひょうごの森・川・海の再生に向けて、自然再生や健全な水循環の回復などの観点から、施策・事業を関係各部局の緊密な連携のもと、事業間の調整を図り、森・川・海の再生に係る施策に総合的に取り組んでいくとともに、流域に暮らす人々と豊かな自然とのかかわりを回復させながら、参画と協働のもと、県下地域を主要な河川流域区分に分け、流域ぐるみで特色ある取り組みを推進する(14年5月プラン作成)。</p> <p>同プランでは、長期的には、本県沿岸域で大規模開発が始まる前(1950年前後)の環境を目標としつつ、当面は、20年後の平成33(2021)年度の間目標を設定し、それに至る前期10年間で第1ステージ、後期10年間で第2ステージとするステップアップ方式により、環境の再生を図っていく。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○河川流域区分ごとに、策定した成果指標の実現に向けて、様々な取り組みを推進している。(詳細は、貼付資料のとおり)</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

■流域ごとの成果指標と平成20年度の取組

流域	県民局	区分	成果指標	平成1920年度の取組等
猪名川	阪神南	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 泳げるほどにきれいな海、白砂青松の海岸 ○ 多様な生物が生息する海岸 ○ 海、水辺とのふれあい、うるおいのある新たな親水空間と景観 	○(環境学習)猪名川探検隊の実施 水生生物調査などを行い、身近な川の状況と人との関係を学習
		猪名川下流	○ 清らかな川の流れ	
	阪神北	流域上流	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホタルの飛び交う水辺 ○ カブトムシやクワガタが手軽に観察できる里山 	○地域住民が主体となり、流域でのクリーン活動や、竹炭を使った水質浄化などを積極的に行う例が増えている。
武庫川	阪神南	尼崎西宮芦屋港 西宮地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 泳げるほどにきれいな海、白砂青松の海岸 ○ 多様な生物が生息する海岸 ○ 海、水辺とのふれあい、うるおいのある新たな親水空間と景観 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御前浜水環境再生実証事業の実施 ・御前浜水環境再生懇話会の開催 ・モニタリングの実施 ・御前浜みんなの浜辺調査 ・市民フォーラムの開催
		武庫川下流	○ 清らかな川の流れ	
		六甲山系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林床植生の豊かなスギ、ヒノキの林 ○ 森林環境学習に活用される里山林 	○森の環境学校「甲山で遊ぼう屋」の実施
	阪神北	上流域・支流域(里山、林、ため池、水路、河川)	<ul style="list-style-type: none"> ○ メダカの泳ぐ水辺 ○ 多様な水生生物が生息し、魚が手づかみできるぐらゐの豊かな水辺 ○ ホタルの飛び交う水辺 ○ カブトムシ、クワガタなどが手軽に観察できる森 	○武庫川流域エコバスツアーや武庫川支流での水生生物観察会に多数の参加者があり、着実に流域自然環境保全への関心が高まってきた。
明石川	神戸	押部谷町西盛	○ ホタルが舞う水辺	○鑑賞会・勉強会等を実施
		上津橋地区	○水棲生物の保全	○ドジョウ、ヨシノボリが見られるようになった
		古野池地区	○ため池を保全する体制づくり	○ため池保全協議会設立、グリーンキャンペーン開催
		栄谷新池地区		
加古川中・下流	東播磨	川・水路	○ ホタルやメダカの再生	○ 加古川下流部水路でホタルやメダカの再生
		ため池・川、水路	○ 水質浄化	○ 竹炭を使った水質浄化への取り組み
		海岸	○ ウミガメの産卵	○ 6から8月の間、明石八木海岸でウミガメサンクチュアリ運動を継続して実施。
加古川中・下流	北播磨	流域全体	○環境省が定める水生生物調査の水質階級Ⅰ及びⅡに属する生物が棲める水質	○下水道の整備、環境配慮型工事の実施等による河川の水質向上に伴い、水質階級Ⅰ及びⅡの河川が増加。
		ため池全体	○ 希少動植物が保護され、水辺が自然とのふれあいに利用できるため池	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加西市、小野市、加東市でベッコウトンボ保護活動の実施 ○ 三田池(加西市)、女池(小野市)他でコハクチョウの保護活動の実施 ○ 五郎池(加西市)でため池オアシス運動、蓮池(加西市)でため池ふれあいイベントを実施し、池干しと外来魚の駆除等によるため池の自然再生と多様な生物の生息環境の保護及び地域住民の意識啓発を推進 ○ その他、地域(加西市)や学校(加東市)で自主的に池干しや環境学習を実施するところが増えてきている。
		杉原川流域・美婁川流域・小野市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川環境調査の参加者の増加 ○ 渡り鳥の飛来数の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 杉原川、東条川、野間川、美婁川、加古川で環境保護団体、学童・生徒による水生生物調査実施 ○ コハクチョウを始めとする渡り鳥の飛来数の維持 ○ 来住町の住民による保護調査活動の活
市川・夢前川	中播磨	流域全体	○ 美しい河川敷	<ul style="list-style-type: none"> ○ 川沿いクリーンウォーク ○ 水生生物調査
		越知川流域	○ ホタルが舞う水辺	○ ホタルの幼虫飼育・放流事業の実施 ・飼育装置の貸し出し
		ため池整備地区	○ 水生生物等の保全	○ 水生生物の植生
		農村振興総合整備地区	○ 環境を考慮した水路整備	○ 親水性を考慮(多自然型)した水路整備

■流域ごとの成果指標と平成20年度の取組

流域	県民局	区分	成果指標	平成1920年度の取組等
千種川	西播磨	佐用町上月地区	○メダカが泳ぐ川 ○ホタルが舞う水辺	○地域住民と子供たちによるホタル保全活動
		下流域	○ドジョウやメダカ、カエルなど多様な生物が生息する田園や里山 ○ホタルの飛び交う水辺 ○アベサンショウウオが生息する湿地	○冬季湛水田にアカガエルの卵塊を確認 ○市街地の水路にヘイケボタルが飛び交う
円山川	但馬	中～上流域	○天然アユ、サケ、サクラマスが遡上する川	○河川クリーン作戦の実施 ○円山川にシロザケが遡上
		支流(建屋川)	○オオサンショウウオが生息する河川	○河川の清掃・美化活動の実施
		支流(米地川)	○乱舞するゲンジボタルの里	○河川の清掃・美化活動の実施
		上流域	○ツキノワグマとの共存 ○イヌワシなど多様な生き物が生息できる自然林、ススキ草原、棚田 ○西日本唯一の北方系植物の宝庫「古生沼」、「ミツガシワ湿原」の保全保護 ○氷ノ山系のブナ原生林の保全	○氷ノ山自然再生事業 ○古生沼保全作業(温暖化により積雪量が減り、湿原の乾燥化が進んでいる。)
		海、海岸、河口域	○藻類の豊かな海 ○多様な生き物の住む海 ○海岸の原風景、白砂青松を次世代へ	○子どもたちによる海岸漂着物調査
但馬西部河川	但馬	中～上流域	○アユ、サケが遡上し、イワナ、ヤマメが泳ぐ川	○休耕田を利用したピオトープづくり。 ○岸田川や矢田川、竹野川にサケの遡上
		上流域(上山高原)	○イヌワシが飛翔し、ツキノワグマが生息する自然度の高い森、ススキ草原の復	○上山高原自然再生事業(ブナ植林)
		支流(田君川～浜坂海岸)	○川面に生えるバイカモ群 ○ホタルの舞う、メダカの棲む味原川清	○地元の小中学生によるバイカモ苗の植付作 ○地域住民による継続的な海岸清掃
		森(里山)	○光が射し、風が通る森 ○カブトムシやクワガタの棲む里山 ○ゴミのない森や水辺	○「鹿の木」の植生調査の実施 ○「ヒメボタル」の生息分布調査(丹波市青垣町稲土川流域) ○河川の清掃美化活動(ゴミのないきれいな丹波の森づくり)
加古川上流・竹田川	丹波	河川	○メダカが泳ぎホタルが舞う水辺 ○清らかな水が豊かに流れる源流の川 ○身近に感じられる親しみやすい川 ○ゴミのない森や水辺 ○天然アユや多様な生き物がいる川	○バイカモの咲く川づくり(丹波市氷上町氷上地区) ○加古川源流の里保全再生事業の実施(丹波市青垣町神楽地区) ○河川の清掃美化活動(ゴミのないきれいな丹波の森づくり) ○ホタルの生息調査(丹波市青垣町稲土川流域)
		田んぼ	○ドジョウやオタマジャクシのいる田んぼ	○休耕田を利用したピオトープづくり(丹波市青垣町小穂)
		ため池	○ゴミのない森や水辺 ○メダカが泳ぎホタルが舞う水辺	○ため池クリーンキャンペーンの実施 ○ため池環境教室の実施



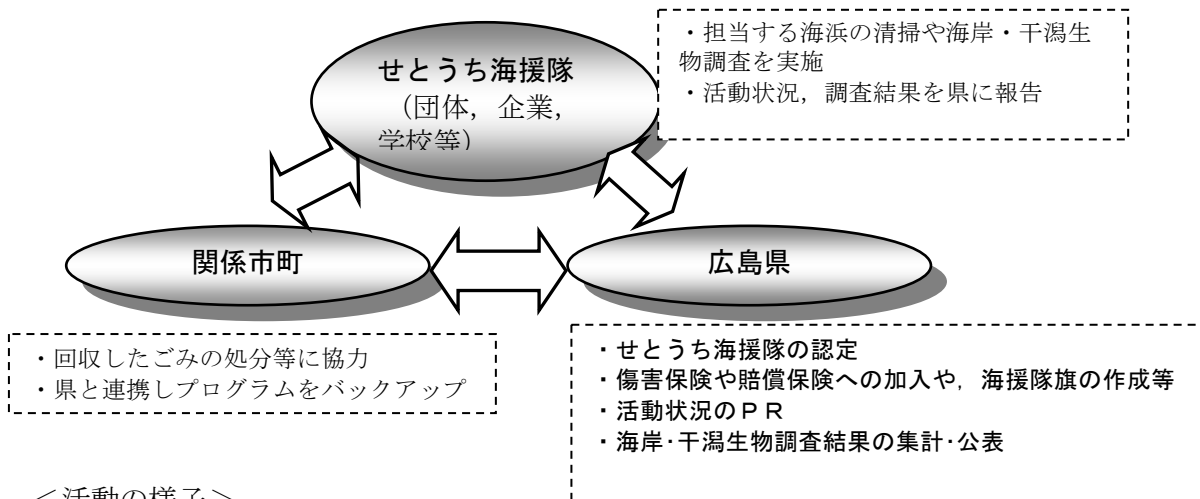
No	264
該当箇所	8. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
該当箇所本文	<p>県民に対して、新聞、パンフレット、ホームページ(環境情報サイト「エコなら」)等の広報手段を通じ、及び環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、水質汚濁についての意識の高揚を図るとともに、河川等へのごみの不法投棄防止、生ごみの流出防止、浄化槽の維持管理の適正化等の実践活動の普及に努め、また、下水道処理区域における水洗化の促進について啓発を図るものとする。</p> <p>なお、これらの事業の実施に当たっては、関係府県、市町村、瀬戸内海環境保全協会その他の関係諸団体の協力を得るとともに、奈良県環境保全基金の活用を図り、その実効を挙げるよう努めるものとする。</p>
施策名	瀬戸内海に対する環境保全思想の普及及び住民参加の推進(1)
担当部署	奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課
施策の概要	<p>1)瀬戸内海の環境保全に係る住民の環境保全意識の高揚を図るため、新聞やパンフレット等により啓発を行う。</p> <p>2)環境月間・瀬戸内海環境保全月間である6月を中心に、啓発事業を重点的に展開する。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1)新聞やパンフレットによる啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新聞による啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・地元新聞とタイアップして環境月間における取組の特集記事を組み、その中で生活排水対策の啓発記事を掲載。 ○パンフレットによる啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭から清流をめざして」など、水質浄化に向けた啓発パンフレットを作成配布。 <p>2)環境月間における啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境月間における街頭啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁につながる家庭からの生活排水対策として、洗剤を使わないアクリルたわし等を配布。 ・街頭で啓発物品を配布し、エコライフの実践を呼びかける。 ・県内のこどもエコクラブが1年間の活動内容をまとめた「壁新聞」を県庁にて展示。 ○環境フェアにおける展示及び啓発グッズの配布 <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい展示や行事により、多くの県民に環境保全の取組実践を促すための事業である環境フェアにおいて大和川の水質マップの掲示等を行うとともに、来場者に水切り袋やエコスクレイパー等の啓発グッズを配布。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
項目3	単位

No	265
該当箇所	8. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
該当箇所本文	<p>県民に対して、新聞、パンフレット、ホームページ(環境情報サイト「エコなら」)等の広報手段を通じ、及び環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、水質汚濁についての意識の高揚を図るとともに、河川等へのごみの不法投棄防止、生ごみの流出防止、浄化槽の維持管理の適正化等の実践活動の普及に努め、また、下水道処理区域における水洗化の促進について啓発を図るものとする。</p> <p>なお、これらの事業の実施に当たっては、関係府県、市町村、瀬戸内海環境保全協会その他の関係諸団体の協力を得るとともに、奈良県環境保全基金の活用を図り、その実効を挙げるよう努めるものとする。</p>
施策名	瀬戸内海に対する環境保全思想の普及及び住民参加の推進(2)
担当部局	奈良県土木部河川課
施策の概要	<p>大和川流域河川の水質汚濁原因の8割以上を生活排水が占める現状に鑑み、流域住民に対し水質浄化に関する意識向上を促すために「万葉の清流ルネッサンスキャンペーン」を実施している。また、地域住民による河川美化活動に対する支援も行っている。</p> <p>◆「万葉の清流ルネッサンスキャンペーン」の一環</p> <p>①アクリルタワシ作製講座(平成15年度より実施) 目的:実際に炊事等の家事に関わる成人層を対象に、生活排水を減らす方法等についての知識を深めてもらうことを目的とする。 内容:食器等を洗う際に洗剤が少量で済む「アクリルタワシ」の編み方、大和川博士(劇団)による講座等。公民館等で実施。</p> <p>②家庭生活排水対策パネル展(平成15年度より実施) 内容:万葉の清流ルネッサンスキャンペーン等に関するパネルを展示し住民への周知を図る。流域内量販店や県民ホールで実施。</p> <p>③総合学習における出前講座・リバーウォッチング 内容:小学校学年単位で募集し、職員が学校へ赴く。出前講座では大和川の治水・水質等についてパワーポイントを使って講義し、実験を交え一人ひとりが家庭で出来ることを考えてもらう。リバーウォッチングでは実際に川に入って水生生物を観察し、生物から川の水質を判定し、川の汚れる原因や自分たちに出来ることなどを考えてもらう。</p> <p>④みんなのかっぱ教室 内容:小学生とその保護者を対象とした自然観察会。水質や水生生物に関する体験学習を通じて大和川水系河川の現状と問題点について考えてもらうきっかけとする。</p> <p>◆その他</p> <p>⑤河川美化愛護団体支援事業 目的:県管理河川において、地元自治体が自主的に実施する清掃、草刈り等のボランティア活動を支援することにより、河川愛護思想の普及及び河川愛護活動の助長を図る。 内容:美化活動に必要な消耗品の支給またはボランティア保険加入費の負担。</p> <p>⑥地域が育む川づくり事業 目的:「もてなしの心溢れる魅力ある奈良県づくり」の推進のため、地域住民等で構成された団体による主体的な草刈り等の河川維持活動を育成し、またその継続を図り、良好な河川空間の維持、向上に資することを目的とする。 内容:活動区域面積に応じた報奨金の支給、植栽用物品・活動用看板の支給。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>※平成21年度実績は、いずれも平成21年12月末時点。</p> <p>①アクリルタワシ作製講座 平成21年度:7、8月に5回、12月に1回実施。参加人数182名(1、2月に4回実施予定)</p> <p>②家庭生活排水対策パネル展 平成21年度:7月に1回、2月に4回程度実施予定。</p> <p>③出前講座・リバーウォッチング:大和川流域市町村内の小学校 平成21年度:23校 1,361名が参加。</p> <p>④みんなのかっぱ教室(平成19年度より名称変更) 平成21年度:飛鳥川で1回実施。参加人数137名。</p> <p>⑤河川美化愛護団体支援事業 平成21年度参加団体数 111</p> <p>⑥地域が育む川づくり事業 平成21年度参加団体数 22</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	266											
該当箇所	14 環境保全思想普及び住民参加の推進											
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効を期すためには、国、地方公共団体等がその責務を果たすことは勿論のこと、瀬戸内海地域の住民及び瀬戸内海を利用する人々の協力が不可欠である。</p> <p>このため、県民に対してテレビ、ラジオ、新聞、パンフレット等の広報手段や、また、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業において、瀬戸内海の保全についての正しい認識を高めるよう広報活動の実施に努め、県民の環境に対する正しい理解と環境保全活動への参加意識を高め住民参加の推進を図るとともに、河川、海岸等へのごみの不法投棄防止、生ゴミの流出防止、浄化槽の維持管理の適正化を図るなど実践活動の普及に努めるものとし、これらの事業実施にあたっては、社団法人瀬戸内海環境保全協会等と連携を図りながら、より一層その効果を増すように努めるものとする。</p>											
施策名	環境調整事業・わかやま環境保全活動・学習推進事業											
担当課室	和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課											
施策の概要	(環境月間街頭啓発) 瀬戸内海を含む本県海域の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識の高揚等を図るため、環境月間、瀬戸内海環境保全月間において、水質汚濁防止を中心とした街頭啓発を実施する。											
	瀬戸内海環境保全月間の6月中に実施。 県内各保健所(支所)管内10カ所及び和歌山市内で、水質汚濁防止のための台所用水切りネットを街頭キャンペーンで配付し、瀬戸内海を含む本県水域の水質保全の普及・啓発活動を行っている。 特に、瀬戸内海関係地域では、「瀬戸内海環境保全月間」「瀬戸内海環境保全協会」名入りのたすきを掛け、各管内市町村や民間団体、地元企業等の協力を得て、県内スーパーマーケット店頭やJR駅前を実施した。											
瀬戸内海関係地域での実施事例												
活動状況を示すデータ												
項目1	街頭啓発グッズ(水切りネット)の配付数									単位		
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21		年度		
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	6,000	5,000		(個)		
項目2										単位		
項目3										単位		

No	267
該当箇所	14. 環境教育・環境学習の推進
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全に対する理解を促進し、環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体をなす歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進することが必要である。</p> <p>このため、平成17年に策定した「広島県環境学習推進実施計画」に基づき、小学校及び中学校における総合的な学習の時間等の活用により学習機会の増大を図るとともに、環境保全アドバイザー等の環境学習指導者の養成、環境学習プログラムの作成等を実施して、環境教育・環境学習の普及拡大を図る。</p> <p>環境教育・環境学習の実施に当たっては、日々の生活の中で環境対策として実践できる、省エネ・省資源、廃棄物の減量化、生活排水等の対策が、地球温暖化防止、ごみの不法投棄防止、汚濁負荷量の低減につながり、これらがひいては瀬戸内海の環境保全に寄与することが理解されるよう努めるとともに、かつて瀬戸内海が豊かな生物多様性と高い生物生産性を有する海域であったことを考慮し、瀬戸内海が里海※として、環境に配慮した持続可能な海域として再生されるよう意識醸成を図る。</p> <p>また、国立公園等を活用した自然観察会等の体験学習、水生生物による水質環境調査等を実施するほか、ボランティア等の人材育成及び「こどもエコクラブ」、「せとうち海援隊」、広島県マイロードシステム、広島県ラブリバー制度等において活動する団体に対する支援等に努める。</p>
施策名	環境保全活動・環境学習機会の充実及び取組の普及拡大
担当部局	広島県環境県民局環境部
施策の概要	<p>1) 本県では、平成7年から、学校や地域、職場等で行われる環境保全活動・環境学習に対して助言・指導を行える人材を養成・登録する環境保全アドバイザー制度を創設している。海浜等で行う水生生物調査等の環境学習をより効果的に行えるよう環境保全アドバイザーの活用を促している。</p> <p>2) また、平成19～21年度は、県内市町のうち、環境学習を積極的に推進する自治体を「環境学習モデルタウン」に指定し、モデルタウンが実施する環境学習を支援するとともに、先進的な環境学習の普及拡大を図った。</p> <p>3) 「環境の日」ひろしま大会等の環境イベントを通じた海洋環境保全に係る取組及び、環境保全思想の普及啓発</p> <p>4) 学校・公民館等で開催される環境保全講座に、環境保全アドバイザー等専門講師を派遣し、県民の環境知識の向上、取組の活発化を図った。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○ 学校や地域の団体等が行う水生生物調査等の環境学習、及び海洋環境保全活動を効果的に行えるよう、環境保全アドバイザーの活用を促し、取組を支援した。</p> <p>○ 本県の瀬戸内海における環境保全活動・環境学習に係る取組、及び連携・協力して行う団体の取組を「環境の日」ひろしま大会等の環境イベントで展示することにより、普及啓発を図った。</p> <p>○ 瀬戸内海へ流れる河川の水質調査を、地元の環境保全団体、こどもエコクラブの協力により取り組み、水質の状況の把握、瀬戸内海の環境保全の普及啓発を実施した。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

<広島県せとうち海援隊支援事業の仕組み>



<活動の様子>



○ 海浜清掃



○ 生物調査

<広島県せとうち海援隊認定団体>

宇宙船地球号の会	阿多田島漁業協同組合	THE EARTH	宮島の磯・生きもの調査団
広島環境サポーターネットワーク	NTTドコモ中国グループ	フジこどもエコクラブ広島	特定非営利活動法人佐伯帆走協会
広島市立似島小学校	大竹市立阿多田小学校	瀬野川を楽しむ会	広島市立似島中学校
海越女性会	呉市豊浜町公衆衛生推進協議会	ひろしま自然の会	呉市豊町公衆衛生推進協議会
SSFC海辺の清掃実行委員会	呉市立豊島小学校	呉市立下蒲刈小学校	OCEANS
呉市立渡子小学校	呉市立吉浦中学校	忠海高校科学研究部&ボランティアサークル	くるくるみはら発見隊
三原市立鷺浦小学校	尾道市立高見小学校	尾道市立浦崎小学校	環境市民ネット松永
盈進中学校環境研究部生物班	福山市立内海小学校	福山市立走島小学校	柊あけぼの
高見釣りクラブ			

No	269
該当箇所	第3-14
該当箇所本文	(社)瀬戸内海環境保全協会及び山口県瀬戸内海環境保全協会等の協力を得るとともに、山口県地域環境保全基金の活用を図り、より一層その効果を増すよう努める
施策名	環境保全思想の普及及び住民参加の推進の取組
担当部局	山口県環境生活部環境政策課
施策の概要	<p>1)山口県瀬戸内海環境保全協会 瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等を含めた総合的な対策が必要である。その実効を期するためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠であり、瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとする。また、汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとする。このため、県民に対して、テレビ、ラジオ放送、新聞、パンフレット等の広報手段を通じ、あるいは、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の保全についての正しい認識を高めるよう広報活動の実施に努めるとともに、河川、海岸等へのごみの不法投棄防止、生ごみの流出防止及び浄化槽の維持管理の適正化を図るなど実践活動の普及に努めるものとする。また、公益法人等の民間団体による環境ボランティアの養成等への支援に努めるとともに、環境保全施策の策定に当たっては、パブリックコメント等を実施し、住民意見の反映に努めるものとする。</p> <p>2)山口県地域環境保全基金 地域の環境保全に関する知識の普及・啓発、又は住民等の環境保全実践活動の支援等のソフト事業を継続的かつ着実にを行うことができるよう安定的な事業費財源を確保するため、地域環境保全基金を取崩し、また、その運用益により上記目的に沿った事業を行う。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1)山口県瀬戸内海環境保全協会の平成20年度の主な事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 瀬戸内海環境保全月間(6月1日～30日)の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に関する標語、川柳の募集 [応募数]標語6,027点 川柳3,462点 ・テレビスポット、懸垂幕、ポスター等による啓発 ② 環境保全に係る講演会 <ul style="list-style-type: none"> ・講演「地球温暖化問題の本質と現状」 ③ ふるさとの川セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・講演「山口発、川づくりの新理念-水辺の小わざ」 ④ 瀬戸内海環境保全に関する情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・会報「みずべ山口」の発行、総合誌「瀬戸内海」の配布 ・ホームページによる情報提供、視聴覚資料の利用案内 ⑥ 環境保全功労者の表彰 瀬戸内海の環境保全に関して顕著な功績のあった1団体1個人を表彰した。 <p>2)山口県地域環境保全基金:平成1921年度事業(瀬戸内海関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質土壌汚染対策指導事業 ・水質環境監視事業
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	272
該当箇所	14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
該当箇所本文	このため、県においては、県民に対して環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業並びに新聞、テレビ、ラジオ及びパンフレット等の広報活動を通じて、瀬戸内海の環境保全に関する正しい認識の普及に努めるとともに、市町等と協力しながら、河川、海岸等へのごみの不法投棄の防止や厨芥の流出防止等の実施活動の推進に努めるものとする。 また、公益法人等の民間団体による環境ボランティアの養成等への取組の支援に努めるものとする。また、環境保全施策の策定に当たっての住民意見の反映方策についての検討に努めるものとする。
施策名	河川を美しくする運動補助事業
担当部局	香川県健康福祉部生活衛生課

施策の概要	<p>(目的) 県は、生活環境改善および健康増進運動の推進、公衆衛生思想の普及向上等公衆衛生に関する自主的実践活動を目的とする香川県地区衛生組織連合会(以下「連合会」という。)が行う「河川を美しくする運動」を助成し補助金を交付して、県民の環境衛生の向上、公衆道徳の普及を図る。</p> <p>(事業内容) 県下全域の河川に対する清掃実施事業に要する経費(実践活動)</p> <p>(補助額)</p> <p>香川県地区衛生組織連合会が行う補助事業費の一部(64万円)を補助する。 香川県地区衛生組織連合会が残額79万円を負担し143万円の事業を執行。</p> <table border="1"> <tr> <td>20年度</td> <td>64万円</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>100万円</td> </tr> </table>	20年度	64万円	19年度	80万円	18年度	100万円	17年度	100万円	16年度	100万円
	20年度	64万円									
19年度	80万円										
18年度	100万円										
17年度	100万円										
16年度	100万円										

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>行政、事業者、民間団体との連携で、地域住民による環境美化活動の促進に努めている。</p> <p>環境問題への県民の関心は高く、実践活動を支援する本事業の必要性も年々高まっている。毎年度、多数の参加人員により県内全域の河川清掃が実施されており、十分な効果が得られている。</p> <p>過去の参加人員 下記進捗データ参照 20年度の参加人員 詳細裏面参照</p>

進捗状況を示すデータ																		
項目1	河川を美しくする運動参加人員										単位	人						
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H17	H18	H19	H20								
	49,760	96,896	122,051	142,899	140,315	117,179	114,609	101,504	128,188	133,044								
項目2											単位							
項目3											単位							

河川を美しくする運動

協議会名	実施地区	対象河川名	実施日	参加人員
高松	高松市	海岸、香東川、摺鉢谷川、御坊川、詰田川、古川、春日川、新川、口銭場川、山下川、相引川、吉田川、奥々川、本津川、愛染川、鯉川、住吉川、亀水川、葛谷川、中谷川、天満川、内場川、牟礼川、川原川、下井出川、長者川、本津川、野間川、坂川、日名代川、塔原川、芝山海岸、地区内水路外	20.4.20他	81,958
東讃	東かがわ市	湊川	21.3.2	1,000
	三木町	新川、古川、鴨部川、吉田川、寒国川、外町内全河川	21.3.1	7,500
	直島町	本村地区下排水路、文教地区下排水路、才ノ神地区下排水路、宮ノ浦地区下排水路、積浦地区下排水路、重石海岸、横防外ヶ浜、垂水海岸	20.5.18他	952
小豆	小豆島町	明神川、城石川、伊豆川、豊栄川、競川、浜条川、春田川、谷尻川、小川、山の川、後谷川外	20.4.20他	1,248
	土庄町	伝法川、桂川、柳東川、柳川、東川、皇踏川、田井川、腰掛川、前川、殿川	20..4.22他	790
中讃	坂出市	綾川、四手川、神谷川、青梅川、明神川、大東川、大屋富川、城山川、折居川、野田川、玉川、不動川	21.1.25	3,729
	善通寺市	金倉川、弘田川、中谷川、二反地川	20.11.9他	4,334
	綾川町	綾川、溝川	20.5.18他	1,650
	宇多津町	大東川	21.1.8	210
	琴平町	金倉川、買田川、楊子川	20.11.9他	1,030
	多度津町	桜川、弘田川	20.4~21.3	5,800
	まんのう町	金倉川	21.11.9	355
西讃	観音寺市 (観音寺)	財田川、柞田川、山田川、粟井川、苧扱川	21.2.1	2,484
	(大野原)	柞田川、唐井手川、大池川	21.2.8	475
	(豊浜)	白坂川、吉田川、神田川、姫地川、町内排水路	20.7.6他	1,475
	三豊市 (高瀬)	西股川、乙田川、竿川、古子川、下池川、高瀬川、切砂子川、重谷寺川、椀ノ木川、宮川	21.2.15	4,735
	(山本)	神田川、山才川、大池川、鴻門川、一の谷川、河内川、財田川	21.1.11他	2,163
	(三野)	高瀬川、浜ノ堂川、水谷川、西川、瀧王谷川、瀬入川、浦ノ川、新田川、田ノ尻川、久保谷川、新川、野田川、乙井川、山越川、宮川、通免川	21.2.1	2,530
	(豊中)	財田川、宮川、竿川外	21.2.1	2,751
	(詫間)	水出川、北浦川、高瀬川、浜堂川、瀬入川、新川、経面川、砂川、城下川、大新田川、明神川、和田内川、名部戸川、大井出川、肥地木川、箱川、北手川	20.4~6	3,803
	(仁尾)	江尻川、砂入川、田井川、脇の内川、杖戸川、内田川、天王川、詫間越川、朝日川、金坂川保川	20.5.11他	868
	(財田)	財田川、屋丹波川、大口川、帰来川、中瀬川、山才川、溪道川、本篠川、長野川、入樋川	21.2.8他	1,204
計				133,044

No	274
該当箇所	14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効を期すためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。</p> <p>このため、県民に対して、テレビ、ラジオ、新聞、県ホームページ等の各種広報手段を通じ、あるいは環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の環境保全についての正しい認識を広めるよう努めるとともに、汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制等、環境保全に向けた取組について、ボランティア団体等による住民参加の推進に努めるものとする。</p> <p>なお、実施に当たっては、(社)瀬戸内海環境保全協会等の協力を得るとともに、住民参加の観点から、必要に応じパブリックコメントの実施等により、住民意見の反映に努めるものとする。</p>
施策名	NPOとの協働の推進
担当部局	福岡県新社会推進部社会活動推進課
施策の概要	NPOと行政がイコールパートナーとして実りある協働を実現できるよう要綱等を整備。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>平成15年3月に「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針」を策定。</p> <p>平成21年4月にNPO・ボランティアと企業、行政との協働についての提言を受ける。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	275
該当箇所	14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効を期すためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。</p> <p>このため、県民に対して、テレビ、ラジオ、新聞、県ホームページ等の各種広報手段を通じ、あるいは環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の環境保全についての正しい認識を広めるよう努めるとともに、汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制等、環境保全に向けた取組について、ボランティア団体等による住民参加の推進に努めるものとする。</p> <p>なお、実施に当たっては、(社)瀬戸内海環境保全協会等の協力を得るとともに、住民参加の観点から、必要に応じパブリックコメントの実施等により、住民意見の反映に努めるものとする。</p>
施策名	NPO提案活用事業
担当部局	福岡県新社会推進部社会活動推進課
施策の概要	NPOとの協働による県民サービス向上事業
瀬戸内海関係地域での実施事例	NPO・ボランティア団体から随時、県政にかかる提案を募集し、優れた案を提出した団体に協働委託により実施。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	276
該当箇所	14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効を期すためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。</p> <p>このため、県民に対して、テレビ、ラジオ、新聞、県ホームページ等の各種広報手段を通じ、あるいは環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の環境保全についての正しい認識を広めるよう努めるとともに、汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制等、環境保全に向けた取組について、ボランティア団体等による住民参加の推進に努めるものとする。</p> <p>なお、実施に当たっては、(社)瀬戸内海環境保全協会等の協力を得るとともに、住民参加の観点から、必要に応じパブリックコメントの実施等により、住民意見の反映に努めるものとする。</p>
施策名	環境保全普及啓発事業
担当部局	福岡県環境部環境保全課
施策の概要	環境月間の6月に街頭啓発活動を実施。
瀬戸内海関係地域での実施事例	毎年、環境月間の6月に街頭啓発活動を実施。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	279
該当箇所	14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効を期すためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。</p> <p>このため、県民に対して各種の広報手段を通じあるいは環境月間、瀬戸内海環境保全月間の行事等において、瀬戸内海の保全についての正しい認識を高めるよう広報活動の実施に努めるとともに、河川、海岸等へのごみの不法投棄防止、生ゴミの流出防止、浄化槽の維持管理の適正化を図るなど実践活動の普及に努めるものとする。</p> <p>なお、これらの事業の実施に当たっては、環境活動リーダーの支援等を行うとともに(社)瀬戸内海環境保全協会等の協力を得て、より一層その効果を増すよう努めるものとする。</p> <p>また、環境保全施策の策定に当たっての住民意見の反映方策についての検討に努めるものとする。</p>
施策名	平成21年度「環境の日」及び「環境月間」行事について
担当部局	大分県生活環境部生活環境企画課
施策の概要	環境保全活動の普及・啓発に関する各種行事等を実施することにより、国民一人ひとりが自らの生活・行動を見直していききっかけ作りとなることを目指して、各種行事の実施を、県内部、市町村、事業者、NPO法人等に依頼している。
瀬戸内海関係地域での実施事例	環境保全活動の普及・啓発に関する各種行事等を実施することにより、国民一人ひとりが自らの生活・行動を見直していききっかけ作りとなることを目指して、各種の行事を実施した。(具体的な行事例は裏面参照)
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

平成21年度「瀬戸内海環境保全月間」行事実施状況

環境保全思想の普及及び住民参加の推進

行事名	行事内容	対象	期日
小学生の体験学習	市内の小学生を対象に、衛生環境研究センターを公開し、簡易な測定法を用いて水質、自動車排ガスなどの体験学習を指導するとともに、環境保全への関心を深めた。	小学生	6月9日
公害パトロール	事業場の環境保全対策等の確認調査	各事業所	6月10日 6月18日

なぎさの楽校



海の教室



No	284												
該当箇所	14. 環境教育・環境学習の推進 (3)民間団体への活動支援												
該当箇所本文	<p>こどもエコクラブ交流会の開催等各自の取り組み発表や大阪府環境パートナーシップのネットワーク活用により、情報を交換できる場や機会を設ける。</p>												
施策名	環境教育・環境学習の推進												
担当部局	大阪府環境農林水産総合研究所 環境科学センター												
施策の概要	<p>H18年度までは、府内のこどもエコクラブの交流会や環境実験教室を開催するとともに活動報告書を作成 H19年度からは、交流会、環境実験教室にかえて、「こどもエコクラブ・サポーター等支援講習」を実施 H17年度から、民間団体への活動支援策として「環境NPO等情報交流事業」を実施</p> <p>「こどもエコクラブ・サポーター等支援講習」 地域における子ども達の環境保全活動の充実を図るために、子ども達の指導的役割を担うサポーターや学校教員等を対象に、環境NPO等が講師となり、環境活動に関する知識・技能の向上を図る講習会を開催</p> <p>「環境NPO等情報交流事業」 環境情報プラザのwebページ「かけはし」において、ネット上で情報交流の場を提供するとともに、府が事務局となり広くメンバーを募り、メンバーと協働した交流会、セミナー等を開催し、環境NPO等の活動を支援</p>												
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>H16年度 こどもエコクラブ交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾崎漁業協同組合の協力を得て、大阪湾の漁業について説明 ・海岸のゴミ清掃活動と地引き網体験 ・参加クラブの日頃の活動についての発表会 												
項目1	こどもエコクラブ交流会					単位	人						
年度	H14	H15	H16	H17	H18								
	68	44	47	30	20								
項目2	環境実験教室					単位	人						
年度	H17	H18											
	36	28											
項目3	サポーター等支援講習					単位	人						
年度	H19	H20	H21										
	20	24	29										
項目4	かけはし交流会					単位	人						
年度	H17	H18	H19	H20	H21								
	67	78	64	82	70								

No	288
該当箇所	15 環境教育・学習の推進
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。また、兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会により行われている地域別研修会等を活用した環境教育を進めることとする。</p> <p>また、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。さらに、学校教育においても環境学習等の推進を図るものとする。</p>
施策名	環境学習の推進
担当部局	兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課
施策の概要	<p>1 ライフステージに応じた環境学習・教育の推進 環境や生命を大切に思う“こころ”を育み、学習から実践へとつなげていくため、幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じて、体験を基本とし、体系的なプログラムを内容とする環境学習・教育を展開している。</p> <p>(1)ひょうごっこグリーンガーデン(幼児期の環境学習) 幼児自らが動物や花木に触れるなど自然体験を通じ、生命の大切さに身をもって気づく力を養うことを目的として、県内の幼稚園、保育所が体験型環境学習実施に要する経費の補助や、環境学習・教育の指導者となる人材を育成する事業等を実施している。</p> <p>(2)ひょうごグリーンスクール(学齢期の環境学習・教育) 児童生徒が、自然とのふれあいや身近な生活の中での気づきや発見をきっかけとして、環境について関心を持ち、理解を深め、実践力を育成するとともに、自然に対する豊かな感受性や命を尊ぶ心、思いやりの心を育むことを目的として、県内公立小学校3年生を対象とした、環境体験事業等を実施している。</p> <p>(3)ひょうごグリーンサポートクラブ(成人期の環境学習) 地域の人材や資源を活用し、次代を担う幼児、児童、生徒の環境学習・教育の総合的展開を支援するとともに、成人自らが環境保全や学習に関する様々な活動を行うことを目的として、コーディネート機能の充実、サポーターの人材養成等を実施している。</p> <p>2 環境学習・教育及び環境保全活動推進のための支援・基盤の強化 環境の保全・創造に関する学習や実践活動への県民の参加を支援している。 また、実際に環境にふれ、環境の大切さを体感できるよう、体験型環境学習・教育を支える基盤の構築を進め、施設間の連携・ネットワーク化を図るため、環境問題に対する県民の意識向上を目的とした、ひょうご環境体験館の運営等を行っている。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうごっこグリーンガーデン実践事業(浜、海辺での自然体験等) ・環境体験事業(海での環境体験事業等) ・いきいきわくわくエコ洋上体験学習(阪神南) ・みんなの浜辺調査(阪神南) ・3県民局森・川・海の体験型環境学習(東播磨) ・西播磨エコプレーヤー塾の実施(西播磨)
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	291
該当箇所	9. 環境教育・環境学習の推進
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全に対する理解、環境保全活動に参加する意識、自然に対する感性及び自然を大切に思う心をはぐくむため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者及び民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。</p> <p>県においては、環境保全活動を積極的に行っている民間団体や企業等によって構成された奈良県環境県民フォーラムにおいて、構成員が相互に意見交換を行い、環境保全活動の先導的役割を果たすことを目指し、環境保全活動の手法を考え、行政、関係団体及び企業と連携・協力して推進し、活動内容等を情報発信していくものとする。</p> <p>また、「環境アドバイザー制度」及び「どこでもエコ教室」の実施その他の環境教育・環境学習の推進を図るものとする。</p>
施策名	環境教育、環境学習の推進
担当部局	奈良県土木部河川課
施策の概要	<p>◆「万葉の清流ルネッサンスキャンペーン」の一環</p> <p>①総合学習における出前講座・リバーウォッチング 内容：小学校学年単位で募集し、職員が学校へ赴く。出前講座では大和川の治水・水質等についてパワーポイントを使って講義し、実験を交え一人ひとりが家庭で出来ることを考えてもらう。リバーウォッチングでは実際に川に入って水生生物を観察し、生物から川の水質を判定し、川の汚れる原因や自分たちに出来ることなどを考えてもらう。</p> <p>②小学生向け情報紙「かっぱ通信」の作成・配布（A3カラー両面印刷）</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>①出前講座・リバーウォッチング：大和川流域市町村内の小学校 平成21年度：23校 参加者数1,361名</p> <p>②「かっぱ通信」：大和川流域全168小学校に年3回配布</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	292														
該当箇所	15. 環境教育・環境学習の推進														
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識の高揚を図るためには、県民一人ひとりが自らの活動と環境の関わりを十分理解するとともに、自然に対する理解を深め自然を尊ぶ心を培うことが必要である。</p> <p>地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境シンポジウムの開催、自然とのふれあい体験、自然観察会を通して、県民の環境に対する正しい理解と環境保全活動への参加意識を高めることを目的に普及啓発事業を推進する。</p> <p>また、県民一人ひとりが環境に関心を持ち、それぞれの責任と役割を認識し、それを行動につなげていくため、学校、地域、家庭、職場、環境保全活動など様々な場において、子供から大人までの幅広い層を対象に意識啓発、環境教育・環境学習を行う施策の推進を図る。</p>														
施策名	環境調整事業・わかやま環境保全活動・学習推進事業														
担当課室	和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課														
施策の概要	<p>(環境学習アドバイザー派遣事業) 環境保全に関する知識の普及、意識の高揚を推進するため、環境分野の有識者を環境学習会等に派遣する「環境学習アドバイザー派遣事業」では、例年瀬戸内海における環境学習の取組事例がある。 なお、この事業は平成15年度から実施しており、平成16年度からは対象を学校だけでなく市町村、事業者、民間団体等にも拡大している。</p> <p>(わかやまecoラーニング事業) 体験学習をとおして、和歌山県の自然について理解を深め、具体的な環境保全活動行動につなげられるようにするため、「海」「山」「里」「川」をテーマに環境学習講座を開催する。</p>														
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(環境学習アドバイザー派遣事業) 平成21年度に実施された派遣事業のうち、瀬戸内海における環境学習に該当する取組事例は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「海辺の生き物観察」 平成21年4月24日（広川町西広海岸）有田川町立藤並小学校主催 ○「雑賀崎－なだの浜－磯の美化・磯の観察会」 平成21年6月7日（和歌山市雑賀崎）トンガの鼻自然クラブ主催 <p>(わかやまecoラーニング事業) 平成21年度に実施された体験型環境学習講座のうち、瀬戸内海における環境学習に該当する取組事例は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「磯の観察会」 平成21年6月21日（広川町小浦海岸） ○「親子生き物観察教室」 平成21年7月20日（和歌山市和歌浦干潟） 														
活動状況を示すデータ															
項目1	環境月間記念講演会参加者数(瀬戸内海関係)										単位				
年度						H18		H19				年度			
						380人		340人				(人)			
項目2	環境学習アドバイザー派遣事業における観察会(瀬戸内海関係)										単位				
年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21					年度				
	1回	46人	1回	37人	2回	101人	1回	74人	3回	245人	2回	155人	(人)		
項目3	わかやまecoラーニング(瀬戸内海関係)										単位				
年度										H20		H21		年度	
										3回	187人	2回	93人	(人)	

No	293															
該当箇所	14. 環境教育・環境学習の推進															
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全に対する理解を促進し、環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進することが必要である。このため、平成17年に策定した「広島県環境学習推進実施計画」に基づき、小学校及び中学校における総合的な学習の時間等の活用により学習機会の増大を図るとともに、環境保全アドバイザー等の環境学習指導者の養成、環境学習プログラムの作成等を実施して、環境教育・環境学習の普及拡大を図る。</p> <p>環境教育・環境学習の実施に当たっては、日々の生活の中で環境対策として実践できる、省エネ・省資源、廃棄物の減量化、生活排水等の対策が、地球温暖化防止、ごみの不法投棄防止、汚濁負荷量の低減につながり、これらがひいては瀬戸内海の環境保全に寄与することが理解されるよう努めるとともに、かつて瀬戸内海が豊かな生物多様性と高い生物生産性を有する海域であったことを考慮し、瀬戸内海が里海※として、環境に配慮した持続可能な海域として再生されるよう意識醸成を図る。</p> <p>また、国立公園等を活用した自然観察会等の体験学習、水生生物による水質環境調査等を実施するほか、ボランティア等の人材育成及び「こどもエコクラブ」、「せとうち海援隊」、広島県マイロードシステム、広島県ラブリバー制度等において活動する団体に対する支援等に努める。</p>															
施策名	環境学習指導者の養成支援及び環境学習プログラムの作成															
担当部局	広島県環境県民局環境部															
施策の概要	<p>1) 本県では、廃棄物抑制等の環境保全活動・環境学習の実践を中心となって指導できる教員を養成するため、県内の小中学校教員を対象にした環境教育研修を平成16年度から実施している。また、研修を受講した教員が学校で実践した環境学習プログラムを事例集として取りまとめ、県内の小中学校へ配布している。</p> <p>実践集には、地域の自然を活用した体験型のプログラムを数多く掲載しており、瀬戸内海の沿岸部の学校において行われた水生生物調査等の実践内容も紹介している。</p> <p>2) 地球温暖化対策や廃棄物抑制等の環境学習を地域と一体となって取り組むため県内市町のうち、環境学習を積極的に推進する自治体を「環境学習モデルタウン」に指定(県内4市1町)し、モデルタウンが実施する環境学習を支援するとともに、指導者の養成、先進的な環境学習の普及拡大等を図った。「環境学習モデル校」を支援するとともに、モデル校の取組の普及拡大を図った。</p> <p>3) 環境保全アドバイザーを養成するとともに、環境保全アドバイザー等環境学習指導者を対象にした資質向上研修等を「環境学習モデルタウン事業」の中で実施している。</p> <p>4) 県内5年生全員に「エコチャレンジ日記」を配布し、身近なところから環境に関心を持ってもらい、学校での取組を家庭、地域に広げる活動を行っている。</p> <p>5) 子どもたちの環境に係る自主的な取組「こどもエコクラブ」活動を支援している。</p> <p>6) 第六管区海上保安本部と共催し、広島湾にて小学生を対象にした海洋環境学習を実施している。</p> <p>7) 県内の大学生が学校の枠を越えて連携(大学環境ネットワーク)し、各地で環境出前講座や環境学習会など環境保全活動を展開することで地域における環境保全意識の高揚を図っている。</p>															
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○ 環境学習モデルタウン事業において、教員をはじめ地域での環境保全活動者に環境学習に関する講座を開催し、指導者の育成を図った。</p> <p>○ 「こどもエコチャレンジ日記」を活用して取り組んだ水質調査等を、他の学校、地域の人に発表する「こども環境会議」を開催し、子どもたちの取組状況、水質保全に向けた取組方法の啓発を行うとともに、他のこどもエコクラブの活動について知ることにより、活動の活性化や連帯感を醸成した。</p> <p>○ 第六管区海上保安本部と共催し、広島湾にて、小学生を対象にした環境学習、「海洋環境こどもクルーズ」を平成14年度から実施している。</p> <p>海洋環境こどもクルーズは、21世紀を担う子どもたちが、巡視船等への乗船学習や陸上での環境学習を通じ、海洋環境保全の重要性を認識し、青く豊かな海を未来に残すための推進力になることを目的として実施しているものであり、毎年80～90名程度の小学生が参加している。</p>															
項目1	環境保全アドバイザー登録者数											単位	人			
年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21			
	113	139	210	237	232	230	234	246	260	277	269	276	286			
項目2	海洋環境こどもクルーズの参加者数(H17以降は保護者数を含む)											単位	人			
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21								
	74	80	-	98	105	102	103	72								

No	295【終了】
該当箇所	15 環境教育・環境学習の推進
該当箇所本文	<p>瀬戸内海的环境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海岸環境整備事業、エコ・コースト事業、いきいき・海の子・浜づくり事業等の海岸事業及び大久野島におけるビジターセンターの整備等により、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進するための施設整備を進めるとともに、水生生物による水質環境調査など、瀬戸内海的环境の理解促進のためのプログラム等の整備に努めるものとする。</p> <p>また、児童・生徒に対しては、小学校及び中学校の総合的な学習の時間等を活用し、環境教育の推進を図るものとし、環境教育に関する教員研修の実施や環境教育推進に係るモデル事業等を実施して、環境教育の普及拡大を図る。</p> <p>さらに、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供や広島県環境保全アドバイザー養成講座等によるボランティア等の人材育成及び「こどもエコクラブ」の活動支援や広島県河川道路美化活動保険制度などにより、民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。</p>
施策名	自然公園等施設整備事業
担当部局	広島県環境部 自然環境課
施策の概要	<p>県内の自然公園や野外レクリエーション施設については、ユニバーサルデザインの導入や環境学習機能の強化といった利用者のニーズに沿った適切な整備を図ります。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	296
該当箇所	15 環境教育・環境学習の推進
該当箇所本文	国立公園等を活用した自然観察会等の体験学習、水生生物による水質環境調査等を実施するほか、ボランティア等の人材育成及び「子どもエコクラブ」、「せとうち海援隊」、広島県マイロードシステム、広島県ラブリバー制度等において活動する団体に対する支援等に努める。
施策名	広島県河川道路美化活動保険制度(ラブリバー制度)
担当部局	広島県土木局

施策の概要
 県管理河川において、河川美化活動を行う団体について、安心して活動できるよう傷害・賠償責任保険の加入を行う。また、それらの団体の中でボランティアで継続的に河川美化活動を行う団体を「ラブリバー団体」として認定し、当該団体が美化活動を行っていることを示すサインボードの設置でバックアップする。さらに活動経費の一部を奨励金として交付する。

瀬戸内海関係地域での実施事例
 瀬戸内海関係地域において、広島県河川道路美化活動保険制度適用団体として、約570団体を認定。

進捗状況を示すデータ													
項目1	県内全域における河川道路美化活動認定団体数									単位	団体		
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21					
	109	126	142	140	143	165	352	568					
項目2										単位			
年度													
項目3										単位			
年度													

No	299										
該当箇所	15. 環境教育・環境学習の推進										
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。</p> <p>また、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。</p> <p>香川県環境教育・環境学習基本方針に基づき、環境学習プログラムの開発、環境キャラバン隊等による環境学習への参加機会の提供、人材の育成・活用、学習資器材や情報の提供による活動支援、環境学習の場の整備等に努めるものとする。</p>										
施策名	情報・資器材の提供などによる環境保全活動の支援										
担当部局	香川県 環境森林部 環境管理課										
施策の概要	<p>情報・資器材の提供などによる環境保全活動の支援</p> <p>[水環境体験学習支援事業(水生生物による水質調査)]</p> <p>環境省の呼びかけにより水環境の保全を図るため、身近な川に対して関心を高めてもらうことを目的に、中・高校生等に参加を呼びかけ、昭和60年度から毎年実施している。</p> <p>また、全国調査結果を環境省のホームページにて公開している。</p>										
	<p>[水環境体験学習支援事業(水生生物による水質調査)]</p> <p>下水道や合併浄化槽の整備など生活排水対策の推進を行い、県民が水環境について理解を深めるため実施している。</p> <p>平成21年度の実施団体は、次のとおりである。</p> <p>26団体 841人が参加</p>										
瀬戸内海関係地域での実施事例	進捗状況を示すデータ										
	項目1	水環境体験学習支援事業(水生生物による水質調査)								単位	
	年度	H16		H17							
		31 団体	678 人	27 団体	875 人						
	項目2									単位	
	年度	H18		H19							
		25 団体	608 人	25 団体	758 人						
	項目3									単位	
	年度	H20		H21							
		31 団体	738 人	26 団体	841 人						

No	303
該当箇所	15 環境教育・環境学習の推進
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施策の整備や、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。</p> <p>また、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。</p>
施策名	愛と心のネットワークモデル事業
担当部署	愛媛県県民環境部管理局県民活動推進課

施策の概要	<p>県内に活動拠点をおき、下記に掲げる要件を満たす公益的活動を目的とした非営利団体が実施する、地域住民相互による助け合い・支え合いの社会貢献活動で、一定の要件を満たす事業について審査を行い、採択された事業に対し補助を行う。</p> <p>(1)10人以上で活動している団体 (2)特定非営利法人活動促進法に適合している団体 (3)組織の運営に関して定款・会則・規約等を有する団体 (4)事業実施から報告まで、責任をもって履行できる団体</p> <p>・補助額：補助対象経費の1/2以内、限度額500千円</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○実施内容例</p> <p>事業名：有用微生物群を活用した自然浄化事業（特定非営利活動法人ゆげ・夢ランドの会：正会員20名、賛助会員230名） 事業目的：汚染された海浜の環境浄化のため、有用微生物を活用し、生活環境の向上と家庭生活での活用による汚染防止及び啓発を促進する。</p> <p>①小中高等学校での環境浄化講演及び実施指導 ②有用微生物の育成と会員への頒布 ③同 会員外への販売・普及事業 ④生ゴミ処理バケツの斡旋 等</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ		補助額(上記事業のみ)													
項目1										単位	千円				
年度	H17														
	250														
項目2										単位					
項目3										単位					

No	307
該当箇所	15 環境教育・環境学習の推進
該当箇所本文	瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進することが必要である。 このため、本県では、平尾台自然観察センターの整備等により自然とのふれあいの場を確保するとともに、水辺教室・海辺教室等の体験的な学習機会の提供を行っており、今後とも自然環境教育の推進に努めていくものとする。
施策名	環境教育・環境学習の推進
担当部局	福岡県 環境部 自然環境課 自然公園係
施策の概要	1. 瀬戸内海関係地域における自然環境を大切に思う心を育むため、環境教育・環境学習の機会を提供するよう努めることとしている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	1. 平尾台自然観察センターにおいて、自然観察会や鍾乳洞探検など自然体験学習や環境美化活動「平尾台クリーン大作戦」を行うことにより、環境教育・環境学習を推進している。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	309
該当箇所	15 環境教育・環境学習の推進
該当箇所本文	<p>瀬戸内海的环境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進することが必要である。</p> <p>このため、本県では、平尾台自然観察センターの整備等により自然とのふれあいの場を確保するとともに、水辺教室・海辺教室等の体験的な学習機会の提供を行っており、今後とも自然環境教育の推進に努めていくものとする。</p> <p>また、学校教育においても、総合的な学習の時間の活用や、環境教育副読本の配布等を通じて環境教育等の推進を図るものとする。</p>
施策名	環境教育・環境学習の推進
担当部局	福岡県環境部環境保全課
施策の概要	水辺教室や海辺教室を開催し、河川、海域への関心を高め、水環境を保全する意識の高揚を図る。
瀬戸内海関係地域での実施事例	小学生や地域住民を対象に水辺教室・海辺教室を実施。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	310
該当箇所	16 情報提供、公報の充実
該当箇所本文	<p>住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により、広く情報を提供するシステムの構築等を進める必要がある。</p> <p>このため、県のホームページやせとうちネットを活用し、情報提供を進めるとともに、啓発用冊子等の配布を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めているところであり、今後ともこれらの施策を積極的に推進するものとする。</p>
施策名	環境教育・環境学習の推進
担当部局	福岡県環境部環境保全課
施策の概要	インターネットを活用し公共用水域水質等測定結果等を公開。
瀬戸内海関係地域での実施事例	県HP内「ふくおかの水環境」で環境基準点の水質測定結果(COD、T-N、T-P)を公表している。また、「ふくおか環境ひろば:福岡県環境情報総合サイト」に掲載の環境白書でも公表している。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	311(新規)
該当箇所	15 環境教育・環境学習の推進
該当箇所本文	瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進することが必要である。 このため、本県では、平尾台自然観察センターの整備等により自然とのふれあいの場を確保するとともに、水辺教室・海辺教室等の体験的な学習機会の提供を行っており、今後とも自然環境教育の推進に努めていくものとする。また、学校教育においても、総合的な学習の時間の活用や、環境教育副読本の配布等を通じて環境教育の推進を図るものとする。
施策名	環境教育副読本作成
担当部局	福岡県 環境部 環境政策課
施策の概要	1. 小学校における環境教育の実施を支援するため、県教育委員会の協力のもとに、毎年度、福岡県環境教育副読本を作成し、県内全小学校に配付している。
瀬戸内海関係地域での実施事例	1. 毎年度、福岡県環境教育副読本を作成し、県内の瀬戸内海関係地域の全小学校に配付している。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

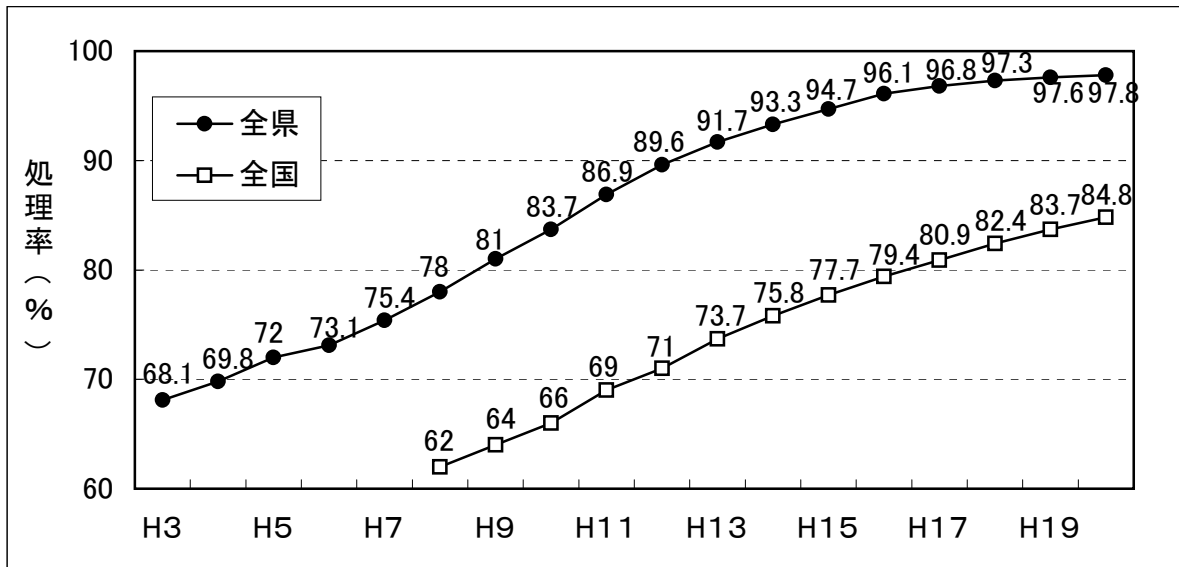


図 生活排水処理率(汚水処理人口普及率)の推移

No	315
該当箇所	16 情報提供・広報の充実
該当箇所本文	広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。
施策名	循環型社会形成推進事業
担当部局	岡山県生活環境部循環型社会推進課
施策の概要	<p>循環型社会形成推進条例に掲げる施策 (4) 循環資源情報提供システム整備事業 循環資源の需要と供給をインターネットでマッチングするシステムを運用している。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	上記と同じ
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	316【終了】
該当箇所	16 情報提供, 広報の充実
該当箇所本文	広島県のホームページ, せとうちネットなどのインターネットや広報誌, 新聞, テレビ, ラジオ等の広報媒体を通じて, 瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減, 廃棄物の排出抑制への取組み等の広報に努めるものとする。
施策名	広島県環境部HP「エコひろしま」による情報提供
担当部局	広島県環境部環境対策局

施策の概要	広島県環境部ホームページ「エコひろしま」を通じて, 瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減, 廃棄物の排出抑制への取組み等の情報発信を行った。
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	広島県環境部ホームページ「エコひろしま」 (http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/)
----------------	--

進捗状況を示すデータ															
項目1										単位	t/日				
年度															
項目2										単位					
年度															
項目3										単位					
年度															

2008年3月8日「エコひろしま」リニューアルしました！

冬こそ省エネ。

WWWを検索 サイト内を検索 検索

■ 新着情報 ▶ 履歴

- 2008/03/05 第12回八幡瀨原自然再生協議会を開催します
- 2008/03/05 瀬戸内海環境保全広島県計画(変更案)への意見募集
- 2008/03/04 報道発表資料を更新しました
- 2008/02/29 20年度ひろしま産業創生補助金(リサイクル枠)募集予告

■ 注目情報

- 2008/03/03 「エコひろしま」リニューアルしました！ [詳しく](#)
- 2007/12/25 冬の省エネルギー対策について [詳しく](#)

■ 環境ブログ

エコひろしまリニューアル！！
 3月8日(月)にエコひろしまのリニューアルを行いました！当サイトを利用される方々のニーズに応じた環境情報を提供するため、トップ

▶ 報道発表資料

▶ イベント情報

▶ 募集情報

▶ 窓口一覧

▶ 申請・届出

▶ リンク集

エコひろしまとは

チャレンジ！

環境クイズ

エコキッズ

あなたは0280398人目のエコジニア人です。

広島県のトップページへ戻る

■ メニュー

<p>環境行政情報</p> <p>環境部のご案内 環境に関する計画 環境白書 環境保全関係規程 公害審査会 検査制度 申請・届出</p>	<p>環境学習</p> <p>【利用者別入口】 環境学習指導者 県民 事業者 子ども</p>	<p>地球環境</p> <p>地球温暖化 オゾン層保護 フロン回収 酸性雨</p>	<p>瀬戸内海の窓</p> <p>瀬戸内海の保全 流域づくり(黒瀬川) せとうち海接陸 生物調査 干潟情報</p>	<p>大気・水・土壌環境</p> <p>大気 水質 騒音・振動 悪臭 土壌汚染</p>
<p>自然公園・野外科野生物</p> <p>自然公園 野外科施設 野生物 狩猟免許 愛鳥週間</p>	<p>廃棄物・リサイクル</p> <p>廃棄物処理計画 一般廃棄物 産業廃棄物 不法投棄 リサイクル 浄化槽 産業廃棄物処理</p>	<p>環境アセスメント</p> <p>環境アセスメント 景観情報</p>	<p>化学物質</p> <p>PRTB 適正管理(条例) 環境ホルモン リスクコミュニケーション ダイオキシン</p>	<p>トピックスなど</p> <p>報道発表資料 イベント情報 募集情報 新着履歴 用語集</p>

PDFをご覧いただくには、Adobe ReaderのPlug-inが必要です。
 お持ちでない方はPlug-inをダウンロードのうえご覧ください。

↑ ページのトップへ

No	317
該当箇所	16 情報提供、広報の充実
該当箇所本文	住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、ホームページ、環境白書、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。瀬戸内海の現状については、せとうちネットの活用により情報の共有化を図るものとする。
施策名	環境情報の提供
担当部局	香川県環境森林部 環境政策課
施策の概要	<p>県民や事業者などの環境問題への理解を促進し、自主的な取り組みを誘導していくためには、環境情報の充実とともに、正確な情報が適切かつ迅速に提供される体制整備が求められている。</p> <p>香川県では、県のホームページにおける環境情報の充実をはじめ、環境白書等の刊行やパンフレット等の作成・配布、イベントの開催、県の各種広報媒体の活用などを通じて、環境に関する施策や事業等に関する情報提供を行っている。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>【ホームページ等による情報発信】</p> <p>ホームページ「香川の環境」を運営・管理し、インターネットを活用した情報発信を行っている。また、メールマガジン「エコライフ通信」により、最新情報を発信している。</p> <p>【環境白書等による環境情報の提供】</p> <p>県内の環境の状況や県が講じた施策の状況などを明らかにすることによって、県民の環境の現状に対する理解と認識を深め、自主的かつ積極的な行動を促進することを目的に、毎年環境白書を作成・公表している。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	319
該当箇所	16 情報提供、広報の充実
該当箇所本文	<p>住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により、広く情報を提供するシステムの構築等を進めることが必要である。 このため、県のホームページやせとうちネットを活用し、情報提供を進めるとともに、啓発用冊子等の配布を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めているところであり、今後ともこれらの施策を積極的に推進するものとする。</p>
施策名	インターネットによる公共用水域水質測定結果の公開
担当部局	北九州市環境局環境監視部環境保全課
施策の概要	インターネットを活用し公共用水域水質等測定結果等を公開。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>平成17年度までは、前年度調査をまとめた結果を公開(年1回更新)。 平成18年度からは、その年度の調査結果を四半期ごとに更新し、速報値として公表。 平成20年度からは、調査結果を随時、速報値として公表。</p>
H	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	320【終了】
該当箇所	17 広域的な連携の強化等
該当箇所本文	瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等を通じて広域的な連携の強化を図るものとする。
施策名	瀬戸内海広域連携推進事業
担当部局	広島県環境部
施策の概要	瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等との連携・情報交換を図っている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	瀬戸内海環境保全知事・市長会議の一員として、瀬戸内海の再生に向けた法整備に関する署名活動を実施した。また、瀬戸内海再生方策を作成し、関係省庁などに要望活動を行った。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位 団体
年度	
項目2	単位
項目3	単位

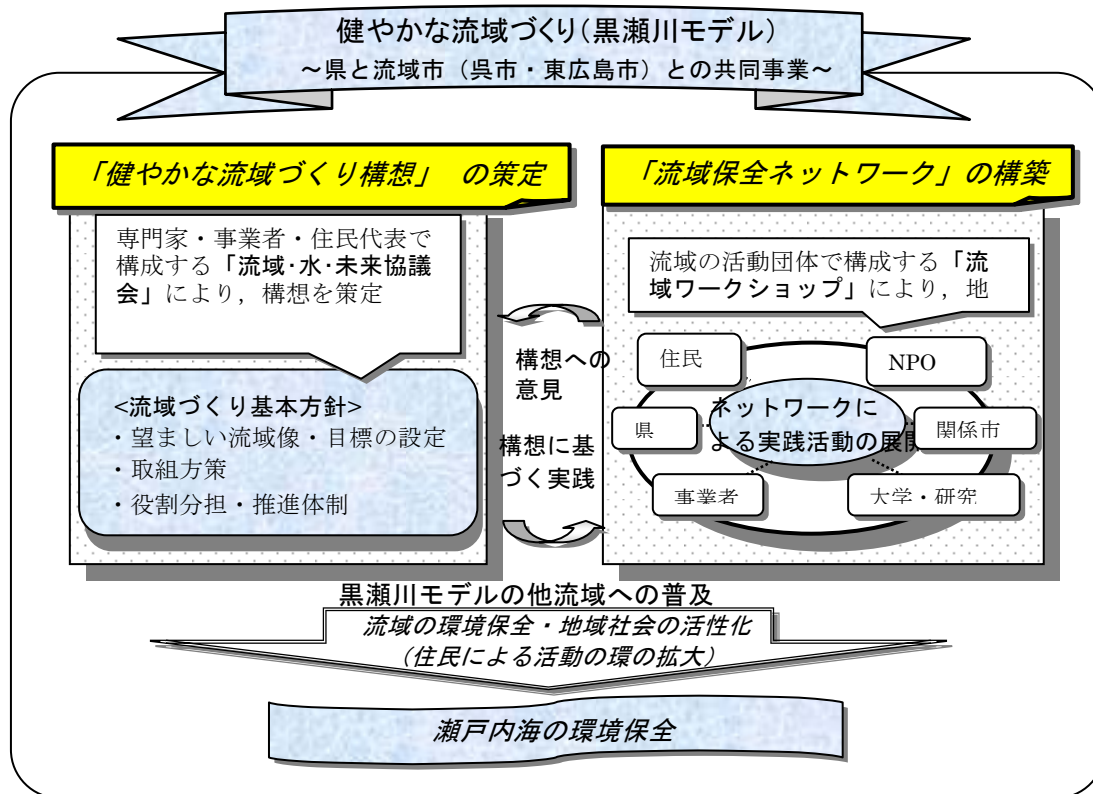
No	321【終了】
該当箇所	17 広域的な連携の強化等
該当箇所本文	また、健全な水循環機能の維持・回復等のため、河川流域を単位とした環境保全等に関する取組みを推進する。
施策名	健やかな流域づくり事業(黒瀬川モデル)
担当部局	広島県環境部

施策の概要	<p>(1)上流域の森林から下流域の干潟や海に至るまでの流域全体を捉えて、課題や取組みの方向性をまとめ、地域の住民・事業者・行政などの各主体がそれぞれの役割を担うとともに、協議・連携しながら、地域の実情や特性に応じた特色ある流域づくりを進めるための指針として平成16年度に「健やかな流域づくり構想」を策定した。</p> <p>(2)平成16年度に策定した構想を基に、「流域保全ネットワーク」を構築し、地域での環境保全の取組みを推進した。</p> <p>(3)具体的には、流域の活動団体で構成する「流域ワークショップ」(NPO、住民、事業者、学生、関係市町、広島県で構成)により地域での取組みを検討した。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1)流域ワークショップでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フラワーロードづくり・・・川土手へのさまざまな花の植栽 ・流域づくりイベントの開催・・・流域の保全につながるイベントの開催 ・山から海までの自然観察会の開催・・・自然観察会のリレーによる団体相互の交流 ・黒瀬川流域ガイドブックづくり・・・黒瀬川流域の見どころや自然環境等を紹介
----------------	---

進捗状況を示すデータ																	
項目1											単位	団体					
年度																	
項目2											単位						
項目3											単位						

<健やかな流域づくり(黒瀬川モデル)>



<黒瀬川流域の住民団体の取組み>

プロジェクトの取組み例



○流域フォーラムの開催



○フラワーロードづくり

